

「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題
について考える研究会」報告書

令和 8 年〇月

全国知事会子ども・子育て政策推進本部

少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る現状と課題

について考える研究会

【目次】

0	はじめに.....	1
1	結婚・少子化について考える背景.....	2
2	結婚・子どもを巡る現状.....	8
	コラム 国や民間団体における議論の状況.....	18
3	子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて（①婚姻や事実婚についての分析）....	21
	コラム 出会いの場の創出.....	38
4	子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて（②子育て政策についての分析）.....	42
	コラム 子どもの教育費負担の現状等.....	58
5	諸外国における家族政策.....	64
	コラム 近隣諸国の現状.....	93
6	今後解決していくべき課題.....	102
7	結び.....	113

（参考）研究会の開催状況

0 はじめに

我が国の出生数は明治 32（1899）年の統計開始以来、2022 年に初めて 80 万人を下回り、わずか 2 年後の 2024 年には国の推計より 15 年も早く 70 万人を割り込んだ。こうした急速な減少は、歯止めのかからない少子化の深刻さを示している。結婚と出産の結びつきが強固な我が国では、少子化の主要因として、婚姻数の減少が挙げられ、コロナ禍がこの傾向に拍車をかけた。婚姻数の減少は出産機会を減らし、結果として出生数の減少に直結している。

この少子化の進行は社会福祉や労働慣行など、現行の社会・経済システムの維持を困難にし、地域社会の持続可能性にも大きな影響を及ぼす。こうした現状を真摯に受け止め、安心して子どもを産み育てられる社会の実現に向け、国と我々地方自治体が車の両輪となって、あらゆる政策を総動員する必要があるが、現状実施されている施策では十分な効果が出てきていない状況にある。

こうした状況を踏まえ、全国知事会では、少子化の現状を理論的に分析し、結婚や子育てを巡る現状や課題、海外の事例や制度を整理し、新たな施策のヒントを得ることを目的に、2024 年 8 月に研究会を設置した。この研究会では、統計的な分析や有識者の助言を踏まえ、従来の施策の枠にとらわれない自由で幅広い議論を行った。議論では、若者のライフスタイルや価値観の変化を踏まえた柔軟な制度設計、経済的支援の強化、子育てをしやすくなる社会に向けた気運の醸成など、多角的な視点が提示された。

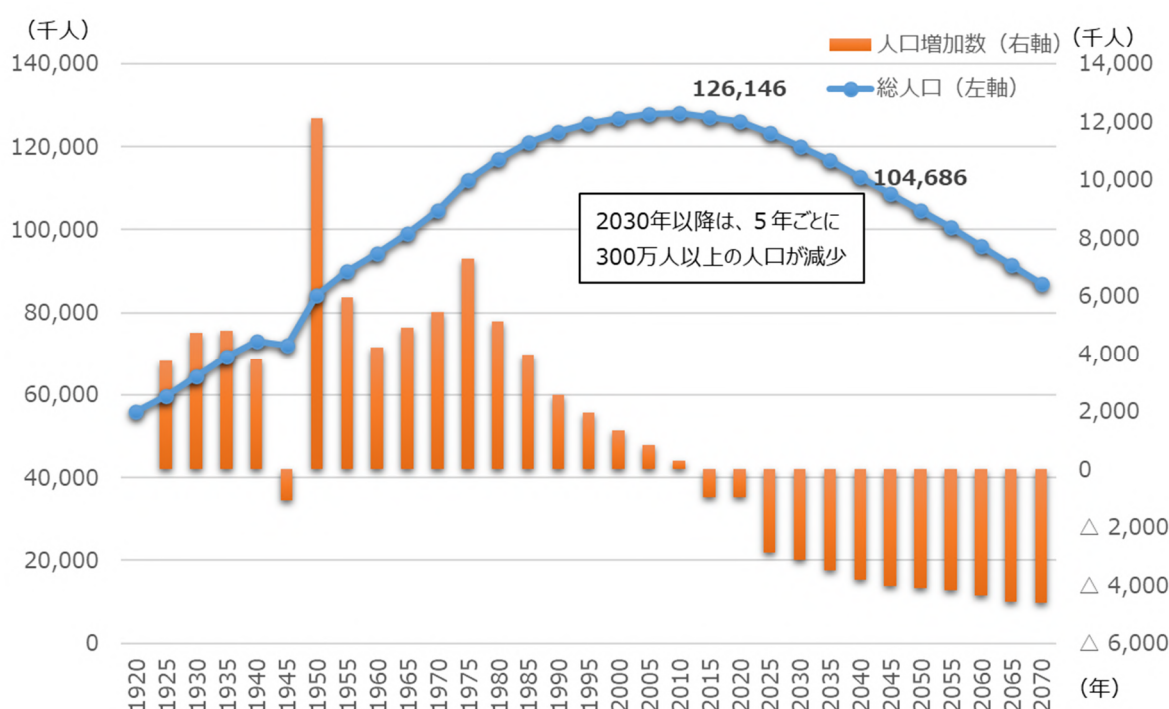
今後は、各地域が自らの地域の実情を踏まえ、研究会での議論を活かして実効性の高い施策を立案するとともに、国に対して必要に応じて働きかけを行うことが肝要である。既存の枠組みにとらわれず、若者の価値観や生活実態に寄り添った取組を進めることが、少子化トレンドを反転させる鍵となる。地方から新しい発想を生み出し、国全体の流れを変えていくことが求められている。

1 結婚・少子化について考える背景

まずは、我が国の現状について、人口減少の動向や出生数・出生率の変化を統計データに基づき、考察していく。

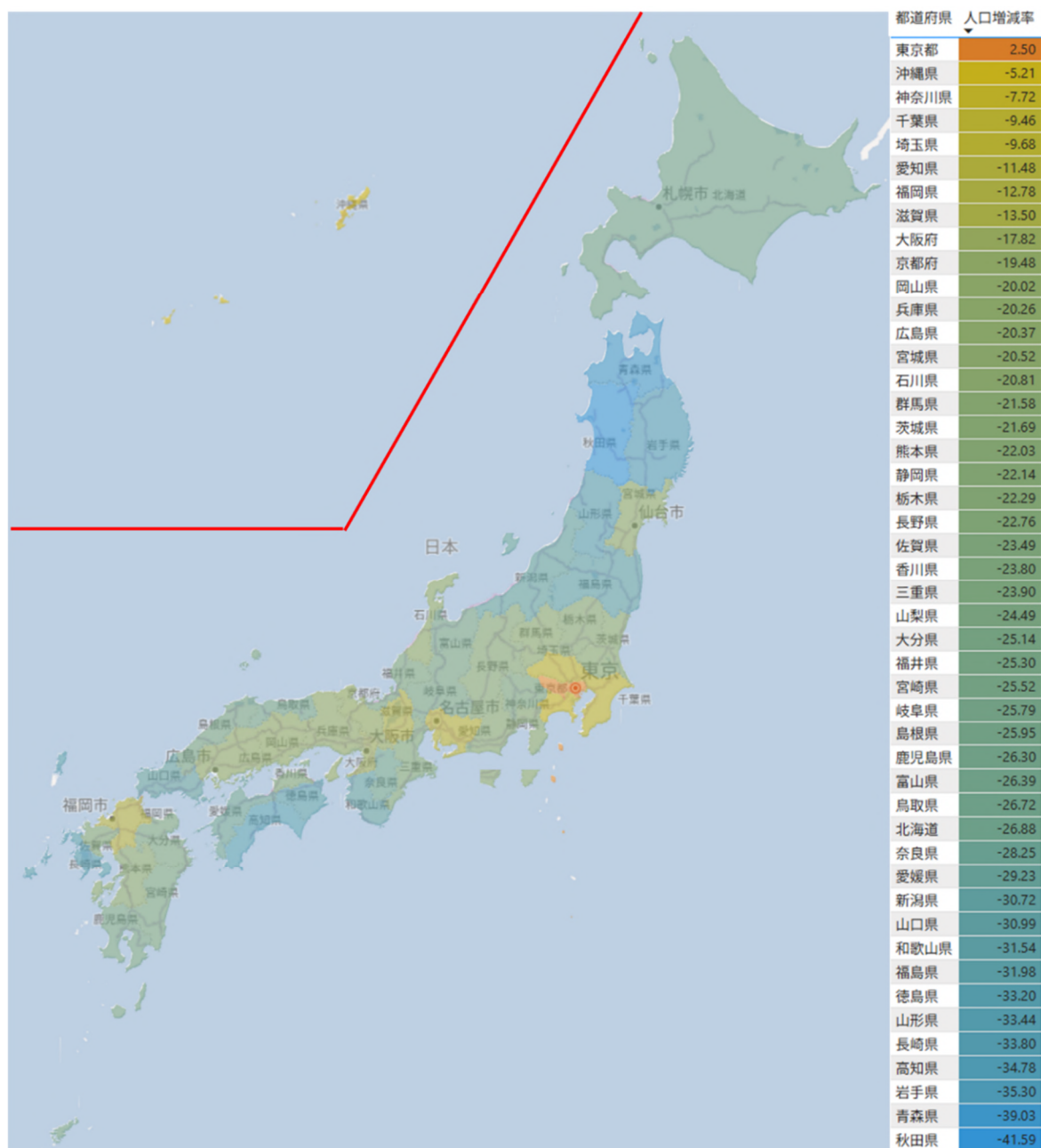
我が国の人口は 2008 年をピークに減少に転じている。国立社会保障・人口問題研究所が令和 5（2023）年に公表した推計によれば、2050 年には、全国の人口が 2020 年と比較して約 17%減少し、東京都を除く 46 道府県の全てで減少する見込みであり、人口減少率は地域により幅があるが、約 5 %～40%超にも及ぶ。

図表 1－1 人口増加数及び総人口の推移予測



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

図表 1－2 2020 年から 2050 年までの都道府県ごとの人口増減予測

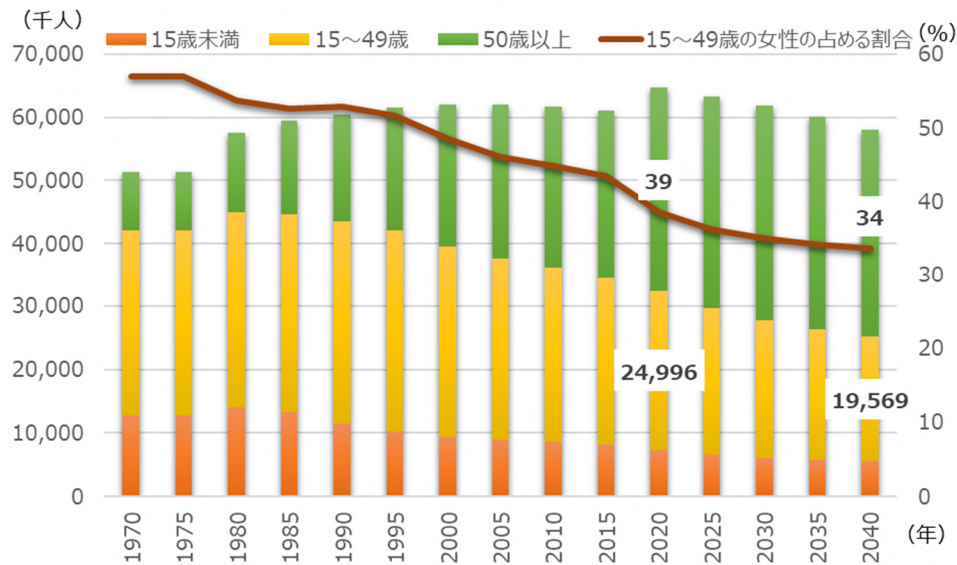


出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

出生に直結する 15～49 歳の女性人口¹に目を向けると、2020 年時点で約 2,499 万人であるが、今後 20 年で約 543 万人減少する見通しであり、将来の出生数に大きな影響を与えることは明らかである。

¹ 合計特殊出生率は「15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」である。

図表 1－3 女性の人口構成推移

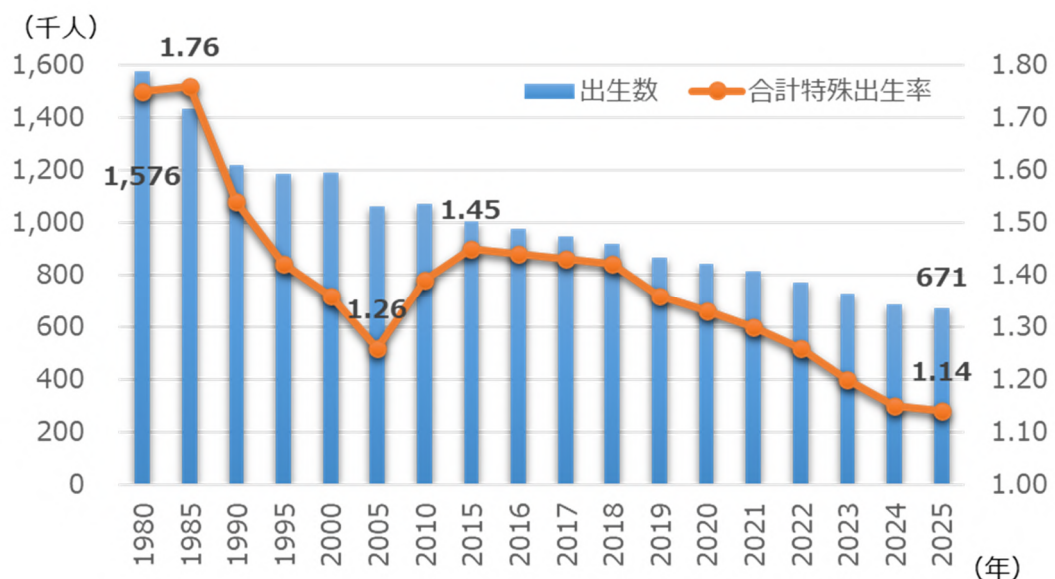


出典：厚生労働省「人口動態調査」及び国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」を基に作成

我が国の出生数は、2025年には67万1,236人（概数）となっており、統計開始以来過去最低を更新している。出生率の低下も著しく、1.57ショック²があった1989年以降、一時的な回復はあったものの、直近10年ほどは再び低下傾向にあり、2025年は過去最低を更新する1.14（概数）となった。この水準は、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回っている。

図表 1－4 出生数と合計特殊出生率の推移

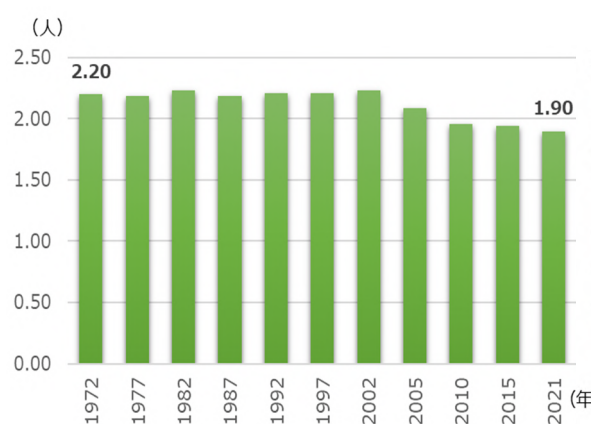


出典：厚生労働省「人口動態調査」※2015年以前は5年間隔、2025年は概数

² 1989年の合計特殊出生率は戦後最低の数値であった1966年（ひのえうま）の「1.58」を下回ったことから、社会的な反響が大きく「1.57ショック」と呼ばれている。

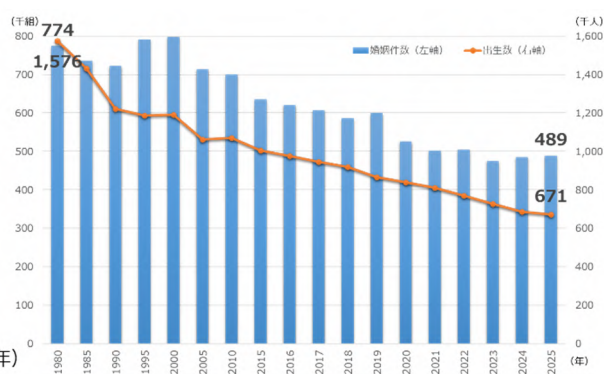
一方、夫婦の平均出生子ども数に相当する完結出生子ども数は、1970年代の2.2人から1.9人に減少しているが、結婚した男女は一生涯に概ね2人の子どもを生んでいる。このことは、結婚をすると子どもを持つ傾向が依然として強いことを示している。婚姻数の減少と並行して出生数が減少していることから、少子化の主要因は、婚姻数の減少であると考えられる。したがって、実効性のある少子化対策を検討するためには、結婚や出産を取り巻く現状と課題について理解を深めることが不可欠であるといえる。

図表 1－5 完結出生子ども数の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

図表 1－6 婚姻数と出生数の推移

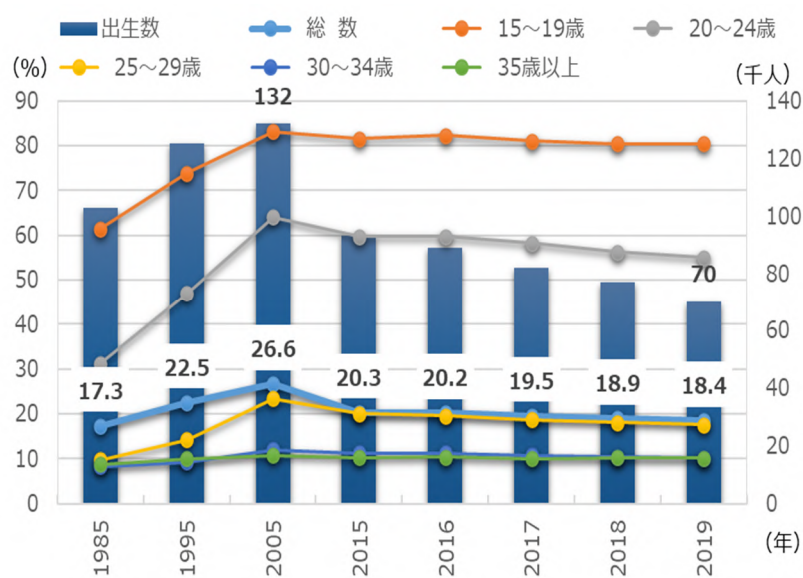


出典：厚生労働省「人口動態調査」

※2015年以前は5年間隔、2025年は概数

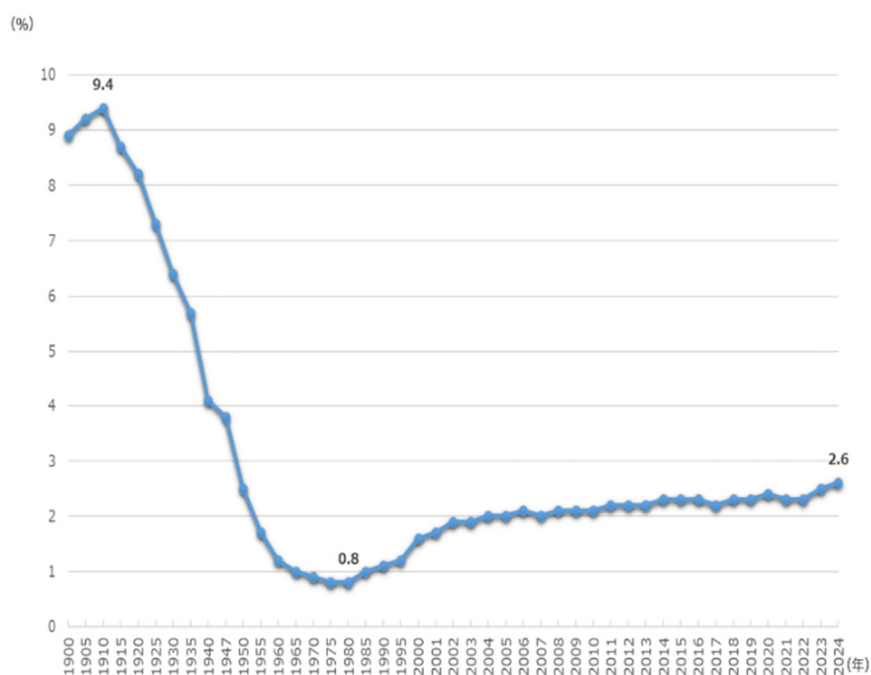
視点を変えて、結婚と出産の関係をデータで見ると、第1子の約5人に1人(2019年：7万人)が婚姻前に妊娠している、いわゆる「授かり婚」である。その多くは出産までに結婚を選択するが、未婚のまま出産に至った婚外子の割合を見ると、ここ20年ほどは、約2%であり、欧米諸国と比較して婚外出生率が極めて低いことが、我が国の特徴である。

図表 1－7 授かり婚による出生数及び母親の年齢別割合の推移



出典：厚生労働省「令和3年度人口動態統計特殊報告」※2015年以前は10年間隔

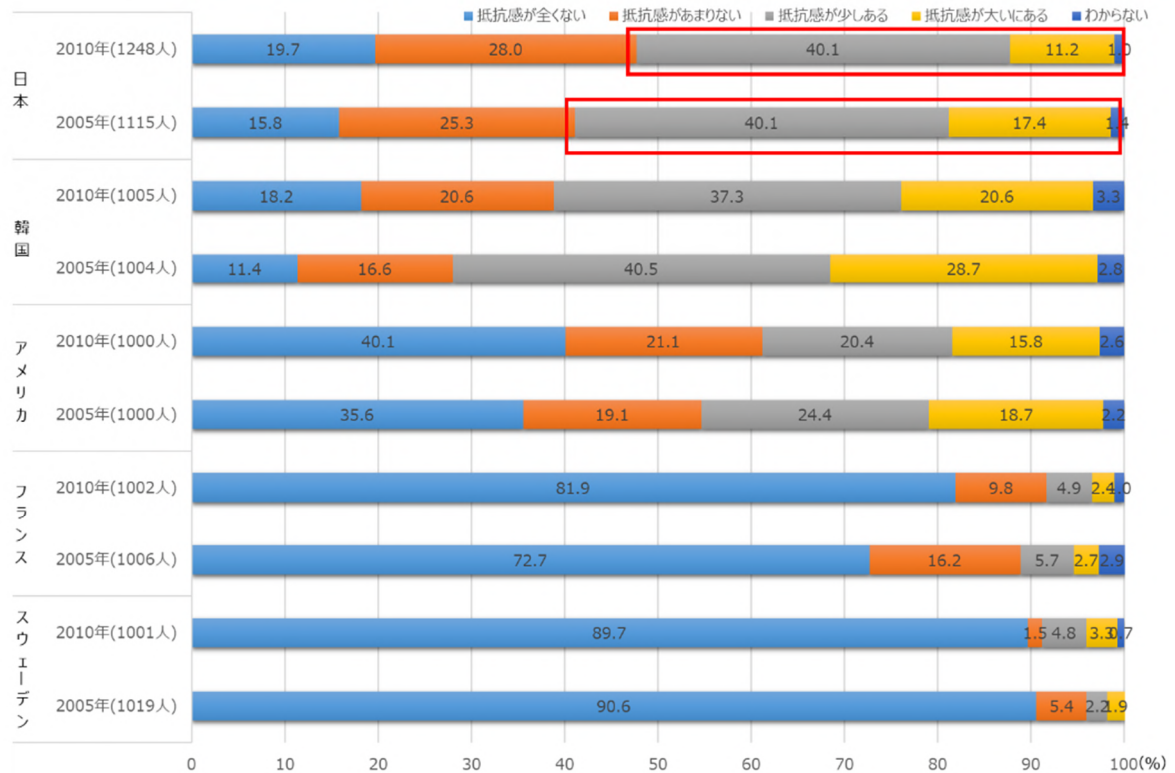
図表 1－8 婚外子率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」※2000年以前は5年間隔

内閣府が2010年に実施した、婚外子に関する国際意識調査を見ると、我が国の半数以上の方が「抵抗感がある」もしくは「少し抵抗感がある」との回答を寄せている。前回、2005年の調査からは減少してはいるものの、欧米諸国と比較すると高い割合にある。

図表 1－9 婚外子に関する国際意識調査



出典：内閣府「平成 22 年度少子化社会に関する国際意識調査報告書」

子どもは親の婚姻状況を選ぶことはできない。したがって、親の婚姻状況にかかわらず、子どもが家族と共に安心して生活を営める社会の実現についても考えていく必要がある。我が国においても、多様な家族のあり方への社会的な認知が徐々に進んできている。こうした実情も踏まえながら、我が国における現状や課題を整理するとともに、幅広い視点から結婚・子育てを巡る施策を検討すべきである。

2 結婚・子どもを巡る現状

本章では、少子化の要因分析を行うとともに、本研究会において取り扱う範囲を規定していく。

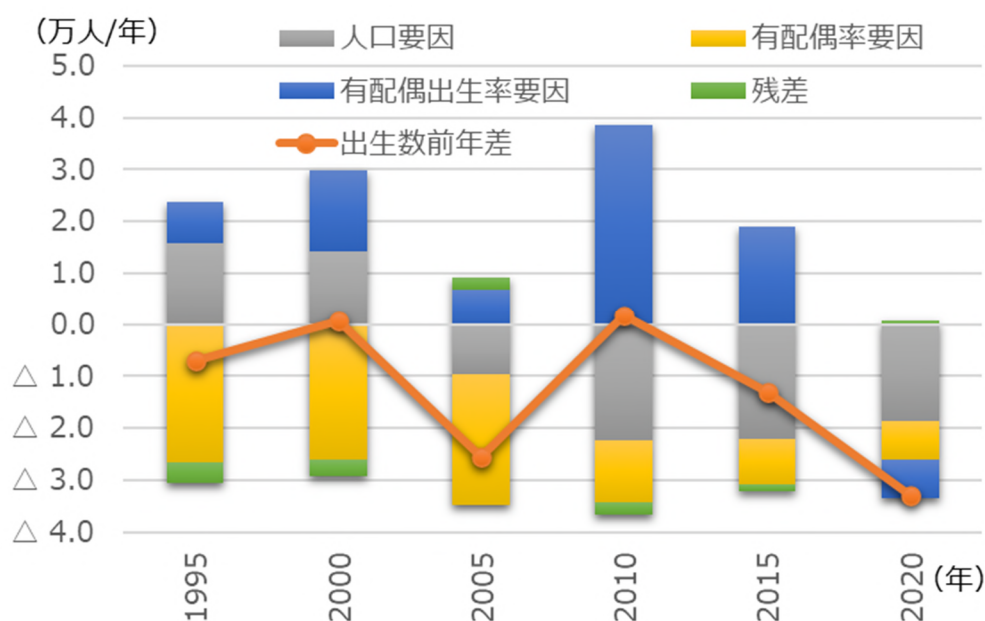
(1) 少子化を進行させている3つの要因

我が国の少子化は、①女性人口の減少に起因する「人口要因」、②非婚化の進行に起因する「有配偶率要因」、③夫婦の出生力の低下に起因する「有配偶出生率要因」に大別することができる。

このうち、①人口要因は少子化に最も寄与度の高いものである。また、②有配偶率要因は過去から継続して出生数の低下に寄与している。さらに、③有配偶出生率要因はこれまでは出生数の増加要因であったが、近年は低下要因に変化している。

3

図表2-1 出生数変化の要因分解



出典：総務省「国勢調査」、厚生労働省「人口動態統計」

³ 藤波匠。「若い世代の出生意欲の低下が深刻に—新型コロナが出生意欲のさらなる低下を助長」, リサーチ・フォーカス No. 2021-056. 日本総研. 2022-03-18

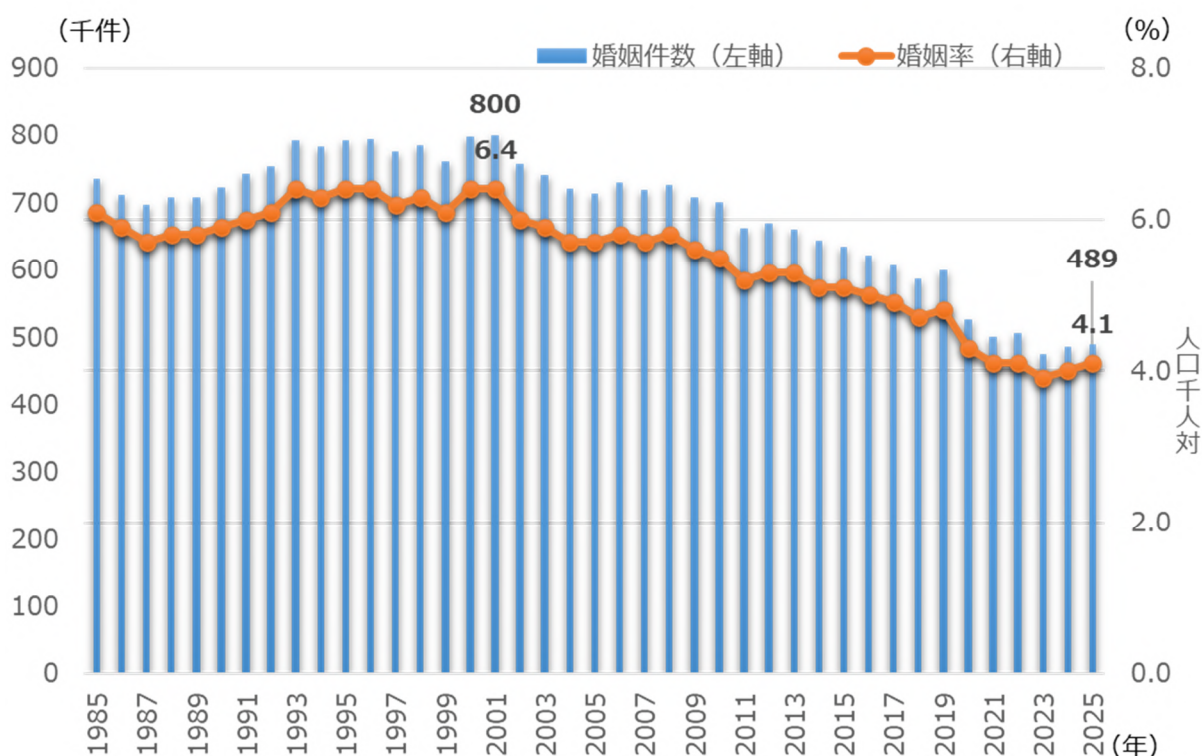
これらのうち、①人口要因は構造的かつ不可逆的な側面が強く、短期的な政策介入による改善は困難であることから、②有配偶率要因および③有配偶出生率要因に対して、政策的な働きかけを行うことが現実的かつ効果的であると考えられる。

(2) 我が国における結婚の動向

結婚に関する統計データを分析すると、以下のような傾向が明らかとなっている。

婚姻件数および婚姻率は、2001 年頃までは増減を繰り返していたが、その後は一貫して減少傾向に転じている。特に新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、婚姻件数の減少スピードが加速した。ただし、2024 年以降わずかながら婚姻件数が増加傾向にあり、減少傾向に歯止めがかかるか、注視していく必要がある。

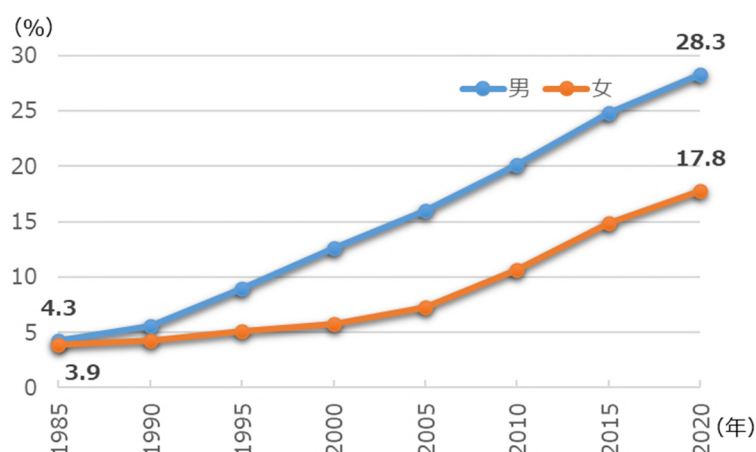
図表 2－2 婚姻数と婚姻率（対千人率）の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」※2025 年は概数

続いて 50 歳時の未婚割合（いわゆる「生涯未婚率」）を見てみると、過去 30 年間で男女ともに上昇しており、1985 年には、男女ともに 4 %程度であったものが、直近では男性が 28.3%、女性が 17.8%に達しており、「皆婚社会」ではなくなっていることが分かる。

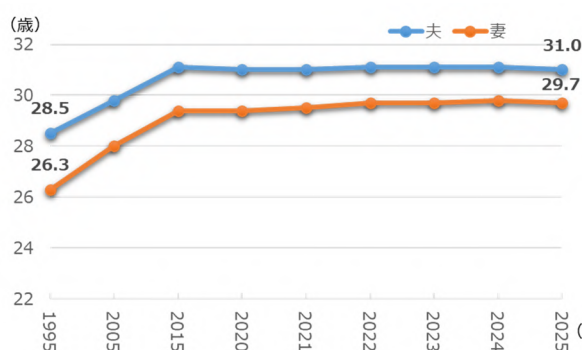
図表 2－3 50 歳時の未婚割合の推移



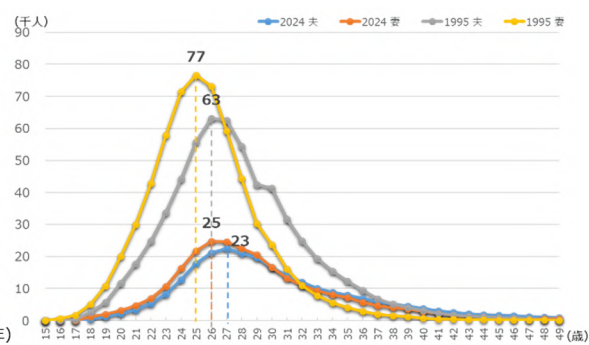
出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2022 年版）」

一方、夫婦の平均初婚年齢は長期的に上昇傾向にあったが、2015 年以降は概ね横ばいで推移している。また、初婚夫婦の結婚年齢の最頻値は、1995 年には男性 26 歳、女性 25 歳であったが、2024 年には男性が 27 歳、女性が 26 歳となっており、大きな変化は見られない。なお、婚姻の絶対数が減少しているため、婚姻ピークとなる年代のグラフの山が小さくなってきているが、人口の絶対数が減少していることから、今後もグラフの山はより小さくなっていくと思慮される。

図表 2－4 平均初婚年齢の推移



図表 2－5 初婚夫婦の結婚年齢最頻値



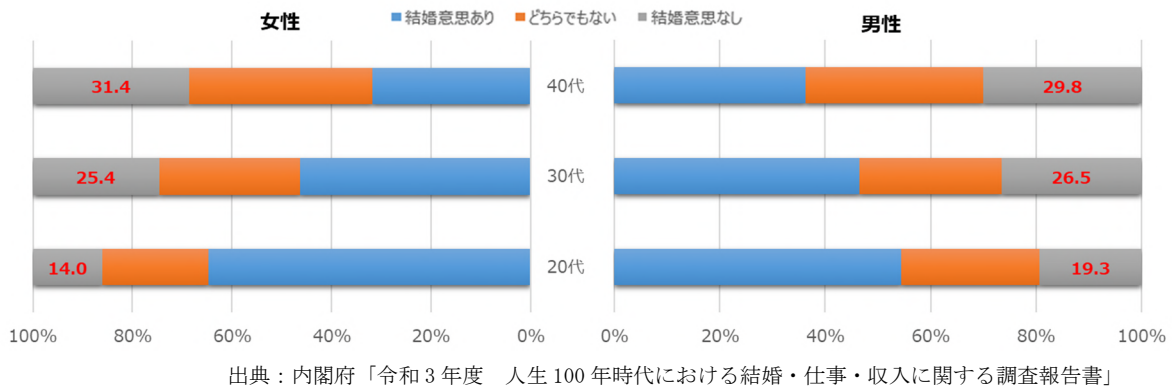
出典：厚生労働省「人口動態調査」（左右とも）※2025 年の平均初婚年齢は概算値

(3) 結婚に対する意向と結婚に至らない要因

若年層の結婚に対する意識の変化も、少子化の進行に影響を与えている。

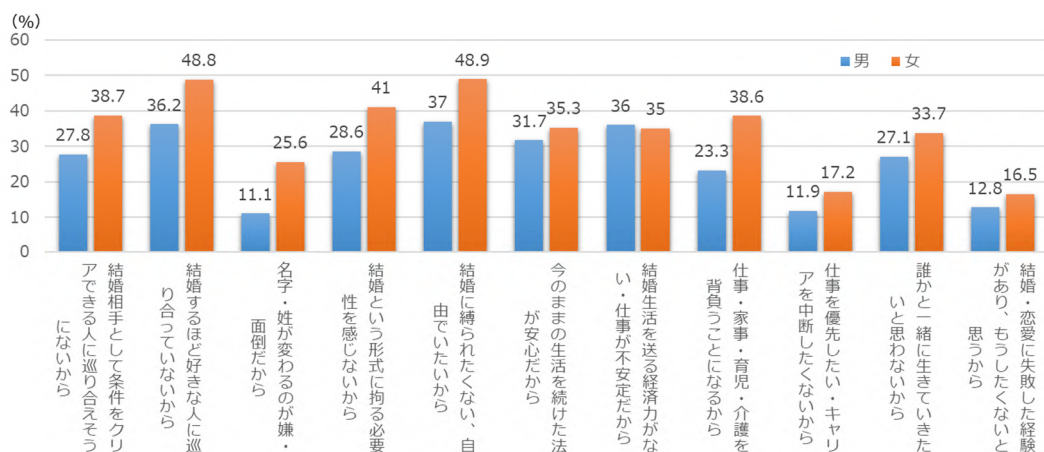
結婚意思を持たない者の割合は、2021 年調査時点で女性では 20 代で約 14%、30 代で約 25%、男性では 20 代で約 19%、30 代で約 27%に上っている。

図表 2－6 今後の結婚願望



結婚したくない理由としては、男女共通で「結婚に縛られたくない、自由でいたいから」や「結婚するほど好きな人に巡り合っていないから」といった回答が多く、出会いの機会の減少や社会的なマッチング機能の低下が背景にあると考えられる。女性に特有の傾向としては、結婚による家事・育児等の負担感の増大を懸念する声が多く、さらに「結婚生活を送る経済力がない・仕事が不安定だから」については、男性の回答が女性の回答よりも多くなっており、男性にとって経済的要因が比較的障壁となっていることが読み取れる。

図表 2－7 結婚したくない理由



(4) 結婚と出産の関係性

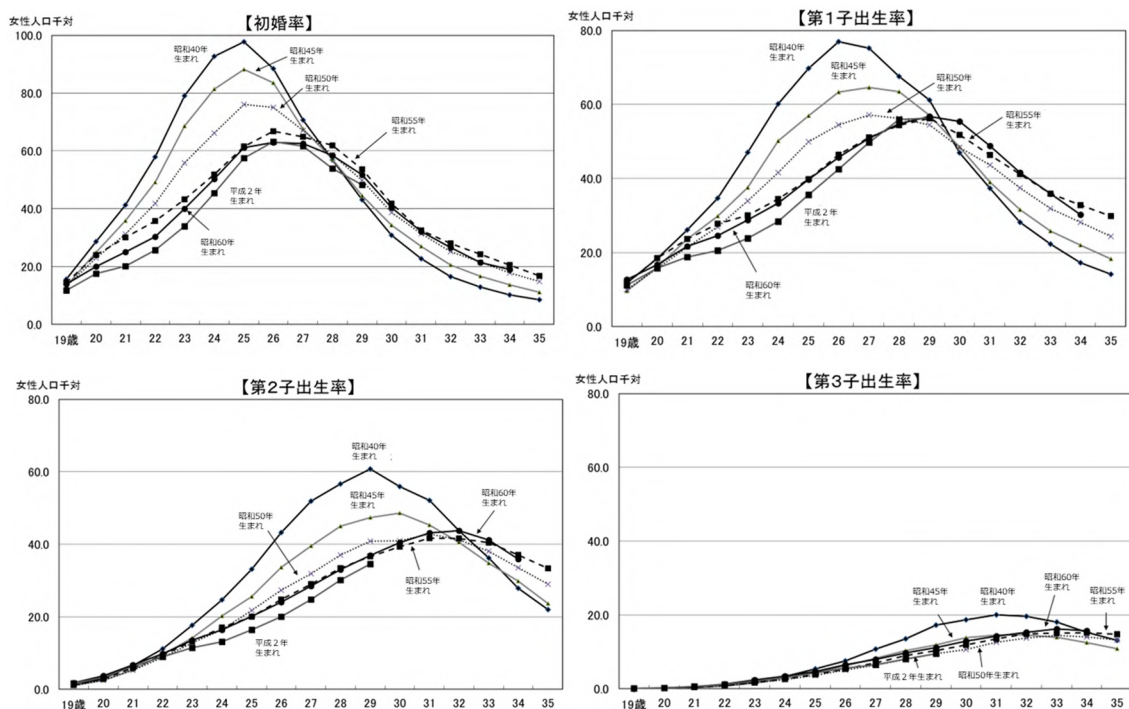
結婚と出産は密接に関連し、婚姻数の減少は出生数の減少に直結している。

第1章において言及のとおり、婚姻数の減少と並行して出生数も減少しているが、完結出生子ども数は、減少傾向にはあるものの、依然として「2人」が標準的な子ども数として維持されている。

なお、世代を追うごとに女性の初婚率および第1子の出生率は低下傾向にあり、初婚年齢および第1子出生年齢のピークも上昇している。また、第2子以降のピーク年齢も同様に上昇が見られるが、昭和55年（1980年）生まれ以降は、初婚年齢のピークが「26歳」、第1子出生年齢のピークが「29歳」で上げ止まっている。

先進国では、出生の先送りが合計特殊出生率低下の原因であり、日本でも、同様の理由で出生率が低下している⁴とされている。

図表2-8 出生コホート別で見た年齢別初婚率・年齢別出生率



出典：厚生労働省「令和3年度人口動態統計特殊報告」

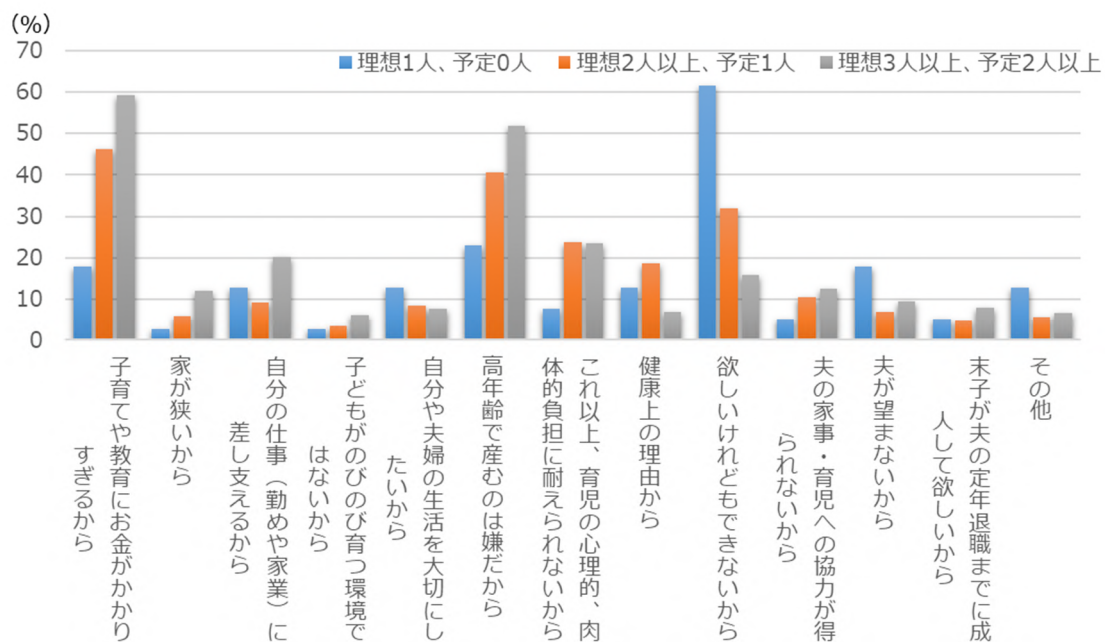
⁴ 阿藤 誠. 少子化問題を考えるー少子化の人口学的メカニズムを踏まえつつー. 医療と社会. 2017年27巻1号. p. 5-20

(5) 出産に関する意識の変化

出産に対する考え方も変化しており、理想と現実の乖離が顕著である。

既婚者が理想の子ども数を持たない理由として、「理想は1人だが予定は0人」とするカップルでは「欲しいけれどもできないから」が最多である。一方、「理想は2人以上だが予定は1人」または「理想は3人以上だが予定は2人以上」とするカップルでは、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が最多で、次いで「高年齢で産むのが嫌だから」が選択されており、経済的要因や高齢出産への不安は、理想の子ども数が多いほど強くなる傾向があることが分かる。

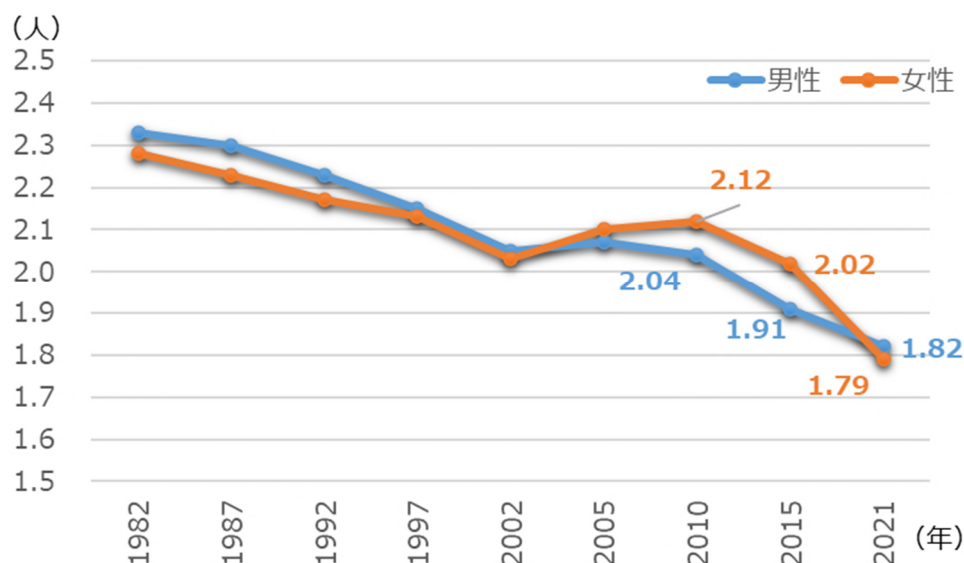
図表 2－9 既婚者が理想の子ども数を持たない理由



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

一方で、結婚意思のある未婚者における希望子ども数について見てみると、男女ともに減少傾向にあり、直近では男性が1.82人、女性が1.79人と、女性の希望子ども数が大きく減少していることが分かる。

図表 2－10 結婚意思のある未婚者の希望子ども数の推移



出典：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

(6) 現状を踏まえた課題の整理

少子化の要因は、女性人口の減少（人口要因）、結婚する人の割合の低下（有配偶率要因）、結婚後の出生数の減少（有配偶出生率要因）の3つに分類される。特に人口要因は構造的な問題であり、短期的な改善は困難であるため、有配偶率要因および有配偶出生率要因への対策が効果的と考えられる。

婚姻件数や婚姻率は減少傾向にあり、晩婚化や生涯未婚率の上昇も進行している。加えて、結婚意思を持たない若者は約2割に達し、結婚しない理由として出会いの機会の減少、結婚による負担感の増加、経済的な不安などが挙げられる。

既婚者においては、出生数が減少するとともに、理想の子ども数と実際の子ども数との乖離も見られる。また、未婚者においては、希望子ども数が減少傾向にあり、特に女性における希望子ども数の減少が顕著である。

こうした状況を踏まえ、結婚・出産を希望する若者には、その希望を叶えるための施策を検討していく必要がある。

(7) 講演

第1回研究会においては、国立社会保障・人口問題研究所の岩澤美帆氏より、「結

婚・子どもを巡る実情や課題について」をテーマに講演が行われた。以下にその主な内容を整理する。

少子化対策を検討するにあたっては、地域ごとの特性、すなわち「結婚力」や「出産力」といった地域固有の状況を的確に把握し、それに応じた施策を講じることが重要である。画一的な施策ではなく、地域の実情に即した柔軟な対応が求められる。

「近年の若者は子どもを欲しがらない」、「子育ての困難はお金」といった言説がしばしば見受けられるが、実際には多角的なデータ分析を通じて、「不妊治療を経験している人が増えていること」や「結婚時に予定していた子ども数に達した夫婦が7割しかいなかった」こと、さらには「子育ての費用は当然重視されているが、日本では「自由な時間がない」という困難が強く認識されている。」ことなどが分かり、これらを踏まえると、必ずしもそのような傾向が一般的とは言えないことが明らかになっている。従来の常識や先入観にとらわれず、客観的なデータに基づいた冷静な分析と議論が必要である。

支援制度の利用に際しては、金銭的支援のみならず、時間的コストへの配慮も不可欠である。特に20代の若者にとっては、就職・結婚・出産・子育てといったライフイベントが短期間に集中する傾向があるため、これらを同時に支える包括的な支援策が効果的である。

出生率の向上には、個人の「自己統制感」や「自己決定感」を尊重することが重要であり、当事者が自らの意思で人生を選択できるような情報提供や支援の在り方が求められる。

少子化対策においては、行政の都合や効率性を優先するのではなく、住民や制度利用者の視点に立った支援の在り方が重要であり、支援のバランスや公平性にも注意する必要がある。出生率は政策の効果だけではない原因で動くことも多いことから、出生率と政策効果を結びつけない方が良い。また、効果は十年単位で現れることが多いので、長期的な視点で出生率の動向を見守る必要がある。子育て関連サービスの維持・拡充においては、行政の果たす役割が今後ますます重要となる。

(8) 参加者からの意見

本研究会に参加した知事からは、以下のような意見や提案が寄せられた。

- ・ 結婚や子育てに対するネガティブな印象を払拭するためには、全国知事会などを通じた広域的な啓発活動が必要である。特に若年層に対して、結婚や子育ての魅力を前向きに伝える取組が求められる。
- ・ 都道府県ごとの特性を分析・比較することで、地域ごとの課題や強みを明らかにし、それに基づいた施策の立案が可能となる。行政は多様性と包摂性を尊重し、誰もが安心して子育てできる社会の実現を目指すべきである。

子育てや家事の負担が特定の個人に偏らないよう、社会全体で支え合う制度設計が必要である。また、若年層が早い段階からライフキャリアを設計し、自らの身体的状況や将来設計に向き合うことができるよう、プレコンセプションケア（妊娠前の健康管理）の充実が求められる。

(9) 講師からの意見

研究会に招聘した講師から、少子化の現状と今後の対応に関して以下のような見解が示された。

- ・ 我が国では、出産可能年齢にある世代の人口が減少しており、婚姻数や出生数の大幅な増加は現実的に困難な状況にある。しかし、何ら対策を講じなければ、社会全体の持続可能性が損なわれるおそれがあるため、少子化の進行を「ソフトランディング」させることが重要である。
- ・ 出産年齢の高齢化が進んでおり、子どもを望んでいても出産に至らないケースが増加している。こうした状況に対応するためには、妊娠・出産に関する正確な情報提供と、適切な医療支援体制の整備が不可欠である。
- ・ 欧米諸国と比較して、日本では家族観の多様性が乏しく、生殖補助医療の選択肢も限られている。また、家族のあり方についての選択肢も限られており、「多様な家族のあり方」に対する社会的理解が広がることで、出産や育児に関する選択肢も拡大していくと考えられる。
- ・ プレコンセプションケアの重要性が改めて強調された。行政は、個人が自らの

健康状態や将来設計に関する情報を主体的に取得し、判断できるような環境整備を進めるべきである。自己決定感を尊重した支援が、結婚や出産に対する前向きな意識の醸成につながる。

- ・ 若年層においては、乳幼児と接する機会が少なく、子育てに対する不安が大きい傾向がある。自治体や地域コミュニティが、子育て支援や赤ちゃんとのふれあいの場を提供することで、安心感を育み、将来的な子育てへの意欲を高めることが期待される。

（１０） 小括

本研究会における議論を通じて、以下のような知見が得られた。

少子化の要因は、①人口構造の変化（人口要因）、②結婚する人の割合の低下（有配偶率要因）、③結婚後の出生数の減少（有配偶出生率要因）の３つに分類される。特に人口要因については、短期的な改善が困難であるため、②および③に対する対応が急務である。

少子化対策においては、地域ごとの「有配偶率」や「有配偶出生率」を上昇させるための施策が有効であり、若者の価値観や実態を多角的に分析する必要がある。近年の「若者は子どもを欲しがらない」といった言説も、データに基づく分析により、必ずしも正確ではないことが明らかとなっている。

支援制度の設計にあたっては、金銭的支援に加え、時間的負担への配慮が不可欠である。特に 20 代の若者が就職・結婚・出産・子育てを同時に進めることができるよう、包括的かつ柔軟な支援体制の構築が求められる。

行政は、住民の視点を重視し、公平性と多様性に配慮した支援を展開すべきである。また、多様な家族観について理解を深めることが、出産や育児に関する選択肢の拡大につながると考えられる。

さらに、啓発活動の強化、プレコンセプションケアの充実、若者の経済的基盤の整備など、複合的な施策を総合的に講じることが、少子化対策の実効性を高める鍵となる。

コラム 国や民間団体における議論の状況

本コラムでは、我が国の人口問題に関し、国及び民間の組織における議論の状況を概観する。

（１）政府の動向

人口減少への危機感から、少子化対策の重要性については、かねてより国においても共有されており、幾度となく新たな施策が打ち出されてきた。例えば、2014年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、「地方創生」の取組が本格的に始まった。同法に基づく「総合戦略」では、地方創生の4つの柱⁵を掲げ、各自治体が地域特性に応じた具体策を展開してきた。これにより、暮らしやすさの向上、移住・定住の促進、特定地域での人口増加など一定の成果が認められる。

しかし、国全体で見れば、人口減少や東京圏への一極集中という大きな流れを転換するには至っていないと指摘⁶されている。社会減（転出超過）と自然減（死亡超過）が同時に進む構造的要因を踏まえると、個々の自治体の努力だけでは限界があることに留意すべきであり、国レベルで総合的に取り組むべき課題である。

こうした状況を踏まえ、政府は、新たに、人口問題に直接フォーカスした組織「人口戦略本部」を設置し、2025年11月18日に第1回会議が開催された。

同会議において、高市総理は「我が国最大の問題は人口減少であるとの認識に立ち、若者や女性を含む誰もが、自ら選んだ地域で住み続けられる社会」を実現するため、①社会保障改革、②少子化対策、③地方の生活環境の創生、④付加価値創出型の新しい地方経済の創生、⑤外国人材との共生などを総合的に推進する旨を示した。

全国知事会では国における本部設置を受けて、「国と地方が率直にコミュニケーションをとりながら、一致協力して人口戦略の実効性ある推進を図るよう、政府に強く求める。」旨のコメントを発表するとともに、人口戦略対策本部長を務める平

⁵ 地方に仕事をつくる、人の流れをつくる、結婚・出産・子育ての希望をかなえる、魅力的な地域をつくる

⁶ 内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進事務局、「地方創生10年の取組と今後の推進方向」・内閣府内閣官房総合サイト地方創生. 2024-06-10.
https://www.chisou.go.jp/sousei/meeting/chisoudecade/pdf/chisoudecade_honnbunn.pdf, (参照：2025-12-15)

井仲治鳥取県知事は同年 12 月、①同本部の下に地方や有識者による戦略会議を設置し、十分なコミュニケーションを図り、人口戦略を強力かつ総合的に推進する体制を構築すること、②客観的データに基づく分析・検証を専門家・実務者とともに行う場を政府の統轄下に設け、少子化の原因や政策効果を評価しつつ、社会減・自然減の解決に向けた効果的対策を推進することについて、本部の総括を担当する城内実経済財政担当相（当時）に申し入れを行った。

全国知事会では、引き続き、国において検討が進められる少子化対策を始めとする人口問題関連施策の検討状況を注視するとともに、地域住民や制度利用者に真に求められる施策の形成につながるよう、必要な政策提言を行っていくこととしている。

（２）民間の動向

民間セクターにおいても、本研究会での検討と同様に、少子化問題等について議論し、政策提言を行う動きがある。

本研究会の活動時期と重なる 2025 年 10 月に発足した「未来を選択する会議⁷」（議長：三村明夫・日本製鉄株式会社名誉会長）では、2026 年 3 月に、少子化問題を含む人口問題について詳細に取りまとめた「人口問題白書 2025」を公表し、人口動向や関連政策の動向をデータとファクトに基づいて整理・分析するとともに、同会議が独自に実施したアンケート調査結果や各界の有識者からの寄稿文を掲載している。

同書で示されている「晩婚化・未婚化の進展」、「夫婦の予定子ども数及び未婚者の希望子ども数の減少」、「家事・育児負担の男女差」といった論点については、本研究会における問題意識や、議論の動向と通ずるところがある。

また、同会議が実施した人口減少等に関する意識動向調査（アンケート調査）に

⁷ 2023 年から 2 年間活動し、「人口ビジョン 2100」を公表した「人口戦略会議」（議長：三村明夫、副議長：増田寛也）の実質的な後継組織と位置付けられ、経済界、労働界、地方自治体、地域、子育て支援などを行う関係団体、学識者、若者世代など幅広い層が参画し、メンバーは発足時約 100 人であり、全国知事会も構成員として参画。なお、「人口ビジョン 2100」では、2100 年に 8000 万人規模で安定した「成長力ある国家」を目指す目標を示し、子育て支援や働き方改革を含む具体的な戦略を提言した。また、20～39 歳の女性人口が 2050 年までに半減する自治体（消滅可能性自治体）が 744 にのぼるとの分析を発表し、人口問題への危機感を提唱した。

よると、出生数減少の要因については、「妊娠・出産に伴う健康上の不安があること」や「性別役割分担や結婚規範が根強いこと」という項目において若い世代や女性が問題意識を高く持っている。また、少子化対策において主導的な役割を果たすべき主体として、「地方自治体が国と同程度に重要であること」や「こどもを社会全体でそだてていくことが重要であること」が全世代共通の認識として示されている⁸。

少子化・結婚を巡る諸課題はその要因が多岐にわたることから、真に実効性のある少子化対策を行うためには、民間セクターを含む多様な主体による多角的なアプローチが重要であり、全国知事会としても、引き続き、こうした民間セクターによる分析・提言を注視していく必要がある。

⁸ 「少子化の要因」のうち、「妊娠・出産に伴う健康上の不安があること」について、「とてもそう思う」または「そう思う」と回答した割合は、18～29歳で66.4%、60歳以上で44.7%と世代間で20ポイント以上の開きがある。男女別でも、男性で47.9%、女性で61.7%と10ポイント以上の開きがある。また、「性別や役割分担や結婚規範が根強いこと」の項目では、「とてもそう思う」と答えた割合は、18～29歳で26.8%、60歳以上で11.4%と世代間で10ポイント以上の開きがある。加えて、「とてもそう思う」または「そう思う」と答えた割合は、男性で53.0%、女性で72.1%と男女間で20ポイント近い開きがある。さらに、少子化対策における各主体の役割の重要性を尋ねた設問では、国及び地方自治体について、全世代で80%以上が「重要である」と回答した。また、「こどもを社会全体で育てていくこと」についても、全世代において75%以上が「そう思う」と回答している。

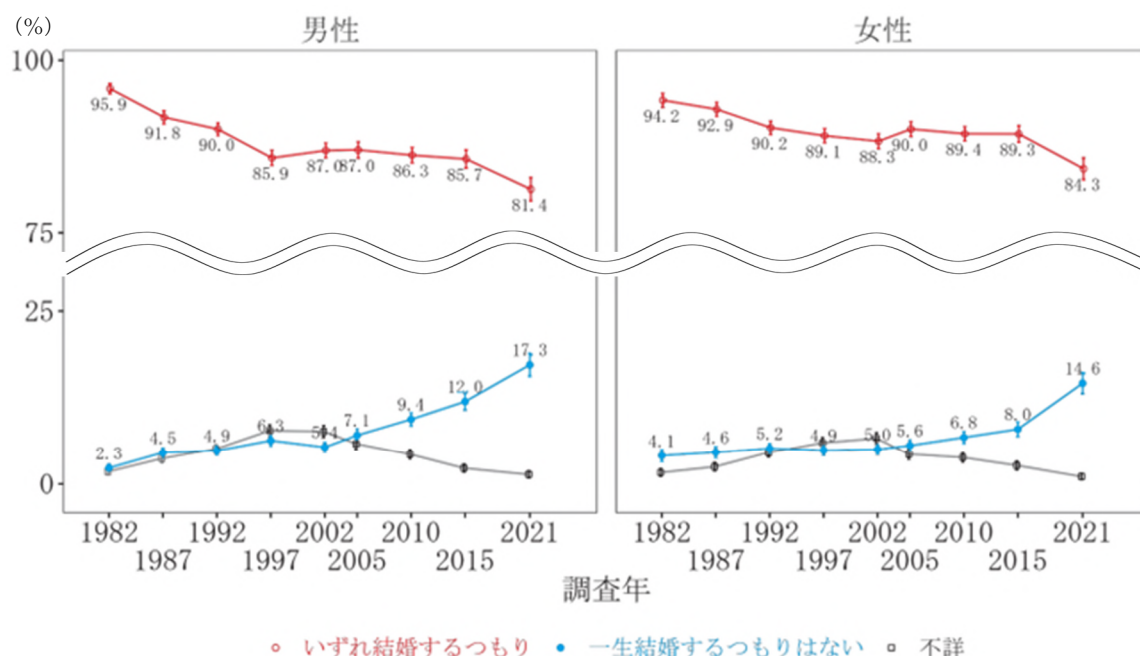
3 子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて（①婚姻や事実婚についての分析）

本章では、若者が結婚しなくなっている理由についての考察及び、その考察結果を踏まえて、結婚を躊躇する若者のために、どのような支援が考えられるかについて検討を深めていく。

（1）未婚者の結婚意思の経年変化

国立社会保障・人口問題研究所が2021年に実施した調査の結果をまとめた第16回出生動向基本調査の調査結果報告書⁹によると、「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合は、1997年実施の第11回調査以降、比較的安定的に推移してきたが、2021年調査では男女とも2015年実施の第15回調査から減少し、男性では81.4%（前回85.7%）、女性では84.3%（前回89.3%）となった。また、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の割合が、2002年実施の第12回調査以降増加傾向が続いている。（男性2002年調査：5.4%⇒2021年調査17.3%、女性2002年調査5.0%⇒2021年調査14.6%）

図表3－1 未婚者（18～34歳）の生涯の結婚意思

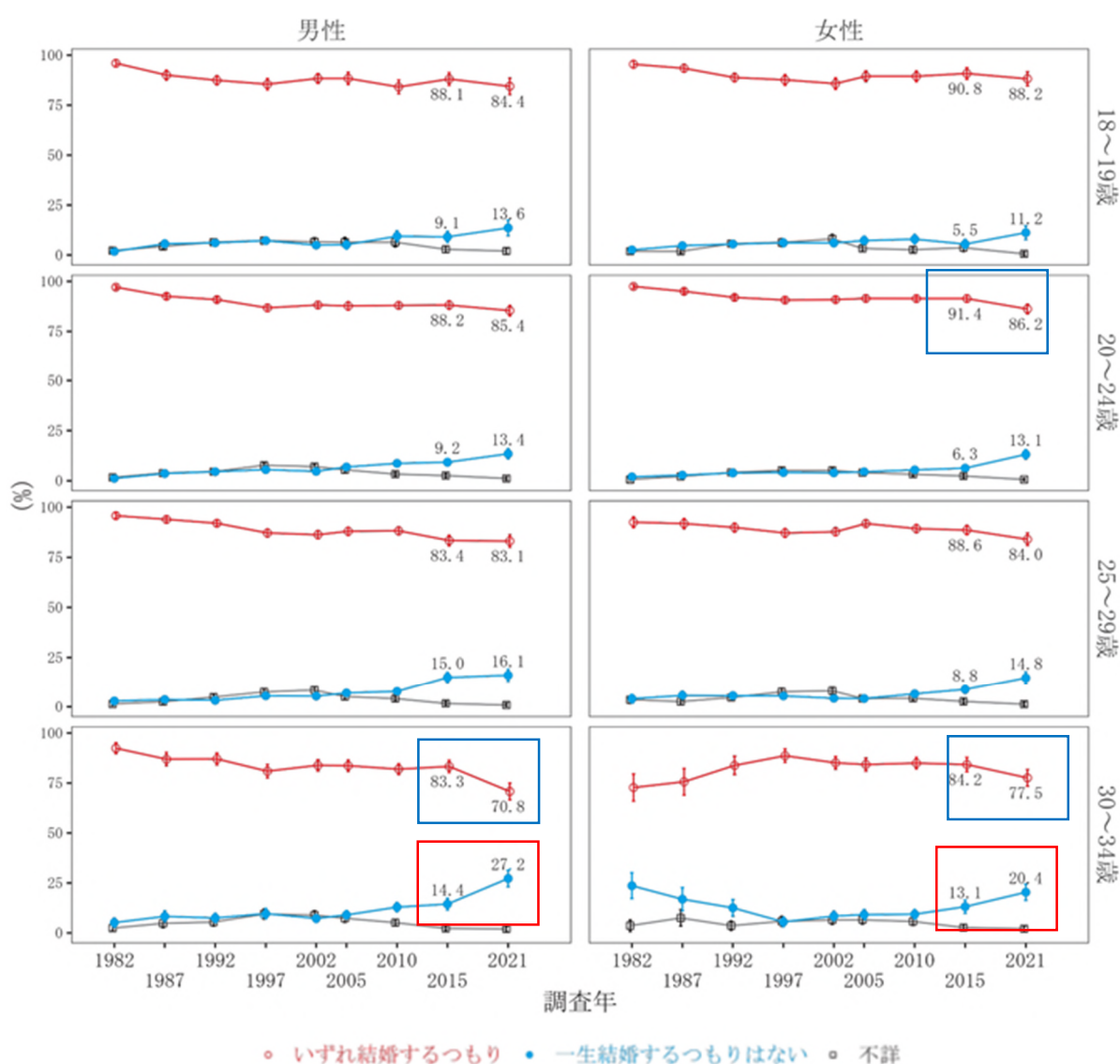


出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

⁹ 2023年8月公表

年齢別でみると、2015 年実施の第 15 回調査と比較して 2021 年実施の第 16 回調査では、男女いずれの年齢でも「いずれ結婚するつもり」と答える割合が減少し、「一生結婚するつもりはない」と答える割合が増加していることが分かる。特に、30～34 歳の男女、20～24 歳の女性では「いずれ結婚するつもり」と答える割合が 5 ポイント以上減少しており、「一生結婚するつもりはない」と答える割合は、18～29 歳のいずれの年齢の男女も 10%を超え、30～34 歳以上の男女では、20%を超えた。

図表 3－2 年齢別未婚者（18～34 歳）の生涯の結婚意思



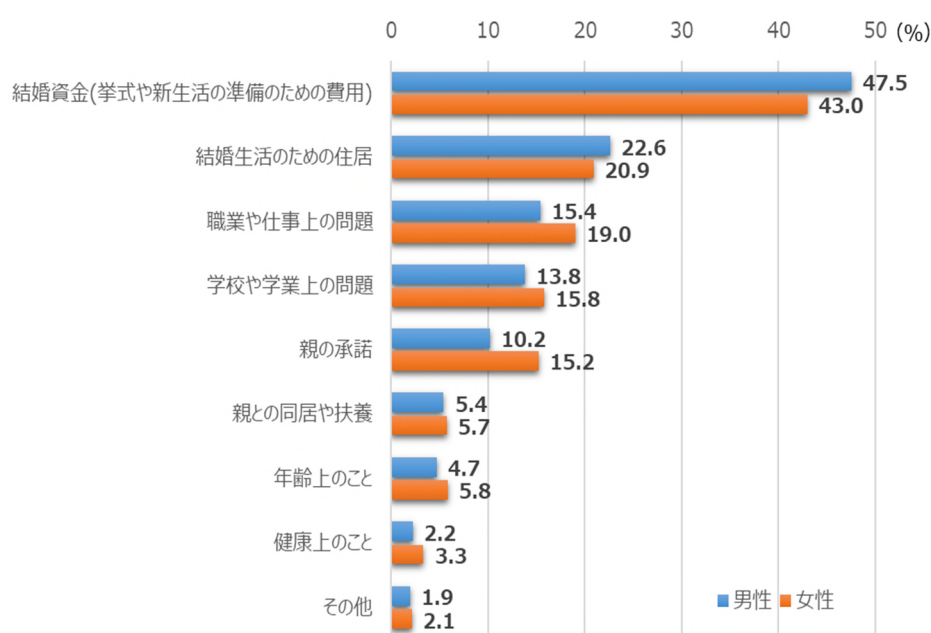
出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

（２）結婚への障害と結婚や家族についての考えの変化

このような現状の中、結婚への障害はどのようなものがあり、未婚者が独身でいるのはどのような理由によるものであるのか。

2021 年実施の第 16 回出生動向基本調査において、結婚意思のある未婚者に、「1 年以内に結婚するとした場合、何らかの障害があるか」をたずねたところ、男性 65.2%、女性 69.2%において、「障害がある」と回答があり、具体的な障害については、男女ともに、「結婚資金」が最も多く（男性 47.5%、女性 43.0%）、次いで「住居」（男性 22.6%、女性 20.9%）、「職業や仕事上の問題」（男性 15.4%、女性 19.0%）とのことであった。

図表 3－3 結婚意思のある未婚者（18～34 歳）の結婚への障害

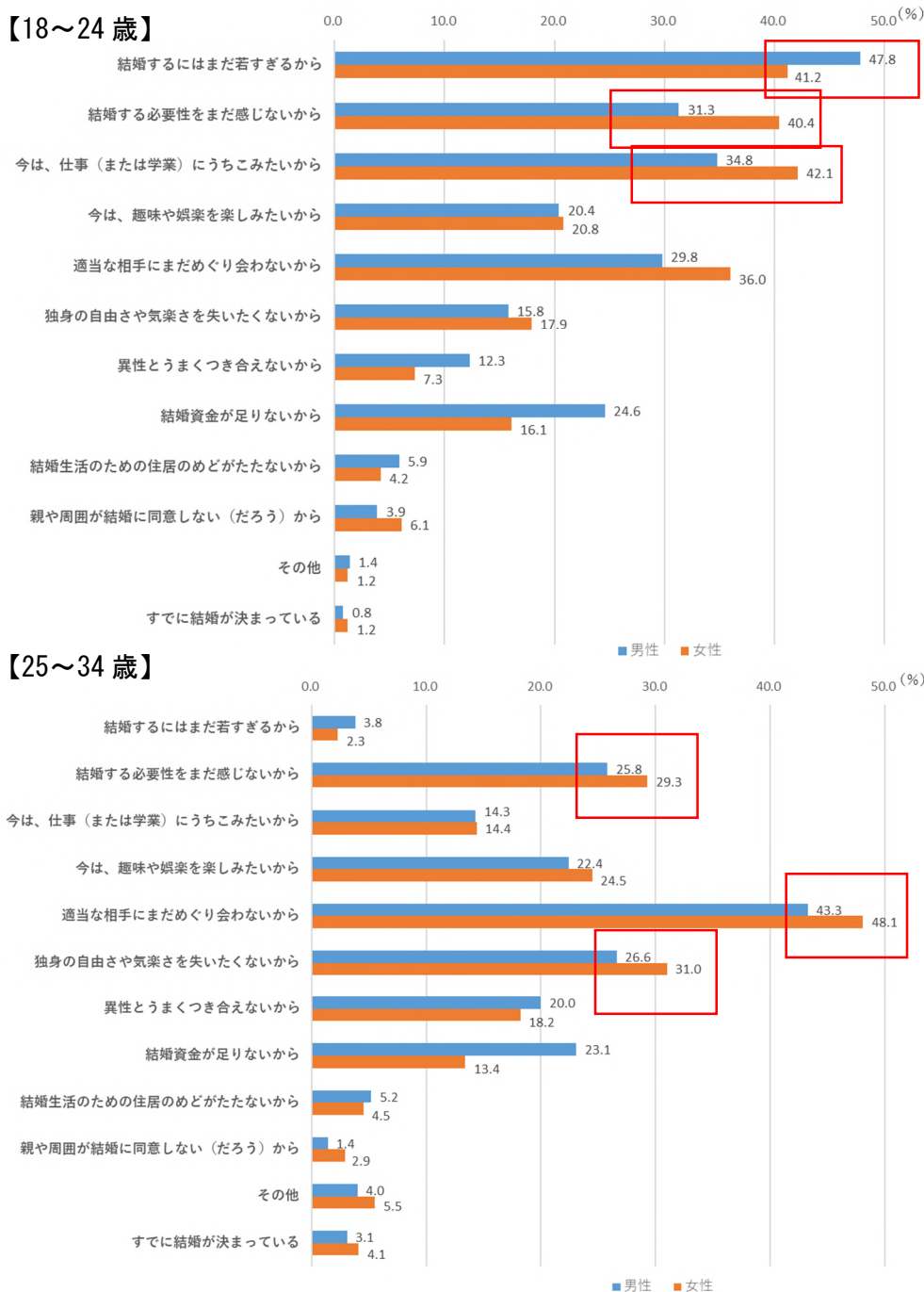


出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

また、同調査において、結婚意思のある未婚者に、現在独身でいる理由を尋ねたところ、若い年齢層（18～24 歳）では、「結婚するにはまだ若すぎるから」（男性 47.8%、女性 41.2%）、「結婚する必要性をまだ感じていないから」（男性 31.3%、女性 40.4%）、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」（男性 34.8%、女性 42.1%）が理由の上位に挙がり、積極的な結婚の動機がないことがうかがえる。

一方、25～34 歳では、若い年齢層で割合の高かった「結婚する必要性をまだ感じていないから」を選択する割合が低下（男性 25.8%、女性 29.3%）する代わりに、男女間のマッチングがうまくいっていないことがうかがえる「適当な相手にまだめぐり会わないから」（男性 43.3%、女性 48.1%）や結婚することへのこだわりの低下がうかがえる「独身の自由さや気楽さを失いたくないから」（男性 26.6%、女性 31.0%）が理由の上位に挙げられるようになった。

図表 3－4 結婚意思のある未婚者（18～34 歳）の独身でいる理由

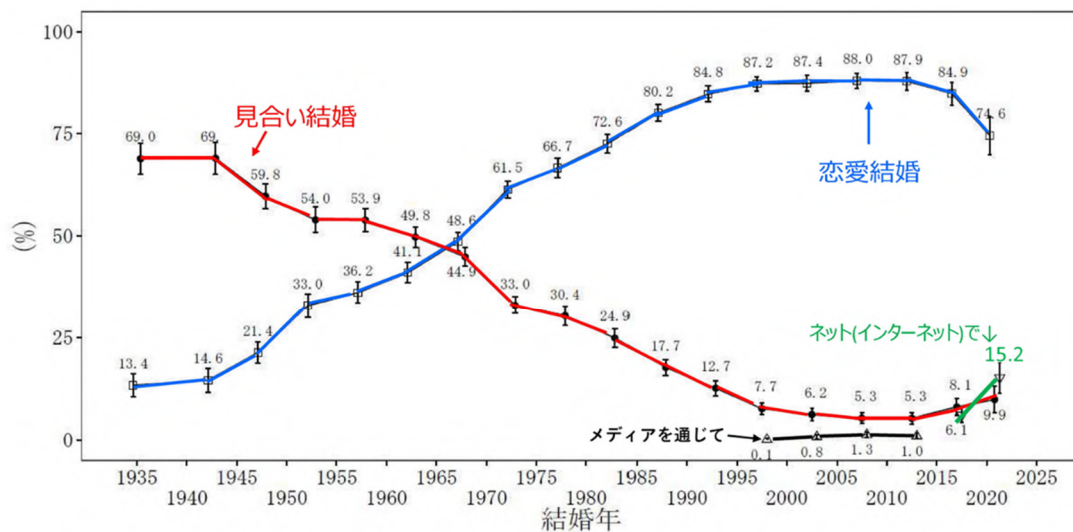


出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

このように 25～34 歳の男女では、「適当な相手にまだめぐり会わない」ため結婚に至らないという回答が多く寄せられる中で、新たな出会いの機会が登場している。

2021 年実施の第 16 回出生動向基本調査を基に、夫婦が知り合ったきっかけ¹⁰についての構成の変化をみると、2015 年実施の第 15 回調査以降、「ネット」で知り合った夫婦の割合が急増しており、第 16 回の調査では「見合い結婚」を上回っている（「ネット」は 15.2%、「見合い結婚」は 9.9%）。また、新たに知り合う機会が登場し、その割合が高まる中で、「職場や仕事で」や「友人・兄弟姉妹を通じて」など出会いのきっかけとした従来型の「恋愛結婚」の割合が低下していることも分かる。

図表 3－5 恋愛結婚・見合い結婚の構成割合



注1：国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査 結果の概要」（2022年）

注2：「ネット」は第16回における新規の選択肢（「（上記以外で）ネット（インターネット）で」）。

回答欄の注に「SNS、ウェブサイト、アプリ等によるやりとりがきっかけで知り合った場合をさします。」と記載。

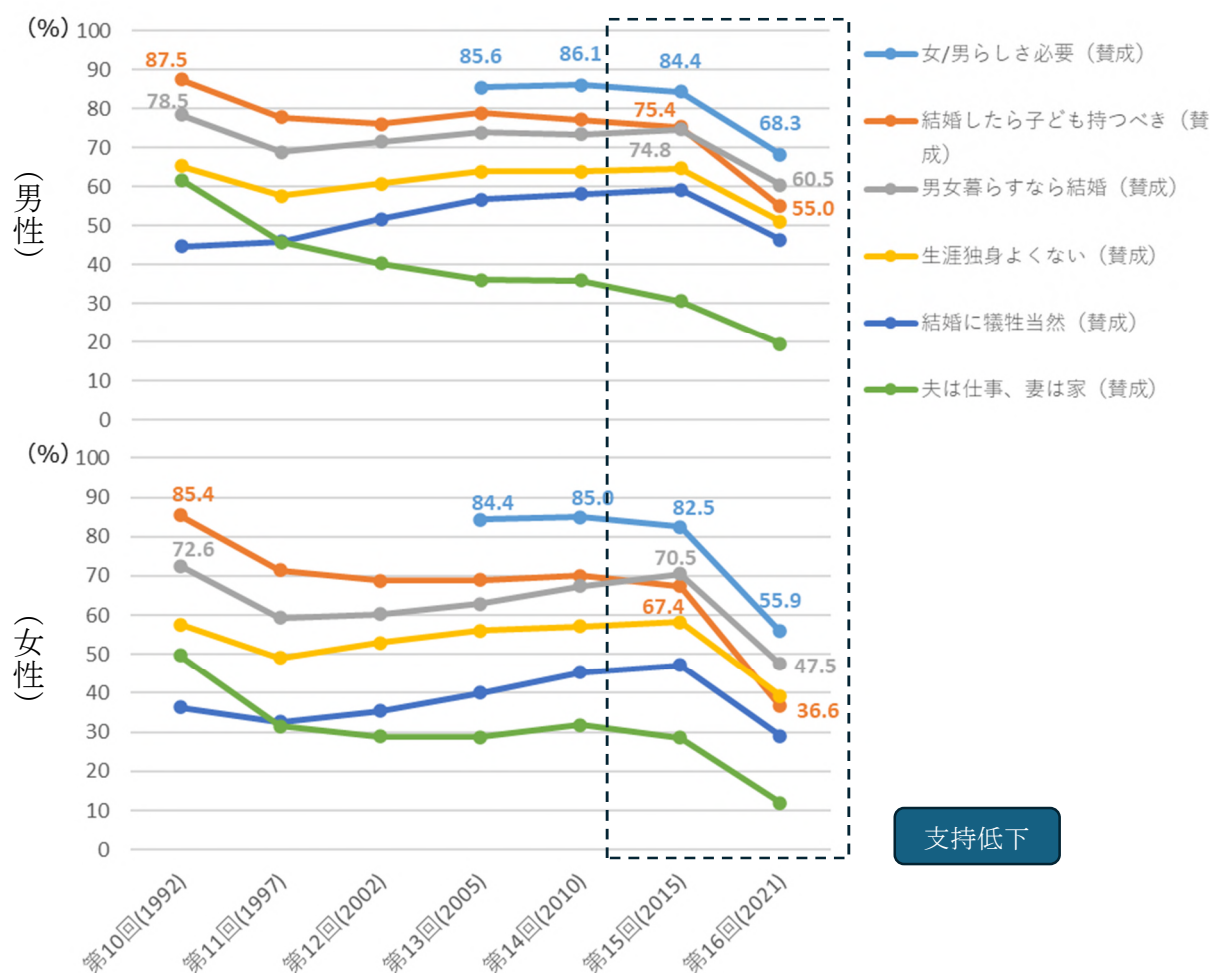
出典：こども家庭庁「第1回若い世代の描くライフデザイン
や出会いを考えるワーキンググループ」資料より抜粋、加筆

一方で、そもそもの結婚や家族、男女のあり方などに対する旧来的な考えを支持する割合について、2021 年調査は、2015 年調査から大きく支持が下がっているという調査結果もある。

¹⁰ 対象は調査時点から 5 年以内に結婚した初婚どうしの夫婦（第 16 回は過去 6 年間の結婚）

特に、「女／男らしさ必要（賛成）」は男性 84.4%⇒68.3%（16.1 ポイント減）、女性 82.5%⇒55.9%（26.6 ポイント減）、「結婚したら子どもを持つべき（賛成）」は男性 75.4%⇒55.0%（20.4 ポイント減）、女性 67.4%⇒36.6%（30.8 ポイント減）、と低下幅が大きく、女らしさや男らしさへのこだわりや子どもを持つべきという意識が減退したと言える。また、「男女暮らすなら結婚（賛成）」も男性 74.8%⇒60.5%（14.3 ポイント減）、女性 70.5%⇒47.5%（23.0 ポイント減）と低下しており、結婚に関する価値観についても変化がうかがえる。

図表 3－6 結婚・家族に関する未婚者（18～34 歳）の意識



出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

以上の調査結果を踏まえると、結婚することの課題として、結婚意思のある未婚者が障害として挙げた、①結婚資金や住居の確保に関連する「経済的理由」、②「適当な相手にまだめぐり会わないから」を選択する割合が多いことから読み取れ

る男女の出会いの場面の少なさや、出会いの場の減少に起因する「機会的理由」、③独身でいる理由で見られた結婚への積極的な動機やこだわりがないことや、結婚・家族の意識の変化で見られた旧来的な考えへの支持の低下（価値観の変化）などによる「心理的理由」の3要因に大別できると考えられる。

なお、男女の出会いのきっかけも変わってきていることにも留意が必要である。インターネットを活用して知り合ったカップルが結婚に至る場合、知り合ってから結婚までの期間は恋愛結婚と比べて短い¹¹傾向にあり、インターネット空間が、真剣に結婚を希望する男女の活動の場として、一定の役割を果たしていることがうかがわれる¹²との分析もある。

（3）愛知県が実施した意識調査の結果から（事実婚に関する現状、意識）

これまでの分析から、若者においては、結婚に対するこだわりが低下するとともに、結婚や家族に関する価値観が変化していることも確認できた。

では、既存の枠組みに捉われない家族のあり方に、若者はどの程度関心があるのだろうか。法律婚ではない形の家族のあり方へのニーズについて、愛知県が実施した意識調査の結果を踏まえ、分析を進めていくこととする。

愛知県では、2024年に結婚や出産、事実婚制度についてのアンケート調査¹³を実施した。主な結果は次のとおりである。

パートナーとの理想的な関係性について尋ねたところ、回答者の約50%が「法律婚」を望むと回答し、最も多く選ばれている。一方で、約6%は既存の法律婚の形ではない「事実婚」を理想として回答している。割合自体は大きくないものの、事実婚にも一定のニーズが存在していることが浮き彫りとなった。

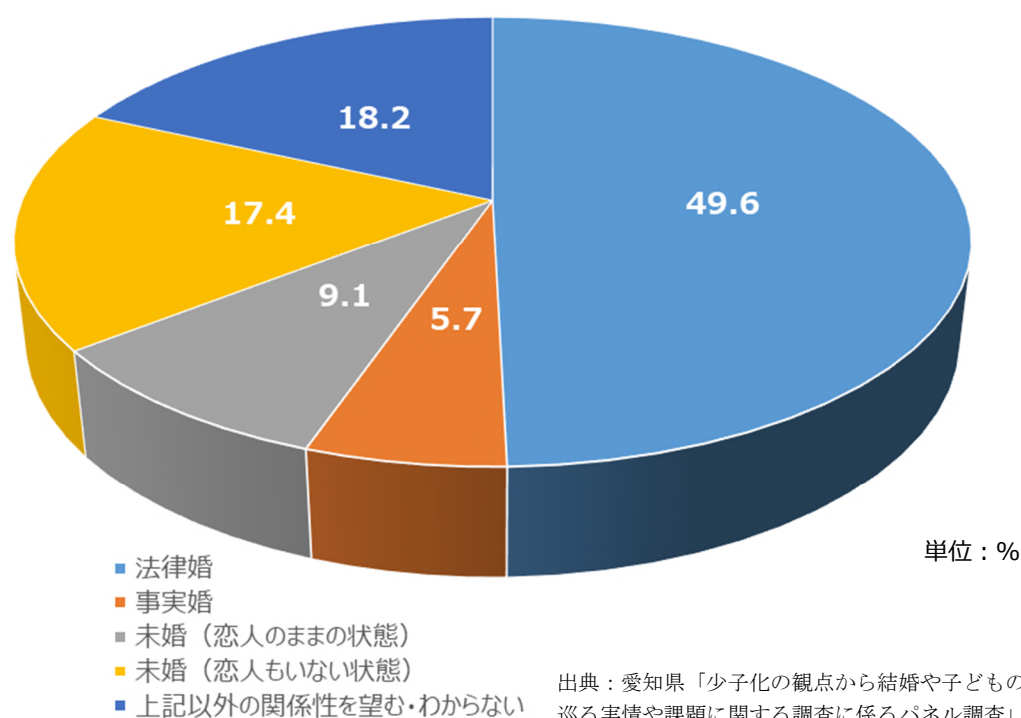
¹¹ 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」（2021年実施）によると、知り合ってから結婚するまでの期間はお見合い：1.5年、ネット：2.8年、恋愛：4.9年となっている。

¹² 藤波匠。「婚姻数の減少と結婚に対する意識の変化—結婚に対する慎重さの高まり、増加しつつある同類婚—」．日本総研. 2024-09-06. <https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/researchfocus/pdf/15227.pdf>, (参照：2026-01-09)

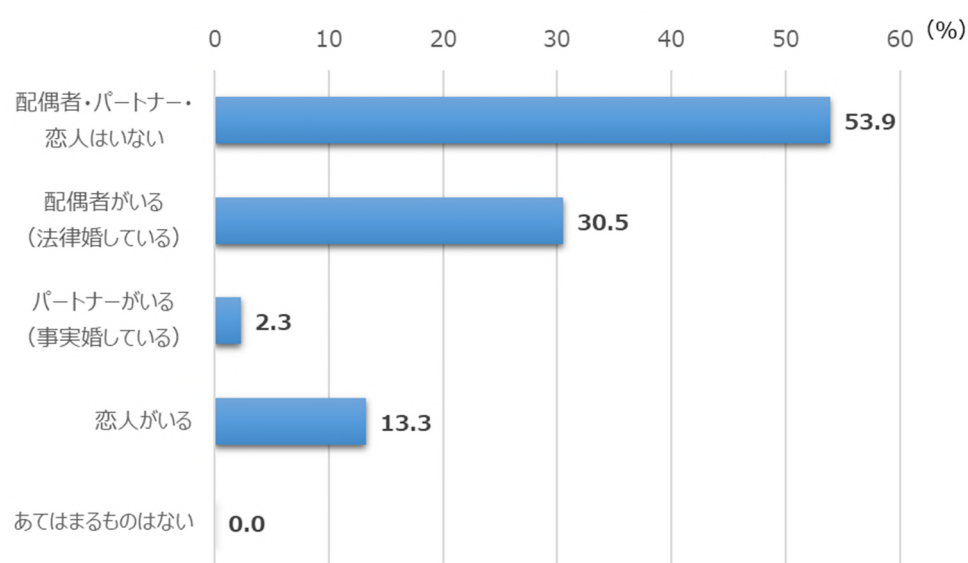
¹³ 対象は全国の20～49歳までの男女3,600名

さらに、現在の交際状況について尋ねてみると、アンケート回答者全体の約30%が法律婚の状態であるのに対し、約2%は実際に事実婚の状態にあると回答しており、事実婚を理想とする層の一部が、実際の家族関係として事実婚を選んでいくことがうかがえる。

図表 3－7 希望する理想的な関係性

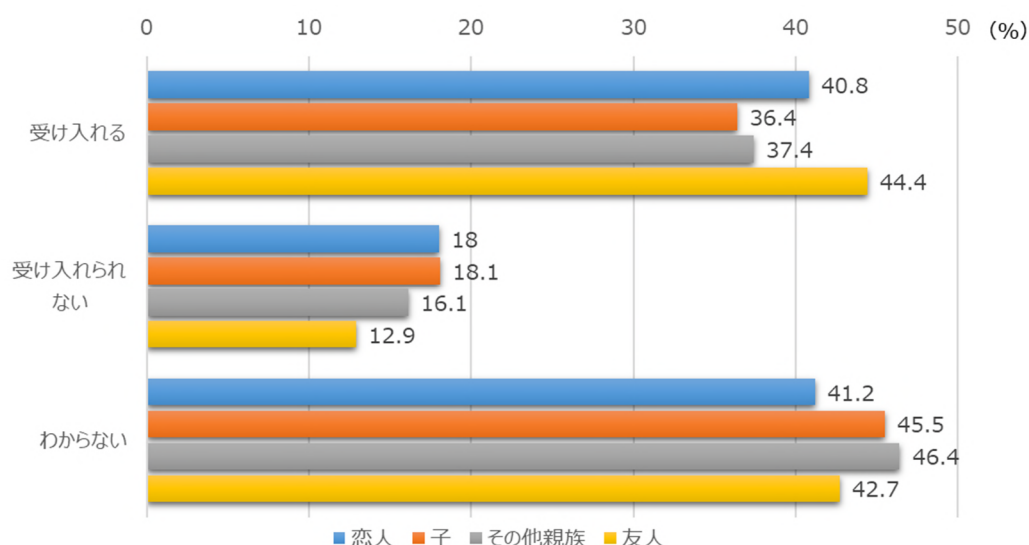


図表 3－8 現在の交際状況等



加えて、事実婚に対する受容性について尋ねたところ、恋人が事実婚を望む場合、その考えを「受け入れる」とした割合は約 40%で、「受け入れない」とした割合の約 18%を大きく上回る。このことから、事実婚が社会的にも一定程度受容されつつあると考えられる。

図表 3－9 事実婚に対する受容性



出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護等を巡る実情や課題に関する調査に係るパネル調査」（2024 年度）

（４）自治体における結婚支援の取組状況

ここまで、男女間のマッチングがうまくいかない現状や、結婚観や家族観の変化、新たなマッチングの機会の登場などの社会の変化について見てきたが、地方自治体としてもただ手をこまねているわけではなく、こういったニーズに対応する施策の展開を進めている。ここからは、現状の取組状況について整理する。

自治体では、2015 年度に創設された地域少子化対策重点推進交付金を活用するなどし、結婚などに関する様々な取組を行っている。現在¹⁴、結婚支援や気運醸成などの取組は 47 都道府県・518 市区町村が、こども家庭庁から交付金事業の採択を受けており、「結婚支援・地域連携推進事業」、「子育て家庭やこどもとのふれあい事業」、「結婚支援コンシェルジュ事業」、「結婚支援パスポート事業」、「家事参画・育児支援事業」、「結婚・子育て応援情報発信事業」などが行われている。

¹⁴ 2025 年 5 月 29 日時点

図表 3－１０ 自治体における結婚支援の取組状況（2025 年度）

1. ライフデザイン・結婚支援重点推進事業

掲載ページ	項目	事業名	実施自治体名
1	自治体間連携を伴う取組	4市町合同婚活事業	岩手県一関市、平泉町 宮城県登米市、栗原市
2	若い世代の描くライフデザイン支援	子育てで家庭やこどもとの触れ合い体験事業	岡山県
3		SAGA未来デザイン事業	佐賀県
4		指定結婚相談所利用者支援事業	福島県南相馬市
5	結婚支援事業者との官民連携型結婚支援	出会い・結婚支援事業	三重県桑名市
6		官民連携による出会いの機会創出事業	鳥取県
7		AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携	ハートマッチにいがたシステムの高度化
8	地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実	ボランティア仲人を活用した結婚支援強化事業	山形県
9	結婚支援センターに関する取組	長野県婚活支援センター運営事業	長野県
10	結婚支援ボランティア等に関する取組	天理市少子化・孤独・孤立対策等応援事業	奈良県天理市
11	出会いの機会・場の提供に関する取組	結婚支援・地域連携推進事業	岩手県
12		メタバースを活用した婚活支援モデル事業	千葉県
13		「福利厚生×出会い応援」官民連携事業	富山県
14		福岡市縁結びイベント(福岡市離島における縁結び支援事業)	福岡県福岡市
15	その他、ライフデザイン・結婚支援に関する取組	マイナポータルを活用した独身証明のオンライン化（えひめ結婚支援強化事業）	愛媛県
16		企業・団体間交流・出会いサポート事業	鹿児島県鹿児島市

2. 結婚支援コンシェルジュ事業

掲載ページ	項目	事業名	実施自治体名
17	結婚支援コンシェルジュ事業	とちぎ結婚支援コンシェルジュ事業	栃木県

3 結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業

掲載ページ	項目	事業名	実施自治体名
18	自治体間連携を伴う取組	子育ての楽しさ広げる事業	京都府・京都市
19	地域全体で結婚・子育てを応援する気運醸成	子育て体験留学、移住者、多世代を巻き込んだ子育ての気運を高めるコミュニティ形成事業	岡山県奈義町
20	育児休業取得と家事・育児分担の促進	父親の子育てマイスター事業	三重県四日市市
21		えひめスクラムプロジェクト(家事参画・育休支援事業)	愛媛県
22	子育てと仕事の両立と多様な働き方の促進	相模原市仕事と家庭両立支援事業	神奈川県相模原市
23	ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究	こども施策推進に係る意見聴取事業	群馬県
24	その他、結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成	伊豆市子育て情報発信事業	静岡県伊豆市
25		結婚・子育て応援情報発信事業	香川県

出典：こども家庭庁ホームページ掲載資料（令和7
年版 地域少子化対策重点推進交付金 採択事例集）

図表 3－1 1 自治体における結婚支援の取組状況（2023 年度）

1 結婚に対する取組				2 結婚、妊娠・出産、子育てに 温かい社会づくり・機運醸成の取組			
事例No. ・掲載P	項目	取組内容	自治体名	事例No. ・掲載P	項目	取組内容	自治体名
01	自治体間連携を伴う 結婚支援の取組	県・市町が連携し、企業・団体・地域住民を巻き込んだ結婚支援の取組を推進	長崎県	13	自治体間連携を伴う 機運醸成の取組	官民協働組織を中心に、総合的な機運醸成の取組を実施	長野県
02		県・市町で「みえ結婚支援プロジェクトチーム」を設置し、広域的な出会いの場を創出	三重県	14		県・市町が連携し、県下全域において男性の子育て参画を推進	和歌山県
03	結婚支援センターの 開設・運営 マッチングシステム の構築	縁結びボランティアによる支援にAIシステムが融合したハイブリッド型結婚支援	石川県	15	男性の育児取得と 家事・育児参画促進 子育て支援情報の 「見える化」と 相談体制の構築	男性の育児参画を促進する取組を複合的に実施	岐阜市 (岐阜県)
04		AIを活用したマッチングシステムの導入による効果的な出会い支援	大分県	16		「聞きななせAIくまもと」によるLINEを活用した子育てサポート	熊本県
05		県や移住部署と連携した移住×婚活の取組	駒ヶ根市 (長野県)	17	多様な子連れ世帯が 外出しやすい環境の整備	「とよなか子育て応援団」登録制度による子連れ外出しやすい地域づくり、子育てに温かい機運醸成	豊中市 (大阪府)
06		複数の自治体で構成される広域行政事務組合による広域的な結婚支援	有明広域行政 事務組合 (熊本県)	18	多様な働き方の 実践モデルの取組	多様な働き方を応援 ～「子どもが遊べる・楽しめる」×「子どもを連れてワーク」～	富士市 (静岡県)
07	結婚支援ボランティア等 育成・ネットワーク化	結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した研修等の実施	秋田県	19	乳幼児等との ふれあい体験	学生が乳幼児との触れあいやその親との交流を体験する機会の提供	徳島県
08		結婚支援ボランティアの育成、組織化・ネットワーク化	島根県	20	結婚応援パスポート 子育て支援パスポート	県と企業・店舗が連携し、新婚世帯及び子どものいる世帯が対象の応援パスポート事業を実施	宮城県
09	若い世代向けの 総合的な ライフデザインセミナー	若者の主体的なライフデザイン構築を支援・発信	群馬県	21	民間の取組を通じた 地域全体での機運醸成	地域で子育てを応援する機運醸成を図る取組を実施	佐倉市 (千葉県)
10		仕事と育児の両立体験やワークショップ等によるライフデザイン支援	京都府	3 結婚新生活支援事業に関する取組			
11	企業等と連携した 結婚支援	企業との連携を含め地域が一体となって出会いから結婚までをサポート	新潟市 (新潟県)	事例No. ・掲載P	項目	取組内容	自治体名
12	出会いコンシェルジュ を活用した結婚支援	出会いイベントの開催や出会い・結婚に向けた機運醸成に取り組む“令和版お世話焼きさん”	安芸市 (高知県)	22	結婚新生活支援事業 に関する取組	県と市町・関係団体が連携して結婚・子育てを応援する機運を醸成	滋賀県
				23		効果的な広報及び窓口案内による認知度向上、支給世帯増	うきは市 (福岡県)

出典：こども家庭庁ホームページ掲載資料（令和5年版 地域少子化対策重点推進交付金 採択事例）

（5） パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入状況

近年、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用が進んでいる。この制度は、様々な事情で結婚することができない方々を支援する制度であり、その現状について見ていく。

パートナーシップ制度は、地方公共団体により名称、目的、根拠規範、要件¹⁵、手続、効果等が異なるが、一般にカップルが社会生活上のパートナーであることを地方公共団体が公的に認定する制度のことをいう。同制度は、カップルに対して社会的承認や社会生活上の便益を与えるものの、婚姻と同等の法的効果は有していない¹⁶。また、同制度は自治体独自の取組であることから、制度利用者が転出する場合、転入先では制度の効力を失うこととなり、原則として、再度制度利用

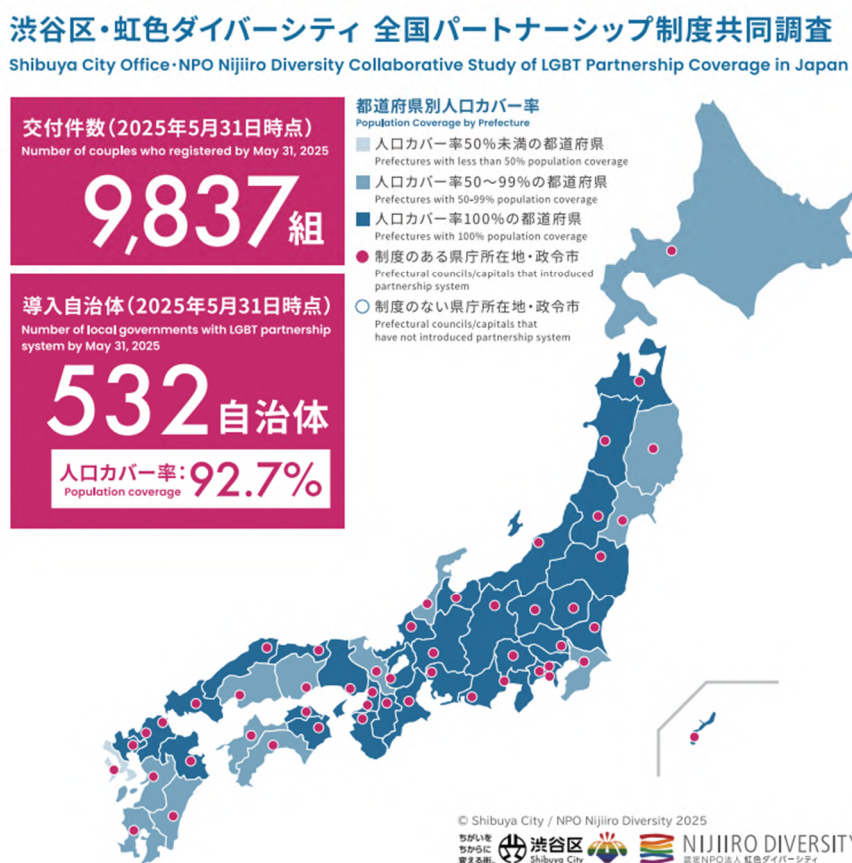
¹⁵ パートナーシップ制度の適用を受けるための実体的要件のうち各地方公共団体に共通して設けられているものとして、当事者がパートナー関係（パートナーシップ）を有すること、当事者双方が18歳以上であること（成人要件）、当事者双方が相手方以外の者と婚姻又はパートナー関係にないこと（非婚等要件）、当事者双方が相手方と近親関係にないこと（非近親者要件）、当事者双方又は一方が制度の適用を受けようとする地方公共団体に住民登録を有し又は居住していること（居住要件）が挙げられる。

¹⁶ 高橋優, “地方公共団体のパートナーシップ認定制度”, 国立国会図書館, 調査と情報（1269）, 2024-03-078

のための手続が必要となる。加えて、取扱いなどは自治体によって異なるが、制度利用者に対し、公営住宅への入居や公立病院での手術への同意など法律婚カップルと同等の公共サービス等を受けられる場合がある。また、一部民間サービスでは生命保険の受取人指定が可能になるなど、家族と同様の取扱いを受けられることもある。さらに、企業によっては、制度を利用する従業員のパートナーや子どもを社内制度上、「家族」として取り扱う事例も存在する。

2015年に東京都渋谷区が開始したパートナーシップ制度は、2025年5月31日時点で、532自治体で導入されており、人口カバー率では92.7%となっている。

図表 3-12 パートナーシップ制度導入状況



出典：渋谷区・認定NPO法人虹色ダイバーシティ 全国パートナーシップ制度共同調査
(c)渋谷区・認定NPO法人 虹色ダイバーシティ 2025

当初は、一方または双方が性的少数者である同性カップルのみが対象であったが、最近では、要件を緩和して異性カップルも対象とする自治体が増加してお

り、当事者が性的マイノリティであることを要件とせず、事実婚夫婦の利用を認める地方公共団体もある。また、未成年の子や親を対象に含める自治体も増加しており、カップルと子を家族として扱うパートナーシップ・ファミリーシップ制度は、海外でも珍しい取組である¹⁷。また、宣誓者の転居に伴う手続の簡素化等の自治体間の連携¹⁸も進んでいる。さらには、サービス利用機会の拡充を図るため、市区町村と都道府県との間で相互利用を推進する動きが見られる。例えば東京都では、連携協定を締結した市区町の発行した証明書等を都の事業（都営住宅、軽費老人ホームの利用料、高齢運転者等標章の交付等）で活用することができ、都の受理証明書を当該市区町の事業で活用することもできる。

今後は、行政サービスにおける適用範囲を拡大するだけでなく、民間サービスにおける制度の活用機会の拡大や、パートナーシップ認定制度の利用者が移住する場合、ある地方公共団体で取得した証明書等を他の地方公共団体でも活用できる取組の推進¹⁹などが考えられる²⁰。

（６）「結婚」を巡る現状と課題の整理

以上のとおり、近年、未婚者の結婚意思は減少傾向にあり、特に 30～34 歳の男女及び 20～24 歳の女性において顕著である。また「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者は 18～34 歳の全ての年齢区分において増加している。結婚への障害としては、結婚資金・住居等の経済的理由によるほか、出会いの減少が原因の機会的理由については、25～34 歳の層で多くなっている。また、結婚への動機の低下が原因の心理的理由も課題として挙げられる。

経済的理由や機会的理由に対する取組は「地域少子化対策重点推進交付金」の活用により、全国的に広がりを見せているが、今後は地域により実情や課題が異なる

^{17, 20} 高橋優. “地方公共団体のパートナーシップ認定制度”. 国立国会図書館. 調査と情報（1269）. 2024-03-078

¹⁸ 自治体間の連携により、１．転出した自治体への宣誓書受領証の返還手続、２．転入先での再度の宣誓手続、３．独身証明書等の提出が不要となる。

¹⁹ 自治体間連携においては、「一部の地方公共団体の間では連携が進められているが、地方公共団体によって制度の対象者や手続、要件等は様々であり、当該連携に係る調整は容易でない。制度目的の相違から所管が異なることも多く、地方公共団体間の既存のネットワークが活用できず、コミュニケーションが困難となることが連携を妨げている。」との指摘がある。（出典：国立国会図書館「地方公共団体のパートナーシップ認定制度」）

ことから、地域特性を踏まえた更なる取組の充実が求められるのではないかな。

また、心理的理由に対する取組は、結婚は選択肢の一つ（決めるのはあくまで本人）としたうえで、若者が自らのライフデザインを描けるよう、必要となる情報を発達段階に応じて提供していくことが必要ではないかな。

加えて、結婚や家族に対する価値観の変化が進んでおり、従来の性別役割意識や結婚観の支持が低下している。また、近年多くの自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ制度が導入されている。この制度には、多様なつながりを支援する側面がある。手続の簡素化等について自治体間の連携が進められており、今後制度の認知度向上や制度利用者のニーズに応じた制度の拡充などが求められる。

（7）講演

第2回研究会においては、慶應義塾大学の阪井裕一郎氏より、「婚姻・事実婚を巡る実情や課題について」をテーマに講演が行われた。以下にその主な内容を整理する。

これまで、パートナー関係、子育て、家族というものは婚姻制度とイコールの関係性であり、それが当たり前であったが、世界の状況を見てみると、この当たり前が大きく崩れ、家族のあり方が多様化しているという現状がある。具体的な大きな変化としては、出産・子育てが婚姻制度から分離した状況になっており、欧米諸国を見ると、結婚の代替としての同棲が一般化し、婚姻制度以外の共同生活を保障する制度が確立されてきている。

日本では夫婦別姓を通すという事由が事実婚を選ぶ大きな要因（男性 64.0%、女性 89.3%）²¹の一つとなっており、結婚を望みながらも改姓を避けるために事実婚を選択している事実婚の当事者が多くいる。事実婚は、税制・相続・親権などの制度面に加え、病院や住居、保険などでも常に不安定な状況にあり、実利的な不利益を被る。また、法律婚ではないということで、「普通ではない家族」とい

²¹ 善積京子、「近代家族を超える」、青木書店、1997

ったネガティブなイメージを持たれるおそれがある。

また、日本では単身世帯が最多で孤立が深刻な社会課題となっている。その中で未婚化も進み、これまでに考えられてきた「普通の家族」の外で暮らす人が非常に多くなってきている。事実婚だけではなく、ひとり親家庭、里親家庭、同性パートナーなど「多様なつながり」を支援する社会が求められており、誰もが子育てしやすい社会の「誰もが」に、本当に多様な人々が含まれているかを再考する必要がある。

自治体の取組では、婚活や様々な子育て支援等、人々の「現実的なニーズ」に合致した取組を進めるということが当然重要だと考える。一方で、「現実的なニーズ」への対応が既存の価値観や意識を補強する側面もあり、これが結果として施策がうまくいかない原因にもなり得るとも考えられるので、旧来の結婚観やジェンダー観に縛られず、多様な家族・パートナー関係の受け皿を整備していくことも重要となる。

(8) 事例紹介

第2回研究会においては、群馬県の「ライフデザイン支援事業」および徳島県の「赤ちゃん授業～赤ちゃん和小中高生・大学生等との交流事業～」について事例紹介を行った。

群馬県では、若者が将来に希望を持ち、自らの人生を主体的に設計できるよう支援する事業として10年前から実施している。2022年度に若者の声やワークシートを収録したデジタル冊子「LIFE100」を作成し、2023年度には、その資料を用いて大学や高校での出前講座を行うほか、大学生が高校生を支援するワークショップを展開した。また2024年度からは100人の多様な人生を紹介する

「LIFE100 リアルレポート」を制作することも行っている。今後も若者に対して様々な生き方があることを紹介することで、ライフデザイン支援につなげていく方針としている。

また、徳島県では、若い世代が出産や子育てに前向きな意識を持てるよう、「赤

ちゃん授業」を実施している。妊婦体験や赤ちゃん人形を使ったお世話体験、実際の親子との交流を通じて、子育ての楽しさや現実を学ぶ機会を提供しており、2024年度は県内4校で実施し、生徒の約90%が子育てに前向きな意識を持つ結果となった。また参加した親からも、自己肯定感の向上があったとの声もあり、孤立感の解消への寄与もあった。2025年度以降は、ライフデザイン教育や情報発信にも力を入れていく方針としている。

(9) 参加者からの意見

本研究会に参加した知事からは、以下のような意見や提案が寄せられた。

- ・ 講師が指摘したとおり、カップル、家族のあり方が変化しつつあり、多様化していることに対して、今ある制度が選択を狭めてしまう、制約してしまっている現実を我々はまず認識する必要がある。その上で、各々が自らの進路や希望のあり方を追求して将来像を描くことができる、また描いたとおりに進んでいける社会を作っていくことが重要ではないか。
- ・ また、ニーズオリエンテッドと言うか、人々がやりたいことを起点として、制度を作り変えていくような視点が重要なのではないか。

(10) 講師からの意見

研究会に招聘した講師から、以下のような見解が示された。

- ・ 若者が結婚や子育てに踏み出せない背景には、結婚や子育てへの不安があるのではないか。キャリアや人生の変化、離婚への懸念など、漠然とした不安が意思決定を妨げている可能性がある。
- ・ そのため、経済的、物理的、心理的な不安を整理して、言語化して具体化するの是非常に大事なところだと思っており、群馬県や徳島県の取組は非常に大事で、ぼんやりとしたものを具体化していくことが安心に寄与すると考える。
- ・ デンマークでは、子どもが生まれたときに国から手紙が届いて、そこには「おめでとうございます」と同時に、「あなたの子どもはあなたの子どもで

はありません」というメッセージが届く。これは、子どもは社会全体で支える存在であるというメッセージであり、失敗してもよいという安心感が育まれている。日本においても、自治体や国が「失敗してもよい」という支援の姿勢を明確に示すことが、大切ではないか。

(11) 小括

近年、若者の結婚へのこだわりが低下し、結婚や家族に対する価値観も多様化している。そのため、従来型の施策では成果が出にくく、自治体としては現状を真摯に受け止め、柔軟な制度設計が求められる。

こうした中、講師からは、フランスの PACS 制度など、婚姻制度以外の共同生活を保障する欧米諸国の事例が紹介され、日本でも「多様なつながり」を支援する視点が必要との提言があった。

自治体独自の取組としては、ファミリーシップ制度やパートナーシップ制度があり、広がりを見せている。

一方で、自治体においても、諸外国の事例も参考にしながら、これまでより一歩踏み込んで、若者の価値観の変化に対応しうる制度などについても議論し、それぞれが取り組めることから順次、始めていく必要があるのではないか。

コラム 出会いの場の創出

本コラムでは、第3章で取り上げた「適当な相手にまだめぐり会わない」という現状に対して、各地域での取組を3つ紹介する。

(1) 県主催の大規模婚活イベント（愛知県）

（事業概要）

少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化への対策として、結婚を希望する方に出会いの場を提供することを目的に、2023年度から愛・地球博記念公園（モリコロパーク）で400人規模の大規模婚活イベントを実施している。

本イベントは新聞やテレビ等のメディアで広く取り上げられていることから、社会全体で結婚を希望する方を応援する気運醸成にも寄与している。

図表コ2－1 大規模婚活イベントの実施状況

	2023 年度 2023/10/7(土)	2024 年度 2024/10/12(土)	2025 年度 2025/6/14(土)
応募者 (募集倍率)	2,249 人 男性：1,175 名 女性：1,074 名 (5.6 倍)	2,250 人 男性：1,138 名 女性：1,112 名 (5.6 倍)	2,568 人 男性：1,496 名 女性：1,072 名 (6.4 倍)
参加者	382 人	370 人	387 人
追跡（3 か月後） アンケート結果	交際に発展した 10 人 (回答者 148 名)	交際に発展した 21 人 (回答者 176 名)	交際に発展した 14 人 (回答者 178 名)

※参加者の約8割が婚活イベントへの参加が初めてと回答、また今後県が運営するオンライン型の結婚支援センター（あいち結婚サポートセンター）を活用したいと回答する方も6割以上おり、結婚を希望する方の背中を押す役割を果たしている。

【参考】大規模婚活イベントの様子



(2) 「福利厚生×出会い応援」官民連携事業（富山県）

（事業概要）

富山県では、従業員の出会いや結婚を応援する富山県内の企業・事業所と連携し、福利厚生サービスとして県内企業等の従業員が利用できるマッチングアプリサービスの運用を開始した。本取組を通して、県内で働く者の出会い・結婚の希望を叶えるとともに、組織全体のエンゲージメント・ウェルビーイング向上、活性化、若手人材の確保・定着を後押しすることを目指している。

（マッチングアプリの概要）

- ・ 県が前面に立ち、利用者を富山県内の企業等の従業員に限定することで、「相手の素性がわからない」ことに不安を感じるアプリ利用者の心理的ハードルを下げる。
- ・ 企業等は、利用負担金を福利厚生費で支払い、従業員への周知を行うことで、現状難しい従業員の出会い・結婚の後押しが可能となる。
- ・ アプリはAIによる紹介・アシスト機能により、関係進展、マッチングをサポート。

【参考】マッチングアプリちらし

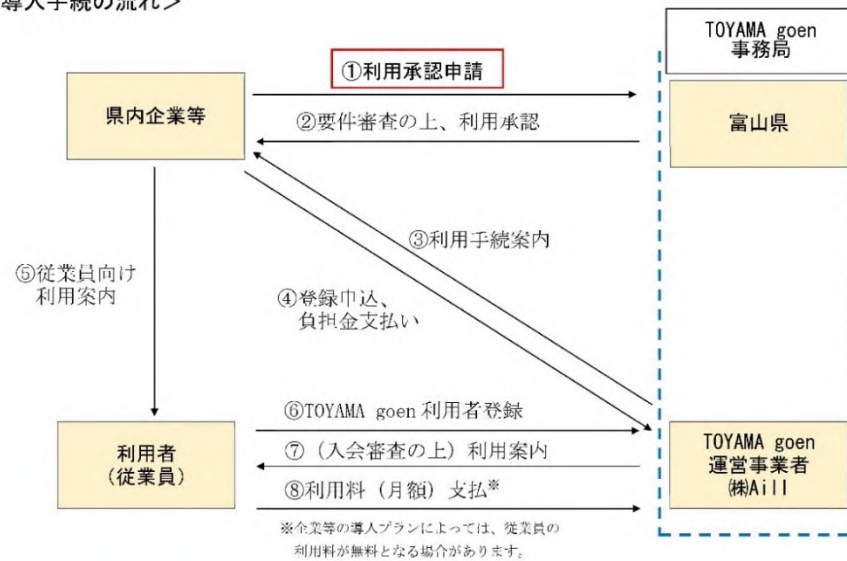
TOYAMA goenサービスのポイント

全国的に実績あるアプリの、県内企業・団体・事業所専用版だからこそ

- 1 県が承認した信頼できる企業・団体・事業所の発身の方をAIが紹介
安心してサービスを利用へ
- 2 カップルの成立により
従業員のウェルビーイングが向上
- 3 手薄になりがちな
若手従業員向けの福利厚生充実を後押し
- 4 従業員を大切にする企業・団体・事業所として県が様々な機会でもPR
企業イメージが向上し、リクルート等でアピール可能

図表コ２－２ マッチングアプリ導入の流れ

＜導入手続の流れ＞



（３） ボランティア仲人を活用した結婚支援強化事業（山形県）

（事業概要）

山形県では、少子化の要因となっている晩婚化、未婚化の進行を踏まえ、出会い・結婚につながるサポート体制づくりを進める中、ボランティア仲人を活用した結婚支援強化事業を実施している。

ボランティア仲人への直接の相談もできる他、ボランティア仲人による定期的な結婚相談会や市町村と連携した出張相談会を開催。

また、ボランティア仲人の発掘、育成のために、こども家庭庁で作成された「結婚支援ボランティア等育成モデルプログラム」を活用することや、ボランティア仲人同士の情報交換会を開催している。

（本事業の特徴的取組）

- ・ 2025年9月20日時点で、57名のボランティア仲人の登録があり、また多数の成婚実績がある方には、その旨がホームページ上分かるようになっていること

から、自身が希望する方への直接の相談が可能となっている。

- ・ ボランティア仲人の研修を県内4地域で行うことで、県内全域のボランティア仲人のスキルアップに寄与するとともに、県内全域でのボランティア仲人による結婚サポートが可能となっている。
- ・ 支援対象者との信頼関係づくりに必要となる知識や技能に関する研修を行うことにより、支援対象者のニーズに寄り添った伴走型支援の実施に寄与している。

【参考】 ボランティア仲人への研修の様子



大規模婚活イベントについては、現在多くの地方自治体においても実施されている。行政主催で安心でき、大人数のため参加しやすいことから、結婚を希望する方が婚活に踏み出すきっかけとなりやすく、今後もこうしたイベントが地方自治体主催で開催されることが期待される場所である。

また、企業による出会いや結婚を応援する取組に対する支援や、ボランティア仲人の運用と活動の支援といった取組は、行政が民間事業者と協力して実施することにより、より効果的に推進することができる分野でもある。

第3章で見たとおり、未婚者が独身でいる理由として「適当な相手にまだめぐり合わないから」の選択率は高く、かつてに比べ低下が指摘される社会的なマッチング機能を様々な手法で補完していくことが地域に求められる。

今後は、ここで取り上げた好事例の横展開はもとより、それぞれの地域特性を活かした斬新で効果的な取組の創出がますます期待される。

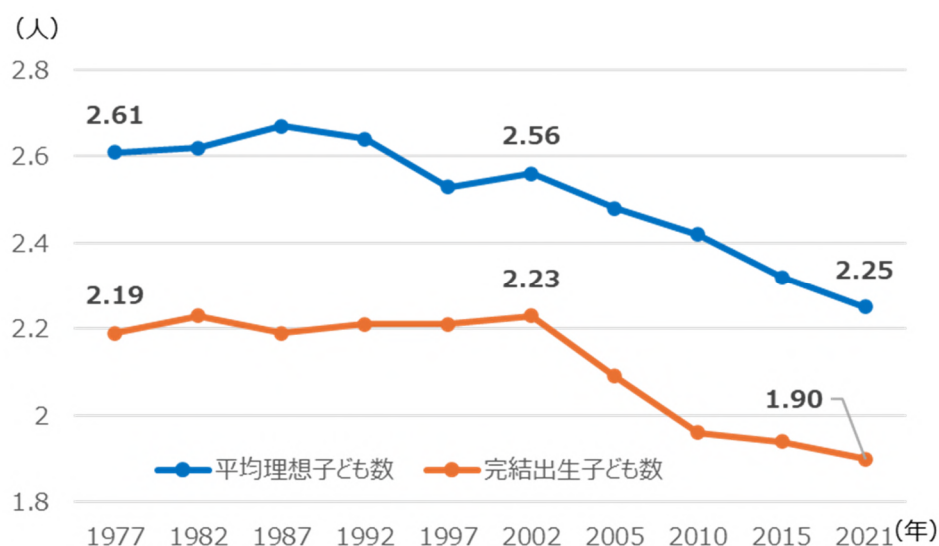
4 子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて（②子育て政策についての分析）

本章では、第2章において述べられた希望子ども数と実際の子ども数との乖離について、希望子ども数を叶えていくための取組及び、希望子ども数自体が減少傾向にある理由についての分析を行うとともに、ネガティブに作用している要因を取り除くための対策や支援についてどのような方法があるかについて、検討を進めていく。

（1）希望子ども数と実際の子ども数の現状

夫婦の平均理想子ども数は、直近の2021年調査では、2.25人となっている一方で、完結出生子ども数は、1.90人となっている。二つの指標で対象とする定義に差はあるものの²²、理想とする子ども数が持てていない現状が読み取れる。

図表4－1 夫婦の平均理想子ども数と完結出生子ども数の推移

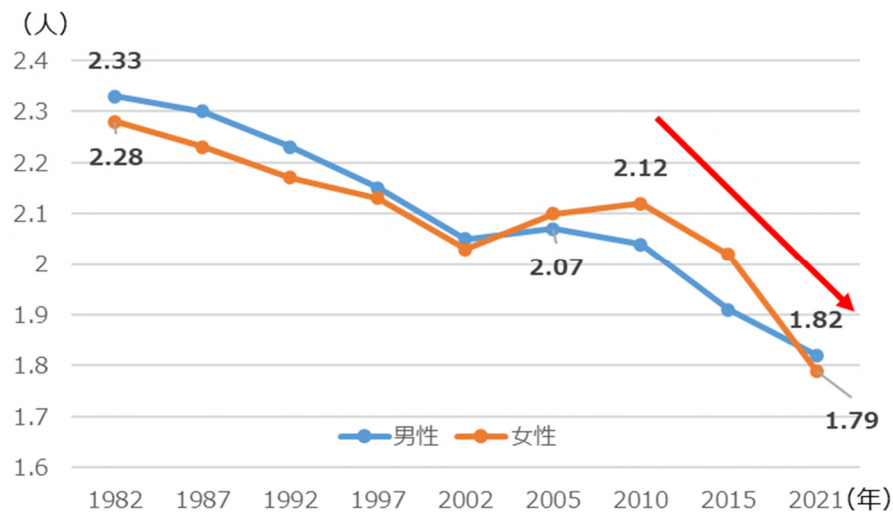


出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

一方で、未婚者の希望子ども数を見てみると、男性は2005年（2.07人）、女性は2010年（2.12人）以降、減少傾向にある。直近では、男性1.82人、女性1.79人となっており、特に女性における希望子ども数の減少が著しいことが分かる。

²² 夫婦の平均理想子ども数は「妻の年齢50歳未満の初婚どうしの夫婦」を対象とし、完結出生子ども数は「結婚持続期間15～19年の初婚どうしの夫婦。第15回は妻の調査時年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の夫婦について集計」となっている。

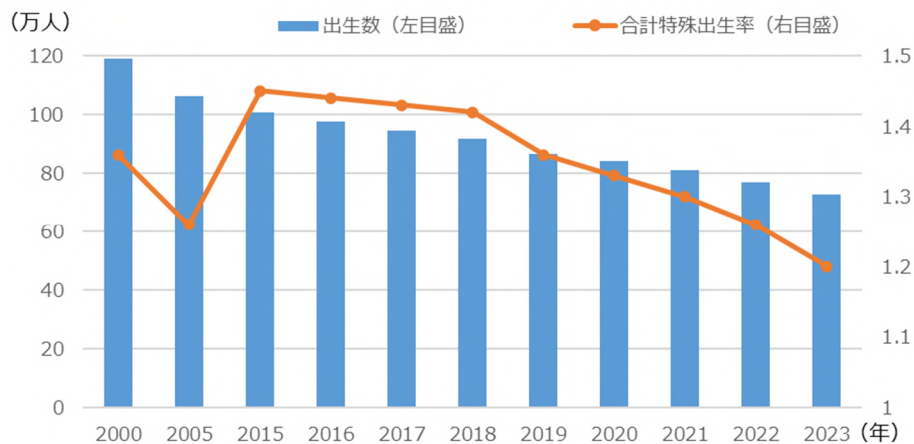
図表 4－2 結婚意思のある未婚者の平均希望子ども数の推移



出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）から作成

上記のとおり、既婚者は理想とする子ども数を持てていないことが一つの要因となり、出生数及び合計特殊出生率の減少につながっていると考えられる。また、結婚意思のある未婚者においても希望する子ども数が男女ともに減少していることを踏まえると、今後も出生数及び合計特殊出生率の減少傾向が続くことが予想される。

図表 4－3 出生数と合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態調査」

(2) 子どもを持つことについての考えの変化

理想とする子ども数を持てておらず、未婚者においては希望子ども数が減少しているという現状の中、子どもを持つことを希望する理由について、分析をする。

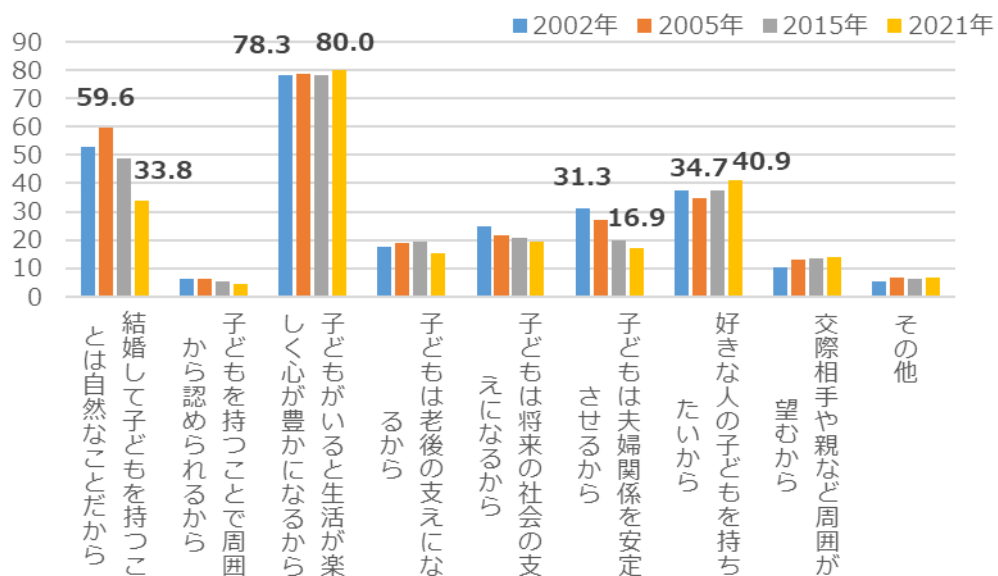
ア. 子どもを持つ理由

「理想とする子ども数が1人以上であった夫婦」及び「子どもを持つことを希望する未婚者」に、子どもを持つ理由を尋ねた調査によると、ともに「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」の割合が低下（夫婦：59.6%（2005年）⇒33.8%（2021年）、未婚者：43.4%（2015年）⇒28.6%（2021年））しており、結婚と子どもを持つことのつながりが弱くなっていることが分かる。

また、「理想とする子ども数が1人以上であった夫婦」において、「子どもは夫婦関係を安定させるから」などの旧来的な考え方の割合も減少傾向にある（31.3%（2002年）⇒16.9%（2021年））。

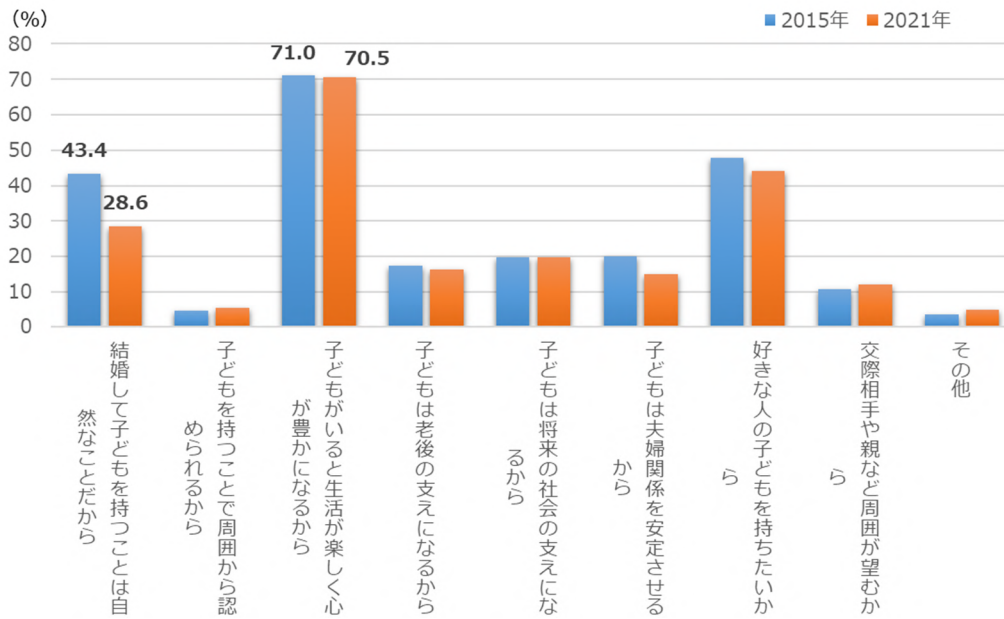
一方で、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになるから」の割合は両者ともに経年変化は見られず（夫婦：78.3%（2002年）⇒80.0%（2021年）、未婚者：71.0%（2015年）⇒70.5%（2021年））、高い値を維持しており、「理想とする子ども数が1人以上であった夫婦」においては、「好きな人の子どもを持ちたいから」が2005年調査で一度減少（34.7%）したものの、2021年調査にかけて増加傾向（40.9%）にある。

図表4-4 夫婦の子どもを持つ理由



出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

図表 4－5 未婚者の子どもを持つ理由



出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

このことから、子どもを持つことを希望する方においては、子どもを持つことについて、「自然なことだから」といった従来の価値観ではなく、より積極的な動機を求めるようになってきていると考えられる。

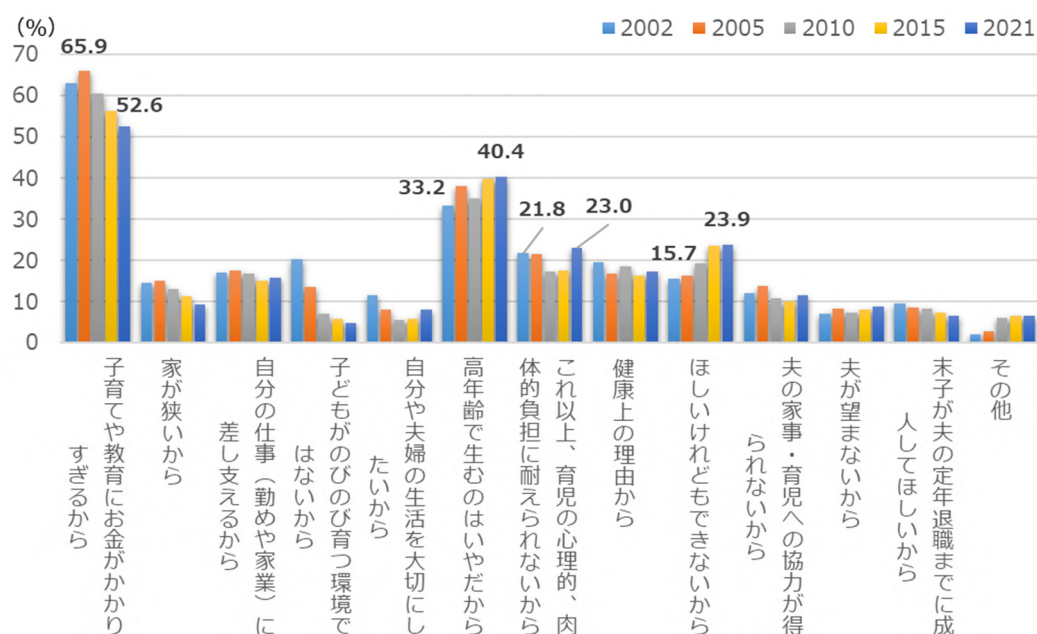
イ. 子どもを持たない理由

続いて、子どもを持たない理由についても分析する。

予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦に理想の数の子どもの持たない理由を尋ねた調査によると、経済的理由である「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」の割合は低下（65.9%（2005年）⇒52.6%（2021年））しているものの、依然として最も多いことが分かる。

また、身体的理由である「高年齢で生むのはいやだから」（33.2%（2002年）⇒40.4%（2021年））、「ほしいけれどもできないから」（15.7%（2002年）⇒23.9%（2021年））が増加傾向にあり、心理的理由である「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」（21.8%（2002年）⇒23.0%（2021年））は横ばい傾向にあることが分かる。

図表４－６ 夫婦の理想の数の子どもを持たない理由

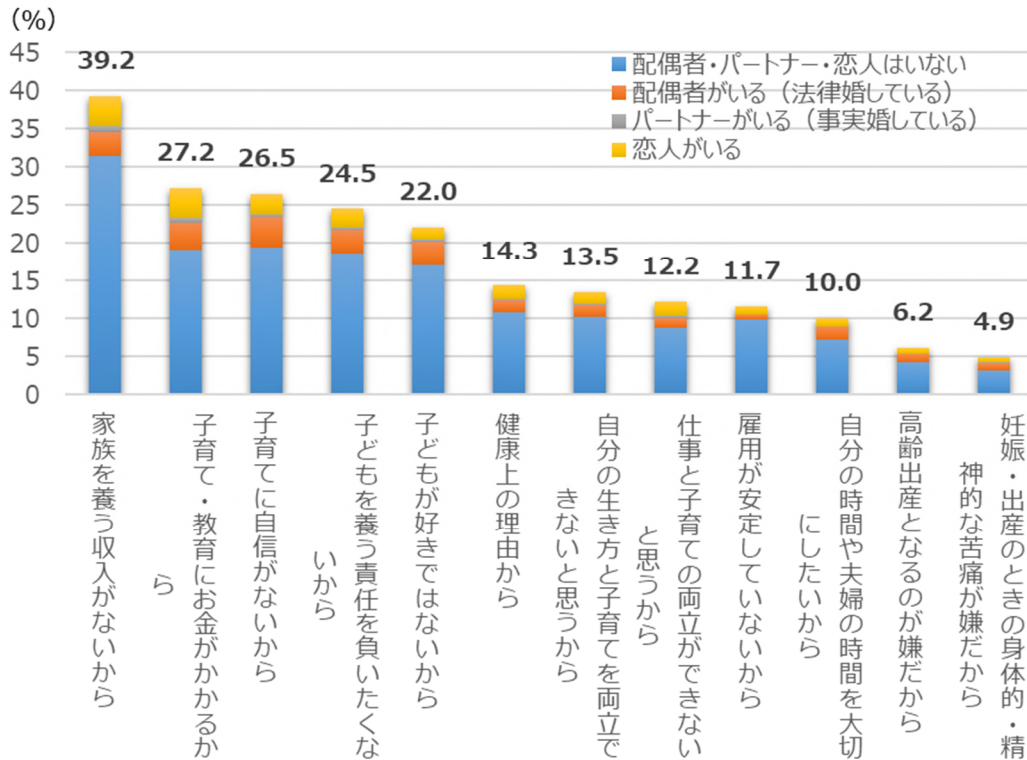


出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

さらに、愛知県が2024年に行ったアンケート調査²³において、「子どもを持つことを希望しない」方にその理由について尋ねたところ、経済的理由である「家族を養う収入がないから」（39.2%）、「子育て・教育にお金がかかるから」（27.2%）を選択する方が最も多く、次いで、心理的理由である「子育てに自信がないから」（26.5%）、「子どもを養う責任を負いたくないから」（24.5%）、「子どもが好きではないから」（22.0%）が選択され、社会的理由である「自分の生き方と子育てを両立できないと思うから」（13.5%）や「仕事と子育ての両立ができないと思うから」（12.2%）、「雇用が安定していないから」（11.7%）を選択する方もいた。

²³ 対象は全国の20～49歳までの男女3,600名

図表 4－7 婚姻状況別子どもを持つことを希望しない理由



出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護を巡る実情や課題に関する調査に係るパネル調査」（2024 年度）

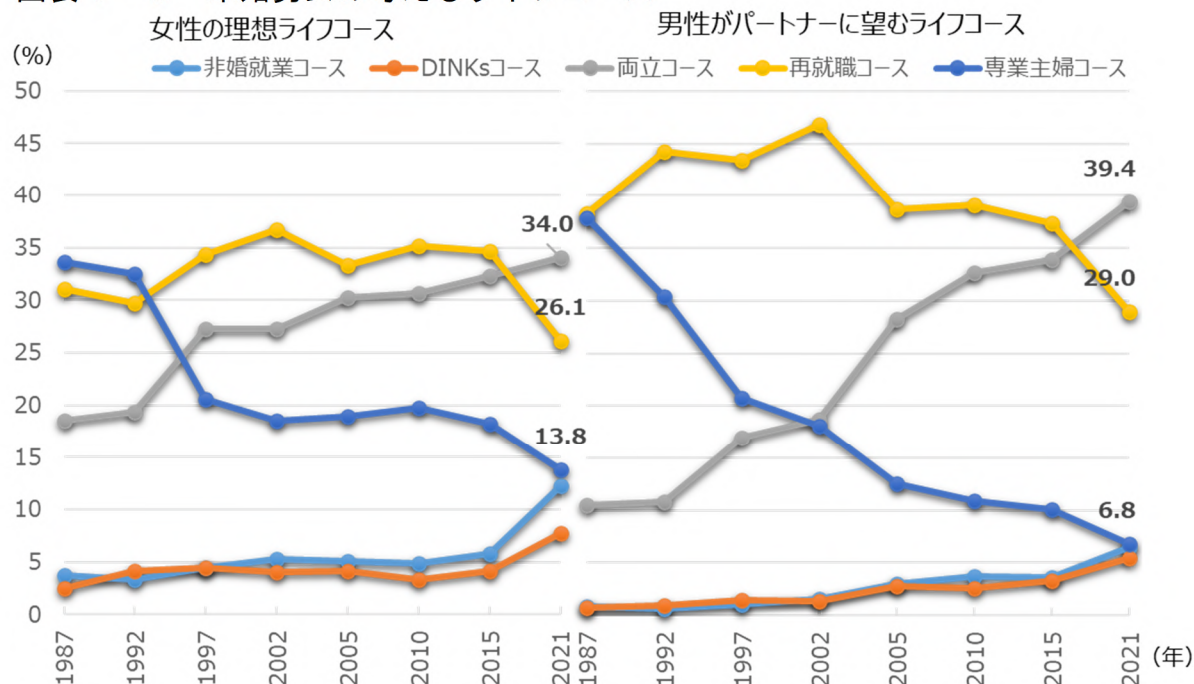
以上のとおり、子どもを持たない理由を分析すると、①出産や子育てに係る費用に起因する「経済的理由」、②高齢出産や不妊に起因する「身体的理由」、③出産や育児への負担、子育てへの自信に起因する「心理的理由」、④子育てと仕事や私生活の両立の難しさに起因する「社会的理由」の4つに分類されると言える。

（3）若い世代の理想のライフコースの変化

「（2）子どもを持つことについての考えの変化」の結果については、若い世代が理想とするライフコースが変化してきていることも影響していると考えられる。そのため、若い世代におけるライフコースの変化についても確認する。

未婚女性の理想のライフコース（左）及び未婚男性の将来のパートナーに対する期待（右）を見ると「両立コース」が上昇傾向にあり、「再就職コース」や「専業主婦コース」を大きく上回り、主に若い世代の理想とする生き方は変わってきていることがうかがえる。

図表 4－8 未婚男女の考えるライフコース



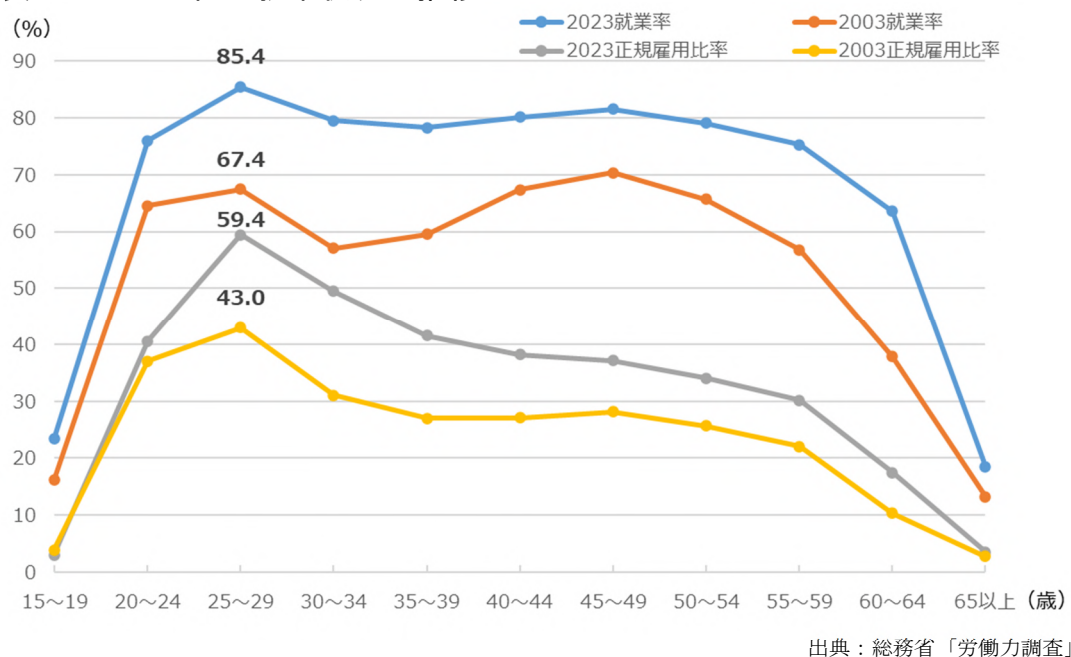
出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）

調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

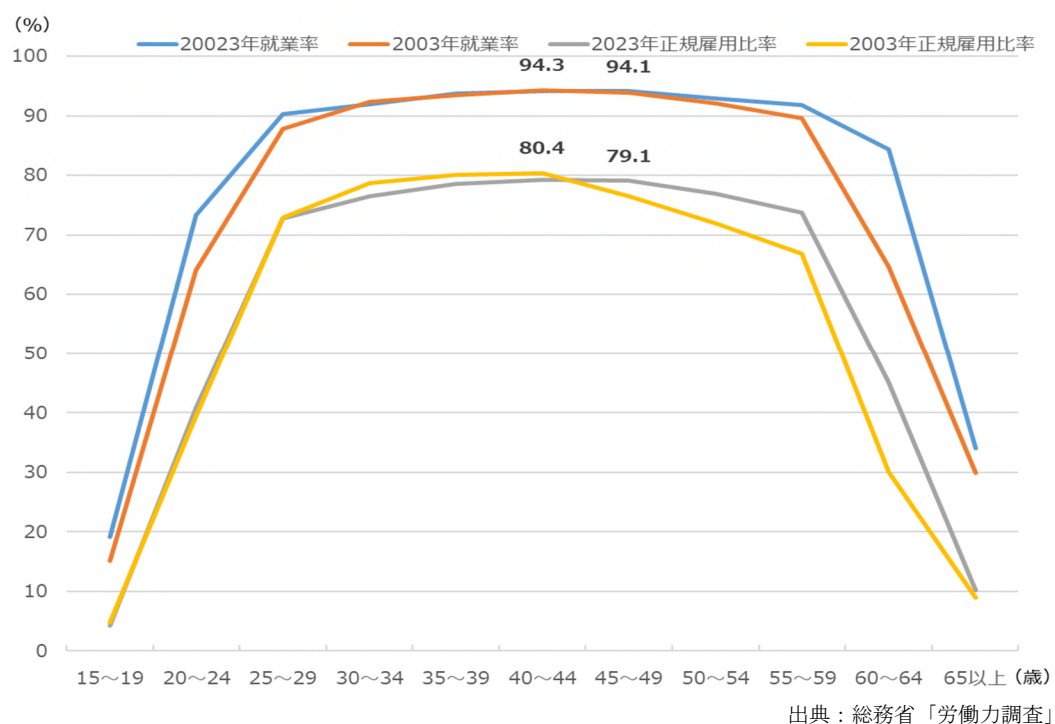
また、女性の就業率を見ると、結婚・出産時期に離職することにより、就業率が低下するいわゆる「M字カーブ」は、その底である年齢階級での就業率が大幅に上昇することで、改善傾向にあることが分かる。また、出産・育児等に起因する女性の正規雇用比率の低下、いわゆる「L字カーブ」は、近年改善傾向にはあるものの、依然として解消されていない。加えて、女性の正規雇用比率も上昇しつつあるが、依然として低い傾向（年齢階級別で最大となる25～29歳の女性の正規雇用比率59%をピークに低下：2023年時点）にあり、男性の正規雇用比率（年齢階級別で最大となる45～49歳の男性の正規雇用比率79%をピークに低下：2023年時点）と比較し、依然低い水準にある。

この背景には、様々なライフイベントに際し、キャリア形成との二者択一を迫られるのは、依然として多くが女性であり、その背景には、長時間労働を前提とした雇用慣行や女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、それらの根底にある固定的な性別役割分担意識などの構造的な課題が存在している²⁴との指摘がある。

図表 4－9 女性の就業状況の推移



図表 4－10 男性の就業状況の推移



²⁴ 内閣府男女共同参画局。「男女共同参画白書令和6年版」. 2024-06. 14.

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/pdf/r06_11.pdf, (参照：2026-01-09)

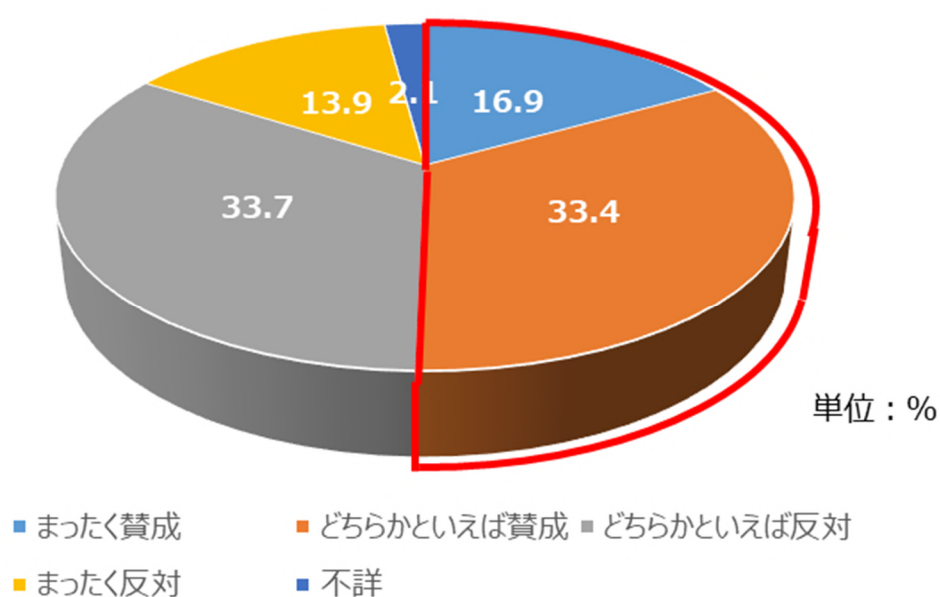
こうした状況を踏まえると、男女双方に対する仕事と家庭の両立支援や、女性の雇用の支援にはなお積み残された課題があると考えられる。

第1章でも触れたとおり、我が国では、子どもを持つことの前提条件としての結婚が存在してきた。現在においても、こうした考えは根強く存在するが、一方で、結婚と出産を巡る考え方についても、多様な考え方が広がりつつあるため、その実情について見ていく。

（４）結婚と出産を巡る多様な考え方の広がり

国立社会保障・人口問題研究所が2021年に実施した「第16回出生動向基本調査」によると、18歳以上50歳未満の未婚者を対象にした婚姻と出産の関係については、約半数の方が、子どもを持つ前の婚姻が必ずしも必要ではないと考えている。

図表4－11 結婚していなくても、子どもをもつてかまわないと考える未婚者の割合

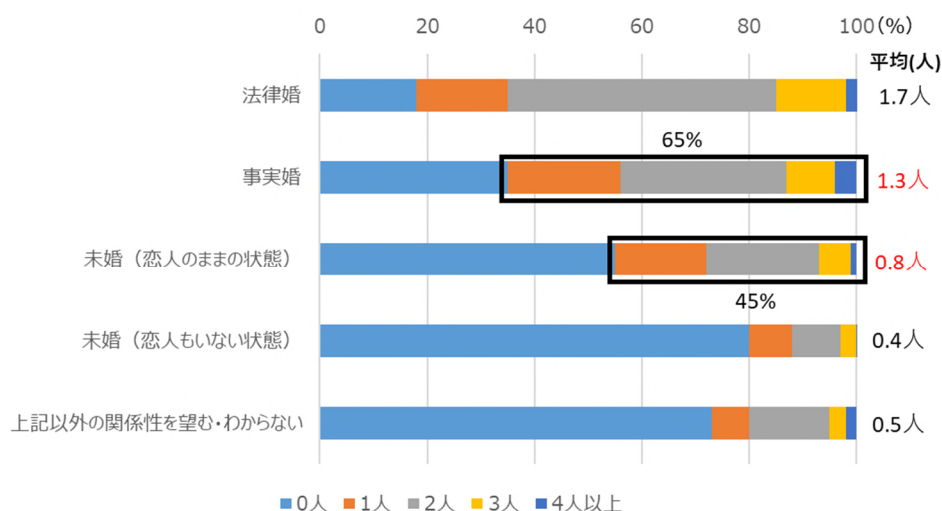


出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）
（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）の調査結果
を基に、18～49歳を対象とした図表を愛知県にて作成。

また、愛知県が実施した調査²⁵では、パートナーとの理想の関係について、5.7%が「事実婚」を、9.1%が「未婚(恋人のままの状態)」を選択しており、「事実婚」や「未婚(恋人のままの状態)」を理想とする人も少なくないことが分かる。

さらに、「事実婚」では平均 1.3 人、「未婚(恋人のままの状態)」では 0.8 人を理想の子ども数とし、「事実婚」で 65%、「未婚(恋人のままの状態)」で 45%の方が一人以上の子どもを望んでいることから、その水準は「法律婚」ほどではないものの、「事実婚」や「未婚」のまま子どもを産み育てることについても、一定のニーズがあることがうかがえる。

図表 4－12 パートナーとの理想的な関係別理想とする子どもの数



出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護を巡る実情や課題に関する調査に係るパネル調査」(2024 年度)

しかしながら、我が国では、結婚をしていない両親から生まれた婚外子（非嫡出子）は、原則として母親の単独親権になるほか、父子関係を生じさせるためには、父親の認知が必要である。2026 年 4 月に施行された改正民法により、婚外子であっても共同親権とすることができるようになったが、依然として母親の単独親権が原則であり、父母の協議が整った場合のみ、共同親権を行使することができるようになる。こうした制度の建て付けを踏まえると、婚外子は依然として法的に不安定な状況に置かれるとも考えられる。

2013 年には、民法の条文に対する最高裁の違憲判決を受け、これまで嫡出子（婚内子）の 2 分の 1 と定められていた嫡出でない子（婚外子）の相続分を嫡出子と同

²⁵ 対象は全国の 20～49 歳までの男女 3,600 名

等にする民法の改正が実現するなど、法的な取扱いの差は是正されつつあるものの、子どもを産み育てるのは結婚してからという意識が強い我が国では、様々な点で婚外子、未婚の母に対する差別や否定的な意見や態度があるなど、社会慣行上の取扱いに差異が生じているとの指摘もある²⁶。

（５） 「出産・子育て」を巡る現状

現在、日本では既婚者が理想の子ども数を持つことができず、未婚者においても希望子ども数が減少していることから、今後も人口減少が続くと予想される。また、子どもを持つ理由も「自然なことだから」といった従来の価値観が弱まり、より積極的な動機を求める傾向が見られる中、子どもを持たない理由を見ると、経済的、身体的、心理的、社会的理由の４つの要因に分類されることがこれまでの分析で分かった。

さらに、若い世代のライフコースの志向は変化し、女性の就業状況について改善が見られること及び、事実婚や未婚での子育てを望む人も一定数いることなどから、結婚や出産に対する価値観の多様化が進んでいることも分かった。

このような若者の考え方や行動の変容、子どもを持たない要因に対して、国や地方自治体はどのような対応を行っているのだろうか。また、それらの取組において積み残された課題は何かについて見ていく。

（６） 国や地方自治体の子育て支援施策とその課題

国においては、社会保障と税の一体改革及び消費税率の引上げ等により、子ども・子育て分野への資源投入が増加し、家族関係社会支出の対 GDP 比も 2013 年度の 1.13%から、2020 年度は 2.01%へと増加することで、OECD 平均である 2.11%（2020 年度）に近づきつつある。

さらに、国の「こども未来戦略」においては、2026 年度までに子ども一人当たりの家族関係社会支出で見て、子ども・子育て関係予算の対 GDP 比が OECD トップ水準

²⁶ 婚差会、『非婚の親と婚外子：差別なき明日に向かって』、青木書店、2004、262p

のスウェーデンに達する水準になることを目指しているところである。また、少子化対策予算も 2013 年度の 3.3 兆円から、2022 年度には 6.1 兆円とほぼ倍増しているところである。

特に経済的理由に対する取組等として、2019 年から幼児教育・保育の 3 歳以降の無償化が開始されるとともに、「こども未来戦略」に基づく児童手当の大幅拡充が実施されたところであり、今後の影響について注視していく必要がある。また、身体的理由に対する取組等としても 2022 年度から不妊治療の保険適用が開始されている。さらに心理的要因に対しても 2025 年度から「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度）」が創設され、保護者の子育てに対する孤立感や不安感の解消に寄与するなど、一定の取組がなされつつあるが、国の責任において解決すべき課題も依然として残されている。

具体的には、経済的理由に関するものとしては、子ども医療費について全国一律の制度が創設されていないこと、幼児教育・保育の完全無償化が果たされていないこと、安定した所得確保につながる雇用環境の改善に資する取組が不十分であることが挙げられる。また、身体的理由としては、プレコンセプションケアについて社会全体への周知啓発が不足していること、心理的理由としては、社会的養育の一層の推進に向け、その必要性などについて広く国民に周知すること、社会的理由としては、男性の育休取得に対する企業等への支援が不足していることや保育施設における 1 歳児の職員配置基準の改善が行われていないことが挙げられる。

図表 4－13 国の子育て支援施策等とその課題

国の施策	経済的理由への支援	身体的理由への支援	心理的理由への支援	社会的理由への支援
	○幼児教育・保育の3歳以降の無償化（2019年度～） ○児童手当の拡充（2024年度～） ○「出産・子育て応援交付金」（10万円）の法制化（妊婦のための支援給付）（2025年度～） ○子の出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合の育児休業給付の給付率を上げや育児時短就業給付金の創設（2025年度～） ○雇用関係助成金の充実による雇用の安定化や正社員への登用の推進	○不妊治療（一般不妊治療及び生殖補助医療）への保険適用（2022年度～） ○不妊治療と仕事を両立するために企業が実施する環境整備に対する助成（2021年度～） ○都道府県や市町村が実施するライフデザインセミナーやプレコンセプションケアに対して重点事業として地域少子化対策重点推進交付金により助成（2021年度～）	○妊婦のための支援給付と組み合わせた妊婦等包括相談支援事業の実施（妊娠期からの切れ目のない支援の実施）（2025年度～） ○こども誰でも通園制度（乳児等通園支援制度）を創設し、子育て家庭の「孤立した育児」からの解消への寄与（2025年度～） ○子育て世帯に対する包括的な支援体制の中核を担うこども家庭センターの設置（2024年度～）	○保育園等における4・5歳児の職員配置基準の改善を図ることで、幼児教育・保育の質の向上を図る（2024年度～） ○育児休業取得率の開示制度の拡充（常時雇用する労働者が300人超の事業主まで対象に）（2025年度～） ○子の看護休暇を見直し、入園式等行事においても使用できるように（2025年度～） ○残業免除の対象を拡大（2025年度～） ○育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の実施（2025年10月～）
課題	●全国一律の子どもの医療費助成制度を創設すべきではないか。 ●誰もが良質な保育等サービスを受けられるよう幼児教育・保育の完全無償化を実現すべきではないか。 ●賃上げ等雇用環境の改善を行う企業に対する更なる支援が求められているのではないか。	●不妊・不育症治療等について、独自に助成などの支援を行う地方自治体への財政的支援が不足していないか。 ●プレコンセプションケアについて、社会全体への周知啓発が不足していないか。	●産後ケア事業について体制整備支援や財政支援を含む制度拡充が必要ではないか。 ●社会的養育の一層の推進に向け、その必要性や里親制度等について、広く国民に周知する必要があるのではないか。	●1歳児の職員配置基準の改善を早期に行うとともに、保育士等の他産業と遜色ない水準までの処遇改善を行う必要があるのではないか。 ●子どもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、国民や事業者等の関心と理解を深めるための周知啓発を行う必要があるのではないか。

こうした国の施策を補完する取組として、各自治体が自治体の創意工夫により独自の施策を実施している。

例えば身体的理由に対しては、不妊検査や一般・特定不妊治療費の自己負担分の半額助成等が実施されており、心理的理由に対しては、広域的な産後ケア支援の実施が、社会的理由に対しては、育休等取得職員の業務をカバーした職員に対する手当加算制度の導入などが実施されている。

図表 4－14 自治体における子育て支援施策等

経済的理由への支援	身体的理由への支援	心理的理由への支援	社会的理由への支援
○子ども医療費について、通院の場合は小学校就学前まで、入院の場合は中学校卒業まで自己負担分を補助（愛知県） ○0～2歳の保育料を第2子以降から完全無償化（福岡市） ○高校生が高校に通う場合の通学定期券代を補助（神戸市） ○賃上げを行った企業への助成金（岩手県） ○女性の非正規雇用労働者の処遇改善（賃金改善・正社員転換）を行った事業所に対する支援金（山形県） ○市在住の大学生などを対象とした給付型奨学金の実施（堺市）	○不妊治療について、不妊検査や一般・特定不妊治療費の自己負担分の半額を助成等（福井県） ○健康な女性の卵子凍結に対する助成（東京都） ○無痛分娩に対して10万円を上限に助成（東京都） ○県内の学校、地域、企業等に講師を派遣し、妊娠や出産を含めた健康についての出前講座を行うプレコンセプションケア講師派遣事業の実施（滋賀県） ○不妊治療への福利厚生を実施する企業等への奨励金（福井県）	○子どもの居場所づくりについて、「こども応援ネットワーク埼玉」を立ち上げ官民連携しての情報発信や地域ネットワークづくりを応援（埼玉県） ○広域的な産後ケア支援の実施（長崎県） ○ベビーシッターの利用に対する補助（奈良県） ○「なごや子育てアプリなごみー」により、子育て支援情報の提供や予防接種管理を実施（名古屋市） ○登園後の子どもの急な体調不良時に病児保育室へ送迎する保育施設の新規開設と運営（静岡市）	○保育士の配置を基準よりも充実する市町村に対して人件費を助成（愛知県） ○男性従業員が育児休業を取得した場合、その日数に応じた奨励金を中小企業等に支給（愛知県） ○育児等取得職員の業務をカバーした職員に対する手当加算制度の導入（和歌山県） ○「子育て応援の店」に登録する企業等が実施する子育て家庭に優しい環境整備や、新たに商品を開発する取組等への助成（高知県） ○男性育児取得を進めるメリットや先進企業の事例などを交えた具体的な取組方法の紹介などを行うセミナーの実施（石川県） ○家事分担や家事時間削減を目的とした「とも家事」の推進（栃木県）

※自治体名は例示であり、同様の取組を行っている自治体もある。

国だけでなく、各自治体における取組が進む一方で、すべての施策が十分に効果を発揮しているとは言えないことから、施策が対象者に届くよう広報の強化やプッシュ型支援の実施、また、今後施策を検討するにあたっては、これまでの施策の方向性に捉われすぎず、新たな視点も加味して、検討を行う必要があると考えられる。

（7）講演

第3回研究会においては、東京大学の山口慎太郎氏より、「子ども・子育ては次世代への投資」をテーマに講演が行われた。以下にその主な内容を整理する。

政策により出生率は上がるが、その度合いは手法により異なる。具体的には、児童手当のような現金給付ではなく、保育所整備のような現物給付による効果の方が大きい。現金給付については、所得が増えても子どもの人数を増やす方向ではなく、1人あたりにお金をかけるように働いてしまうことが大きい。一方で、保育所整備については、キャリアを犠牲にしない子育てが実現できることで、特に大卒女性に大きな効果があったと言える。

また、男性の育児参加は出生率との相関が大きく、第2子の出生率にも影響があると言えるが、日本の男性の育児参加時間はOECD加盟国の中でも最低水準にあり、日本にとっては大きな伸びしろであるとも言える。なお、父親の育児参加は非常に大事であるが、これは必ずしも法的な婚姻関係を意味するものではなく、親や大人が注ぐ愛情や時間、お金といったものを子どもが十分受け取れるような社会を作っていくことが重要である。

さらに、出生率の観点だけでなく、子ども・子育て支援は、費用対効果の高い政策であり、次世代への人的資本投資であるともいえるが、日本の公的な教育投資は他国と比較しても見劣りしている現状にある。特に幼児教育は恵まれない層の子どもに対して有益であり、将来の犯罪率の減少や労働所得の増加などを通じて社会全体に利益があるものと言える。

(8) 参加者からの意見

本研究会に参加した知事からは、以下のような意見や提案が寄せられた。

- ・ 不登校児に対する教育や安定的な生活の場の提供や離婚時の親や子どもに対する伴走型の相談・支援など、不安定な状況にある子どもたちへの支援も重要である。少子化対策においてもそうした子どもたちの実情を踏まえた伴走型の相談や支援が重要となるのではないか。
- ・ フランスはPACS（市民連帯協約）制度を導入した効果として、子育て支援の環境を社会全体で整えていくことになったと思う。事実婚を社会全体で守っていくという姿勢も必要ではないか。

(9) 講師からの意見

研究会に招聘した講師から、以下のような見解が示された。

- ・ 子どもの精神的な健康に関しては、支援が不十分だと感じているが、長期的には子どもが心身ともに健康に育って日本の社会、将来を支えてくれることで考えると、ここに大きな手間をかけたり、財政支出を伴ったりしたとして

も、十分取り返せると考える。

- ・ また、若い世代は子育てに対して真面目で責任感が強く、きちんと育てたいという思いがある一方で、自信が持てず不安を感じている。特に不登校などの問題に直面した際、親だけで解決するのは難しいと考え、誠実な選択として子どもを持たない人も多い。こうした状況に対し、自治体が支援する姿勢を示すことは、安心して子どもを持てる環境づくりに大きく貢献するのではないか。

（１０） 小括

近年、結婚と子どもを持つことの関係性が希薄化する一方で、子どもを持つことへの積極的な動機が求められている。経済的理由により出産をあきらめている方は減少傾向にあるが、身体的・心理的・社会的理由による課題は依然として残されている。

こうした状況を踏まえ、今後、出産・子育てに関する新たな施策を検討する際には、これまでの施策に捉われすぎず、結婚と出産を巡る多様な考え方の広がりや、若い世代の理想のライフコースの変化に対応した施策の展開が求められるのではないか。

また、父親の育児参加の促進が大きな伸びしろである点や、子どもの貧困対策を含む人的資本投資の重要性についても指摘があり、子ども・子育て支援策が社会への好循環をもたらすことについても改めて示唆された。

コラム 子どもの教育費負担の現状等

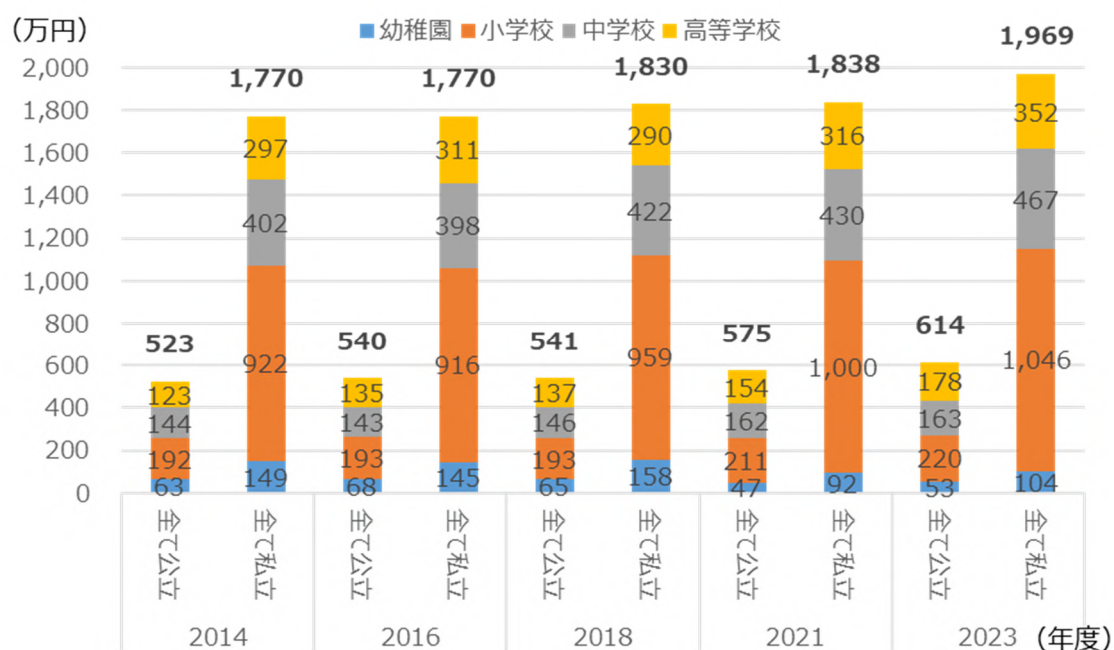
第3章で確認したとおり、夫婦が希望子ども数を持たない理由に「教育費負担の大きさ」がある。教育費は長期・継続的な支出であり、入学・受験期には一時的に高額な支出が家計に集中する点も特徴的である。本稿では、学校外の教育費（塾・習い事等）を含む費用の推移を概観し、国と地方の取組、諸外国との比較、さらに教育費負担の増加が出産動向に与える影響について整理していく。

（１） 教育費負担の現状

ア．就学前から高等学校までの学習費

文部科学省「令和5年（2023年）度 子供の学習費調査」では、学習費を学校教育費・学校給食費・学校外活動費に区分し、幼稚園から高等学校までの各段階で公立・私立の年間額を示している。各段階の年間額を在学年数（幼稚園3年・小学校6年・中学校3年・高等学校3年）で単純加算した合計額を試算すると、全て公立校に通った場合で約614万円、全て私立校に通った場合で約1,969万円となる。2014年調査と比較すると、全て公立の場合約17%、全て私立の場合でも、約11%の増加であり、教育費負担は増加している。

図表コ3－1 幼稚園から高等学校までの教育費の推移

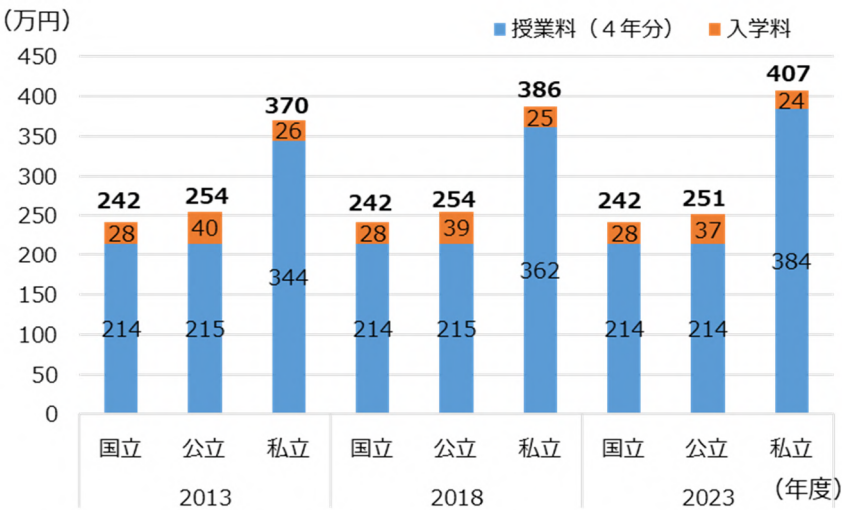


出典：文部科学省「子供の学習費調査」

イ. 高等教育費用の推移

次に高等教育段階での費用の推移を見ると、文部科学省「私立大学等の令和5年（2023年）度入学者に係る学生納付金等調査」によれば、私立大学の授業料（4年間）及び入学料の平均は約407万円であり、2013年の調査と比較して約10%増加している。一方で、国公立大学について見ていくと、国立大学の授業料及び入学料は20年近く変動がなく、公立大学は2013年から2023年の比で約1%減と概ね横ばいとなっている。しかしながら、近年は大学の厳しい経営環境を背景に東京工業大学（現：東京科学大学）、千葉大学、東京大学などにおいて授業料が値上げ²⁷され、2026年度には名古屋工業大学、山口大学といった地方圏の大学にも授業料値上げの動きが広がっている。

図表コ3－2 国公立大学の授業料等の推移



出典：文部科学省「私立大学等の令和5年度入学者に係る学生納付金等調査」

図表コ3－3 授業料の値上げを実施した国立大学一覧

授業料	大学	改定年度
635,400 円	東京工業大学※	2019 年度
642,960 円	東京芸術大学	2019 年度
	千葉大学、東京医科歯科大学※、一橋大学	2020 年度
	東京農工大学	2024 年度
	東京大学	2025 年度
	埼玉大学、電気通信大学、名古屋工業大学、山口大学	2026 年度 (予定)

※2024 年 10 月に、東京医科歯科大学と東京工業大学が統合し、東京科学大学となっている。

²⁷ 国立大学の授業料は、標準額（535,800 円）が文部科学省の省令により定められており、標準額から 20%までの増額が各大学の裁量により認められている。

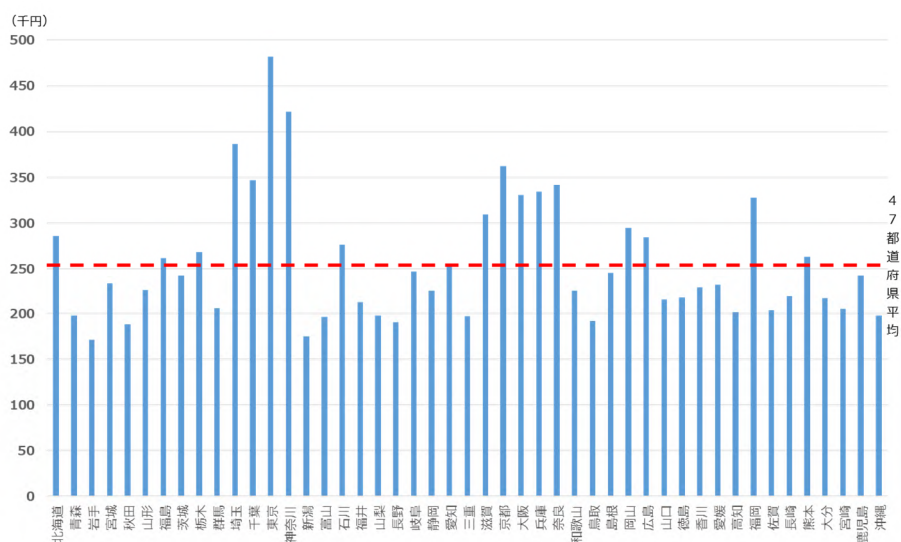
ウ. 奨学金の返還負担とライフイベントへの影響

このように、教育費負担が家計への影響を高める中、奨学金（貸与型）は、幅広い所得層の方々への教育機会を広げる一方で、卒業後の長期にわたる返還義務が生じることから、就職や結婚といったライフイベントへも影響を与えうる。なお、2024 年度に日本学生支援機構（JASSO）の貸与型奨学金を受けた学生は 94 万人であり、高等教育機関の学生の 4 分の 1 に相当する。また、平均貸与総額は 330 万円、平均返済期間は 15 年となっている²⁸。

エ. 教育費負担が出生動向に与える影響

教育費負担の大きさは出生率に影響を与えることが、研究で示されている。教育の物価指数が出生率を押し下げる効果は明確であり、この傾向は学習塾など補習教育費²⁹で顕著である³⁰とされている。また、学習費の年間支出額は生徒一人当たり単純平均で約 25 万円³¹であり、とりわけ東京圏や地方の都市圏における自治体で大きい場合が多いこと³²も示されている。

図表コ 3－4 都道府県別の学習塾への年間支出額（2018 年調査）



出典：経済産業省、「平成 30 年特定サービス産業実態調査」

※年間支出額は「学習塾業務（主業）の年間売上高」を「受講生数」で割ったもの

²⁸ 独立行政法人日本学生支援機構，“奨学金事業に関するデータ集”，2025-10-24，
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin_data/_icsFiles/afieldfile/2025/10/22/01_datashu_1.pdf，
（参照：2025-12-25）

²⁹ 補習教育費とは、幼稚園・小学校・中学校・高校の補習教育、および予備校に対する支出を指す。

^{30, 32} 増田幹人，“地方自治体における教育支援と出生率”，中央大学経済研究所年報，第 48 号（2016），p99-110

³¹ 47 都道府県の平均値

（２） 国・地方の取組

国は教育費の公的負担を段階的に拡充してきた。2019年に幼児教育・保育の無償化を開始し、2020年には大学・短大・専門学校等を対象とする「高等教育の修学支援新制度（授業料等減免と給付型奨学金の組合せ）」を導入した。さらに、2025年度から公立高等学校の授業料無償化の拡充、2026年度から私立高等学校への対象拡大のほか、小学校給食費の負担軽減にも取り組むとしている。

また、都道府県においても、独自の教育費負担の軽減策として、高等学校の授業料無償化や給食費への補助、さらには従業員の奨学金返還を支援する中小企業に対する補助、学習用端末の購入費補助など、地域の実情に応じた施策が展開されている。

このような教育費負担の大きさについては、国・地方においても課題として認識されており、負担軽減に向けた取組が進められている。では、諸外国と比較したとき、日本の家計における教育費負担はどの程度なのだろうか。

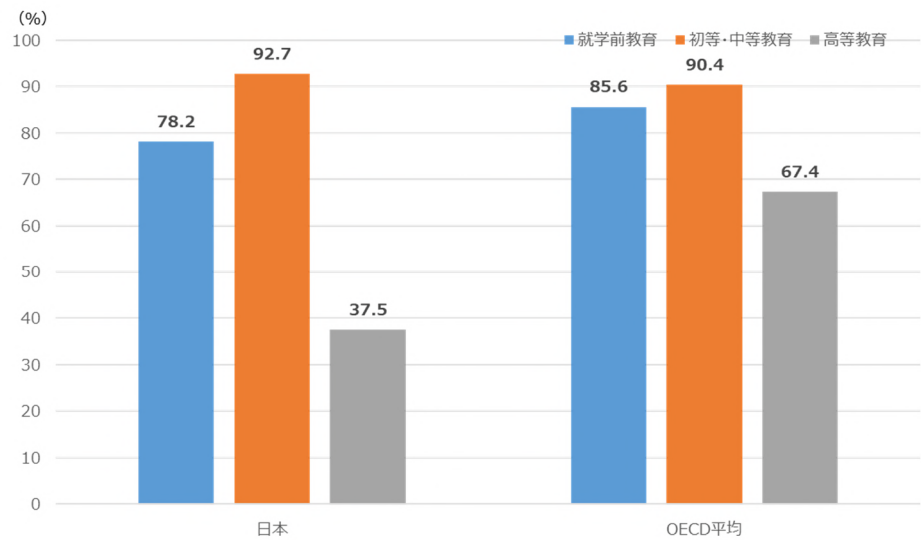
（３） 教育費負担の国際比較

2023年時点における日本の25～34歳人口に占める高等教育卒業者の割合は66%と、OECD平均42%を上回り、OECD加盟国の上位5か国に入る。また、25～64歳の高等教育卒業者の割合も57%と、OECD平均48%を上回り、OECD加盟国でも上位の水準である³³。

一方で、2022年時点における教育に係る公的支出の割合を教育段階別に見ると、初等・中等教育で92.7%と、OECD平均の90.4%を上回るものの、就学前教育では78.2%と、OECD平均の85.6%を下回る。また、高等教育でも、日本は37.5%とOECD平均67.4%を下回っており、家計による教育費負担が大きいことが分かる³⁴。我が国の教育は初等・中等教育段階での機会は充実していると言えるが、一方で特に高等教育における家計負担が大きいことも特徴である。

^{33,34} OECD.” Education at a Glance 2025:japan”.2025-09-10.https://www.oecd.org/ja/publications/2025_e4cdb074-ja/c78ac36e-ja.html, (参照：2026-01-06)

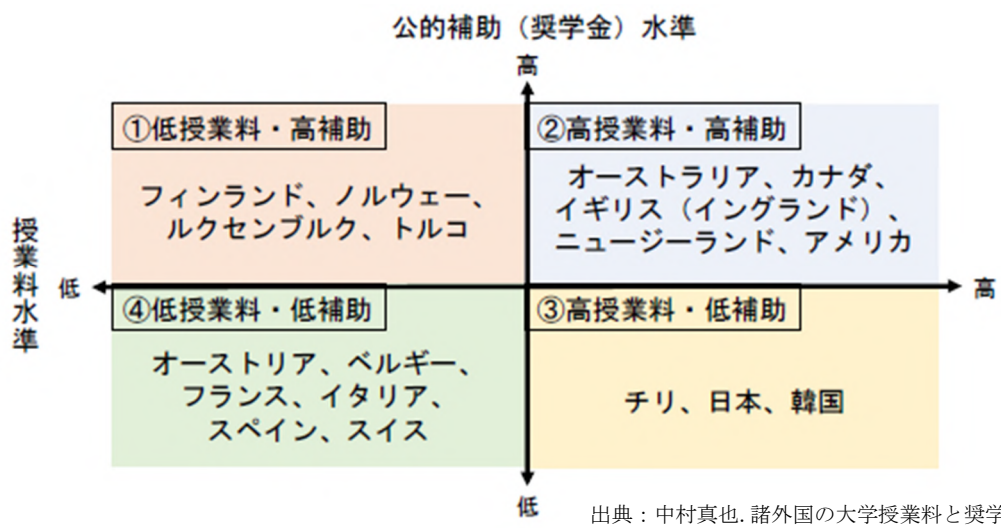
図表コ 3－5 教育段階別に見た教育への公的支出割合



出典：OECD. ” Education at a Glance 2025”

また、OECD は、加盟各国を、大学の授業料水準の高低及び奨学金等の公的補助水準の高低によって、①授業料が無償あるいは低額に設定され、幅広い学生に給付型奨学金を設けている「低授業料・高補助」型、②高額な授業料が設定されている一方で、充実した奨学金制度で学生支援を図る「高授業料・高補助」型、③高額な授業料が設定されていながら、公的補助の整備が十分にされていない「高授業料・低補助」型、④授業料が比較的低額である一方で、学生への経済的支援が限定的である「低授業料・低補助」型の 4 モデルに分類している。

図表コ 3－6 OECD における授業料と公的補助（奨学金）水準の高低による 4 モデル



出典：中村真也, 諸外国の大学授業料と奨学金【第 2 版】

そのうち日本は、③「高授業料・低補助」型に位置付けられており³⁵、高額な授業料が設定されているながら、給付型奨学金などの公的補助の整備が十分ではない状況が示されている。一方、「図表コ3-6」には明記がないものの、①に属すると考えられるスウェーデンやデンマークでは、国立大学の授業料が無償であるとともに、給付型の奨学金³⁶を受けることが可能となっている。

（４） 小括

我が国における、初等教育段階から高等教育までの教育費負担は、過去10年程度で約10%の増加となっている。また、現状では学生の4人に1人が貸与型の奨学金を受けており、これを20～30代にかけて返済する状況となっている。これは、就職直後から子育て期と重なっており、この時期の家計に与える影響は無視できない。また、国際的に見た我が国の特徴として、高等教育に係る教育費の家計負担が大きい点が挙げられる。

教育費の家計負担の軽減は、子育て局面だけでなく、結婚前の意思決定に影響することから、国・都道府県・学校が連携して横断的に負担軽減の取組を実施することが重要である。国によって教育費負担の帰属と教育の外部経済効果のあり方への考え方は異なる³⁷ものの、諸外国の事例も参考としながら、ライフコース全体の安心感を高める方向に施策を展開することで、少子化対策の効果を最大化できるのではないかと。また、近年では、人材確保を目的に、従業員の奨学金の返済を企業が補助している事例も見られる。こういった取組は、若者の経済的負担の軽減に資する取組でもあることから、若者の結婚や出産意思に好影響を与えることが期待できるのではないかと。

³⁵ 中村真也.” 諸外国の大学授業料と奨学金【第2版】”. 国立国会図書館. 調査と情報(1048). 2019-03-18

³⁶ スウェーデンは56歳未満のすべての学生が受給可能。デンマークは学生本人の収入要件を満たせば受給可能である。

³⁷ 教育費には「教育は社会が支える」という北欧諸国やフランスやドイツなどで見られる「公的負担」の考え方と、「親や保護者が子どもの教育に責任を持つべきだ」という日本・韓国・台湾などで非常に強い教育観に基づく教育費負担の「家族主義」、「教育は個人のためである」というアメリカやオーストラリアで見られる「個人主義」の3つの考え方がある。(出典：小林雅之.” 高等教育費負担の国際比較と日本の課題”. 日本労働研究雑誌. 2018, 60(5). p4-15

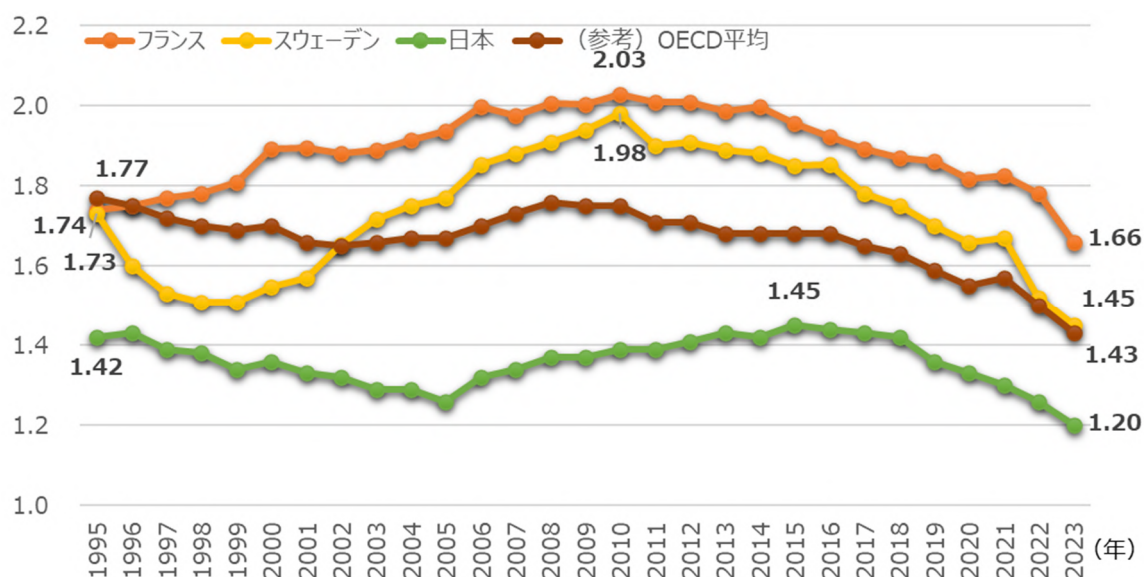
5 諸外国における家族政策

前章までに、我が国における結婚・子どもを巡る実情や課題について、データを用いて分析するとともに、婚姻や事実婚、子育て施策の実情や課題について検討を行ってきた。その結果、若者の経済的不安定さ、結婚や出産に対する価値観の変化が少子化の進展に影響を及ぼすとともに、夫婦における出生数の減少や未婚者の希望する子ども数の減少などの現象が生じていることが分かってきた。こうした課題に対し、真に効果のある施策を検討するためにも、本章では、先進的な少子化関連施策を実施している諸外国の実情や先駆的の制度を紹介し、その効果を検討していく。

(1) 諸外国の実情

OECD 加盟国においても、合計特殊出生率は総じて低下傾向にある。こうした中、フランス（1.66）及びスウェーデン（1.45）は、過去に出生率の上昇に成功し、現在も比較的高い水準を維持していることから、本章では、両国の結婚・出産・子育てに関する制度や取組を中心に考察する。

図表5－1 フランス・スウェーデン・日本の合計特殊出生率



出典：OECD Family Database

(2) フランスの現状

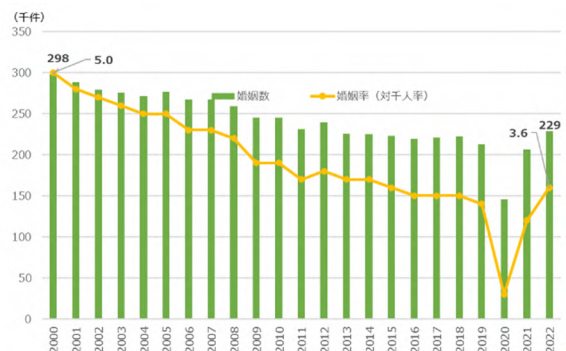
まず、フランスにおける結婚・出産の動向を概観する。

ア. 婚姻及び出生の推移

フランスでは婚姻数・婚姻率は減少傾向にあり、婚姻数は直近 20 年程度で約 25%減、婚姻率は 1.4 ポイント低下した。コロナ禍では大幅に婚姻数及び婚姻率が低下したが、現在はコロナ禍前の水準をやや上回る程度に回復した。

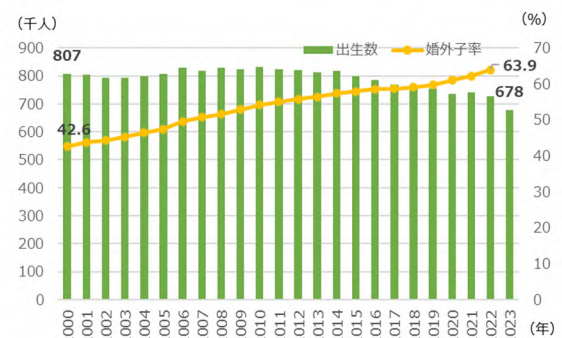
一方、婚姻数の減少と比較して、出生数の減少は小さく、直近 20 年程度は約 16%減にとどまる。また、婚外子率は 2022 年には全出生の 63.9%と、直近 20 年程度で約 20 ポイント上昇し、現在は生まれる子どもの過半数が婚外子である。

図表 5-2 フランスにおける婚姻数
及び婚姻率



出典：Insee, “Total number of registered marriages - Metropolitan France”, “Demography - Rate of marriage per 1,000 inhabitants - Metropolitan France”

図表 5-3 フランスにおける出生数
及び婚外子率



出典：Insee, “Naissances vivantes et enfants sans vie selon la situation matrimoniale des parents - Séries depuis 1901 pour la France métropolitaine, 1994 pour la France”

こうした状況を踏まえると、フランスでは、直近 20 年程度の間に結婚と出産の関連性は弱まっていると考えられる。

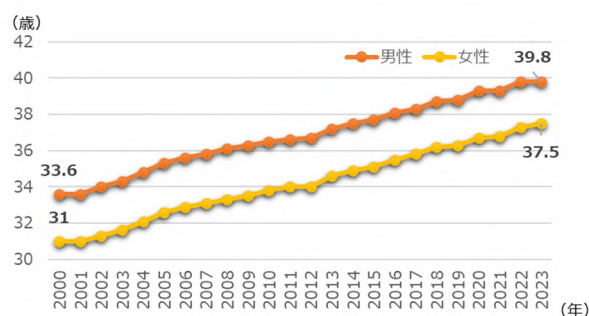
イ. 結婚・出産の年齢動向

フランスでは平均初婚年齢が上昇傾向にあり、2023 年に男性 39.8 歳、女性 37.5 歳となっている。これは、直近 20 年程度で男性 6.2 歳、女性 6.5 歳上昇したことを意味しており、日本を大幅に上回る晩婚化が進んでいることが分かる。

一方で、第 1 子出生時の母の平均年齢は 2022 年に 31.3 歳となっており、直近 20 年程度の上昇は 1.7 歳にとどまり、上昇速度は平均初婚年齢より大幅に緩やかである。また、女性の平均初婚年齢と第 1 子出生時の母の平均年齢との差は拡大

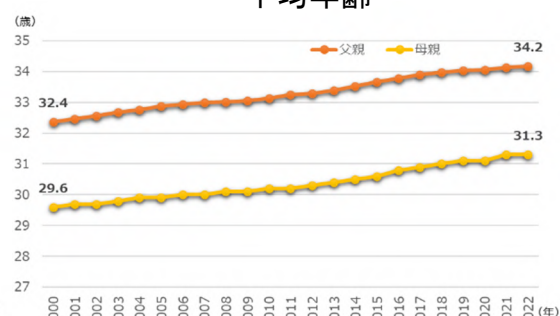
しており、結婚の前に第1子を出産するケースが主流となっていることがうかがえる。

図表5-4 フランスにおける
平均初婚年齢



出典：Insee, “Bilan démographique 2023”

図表5-5 フランスにおける
第1子出生時の親の
平均年齢

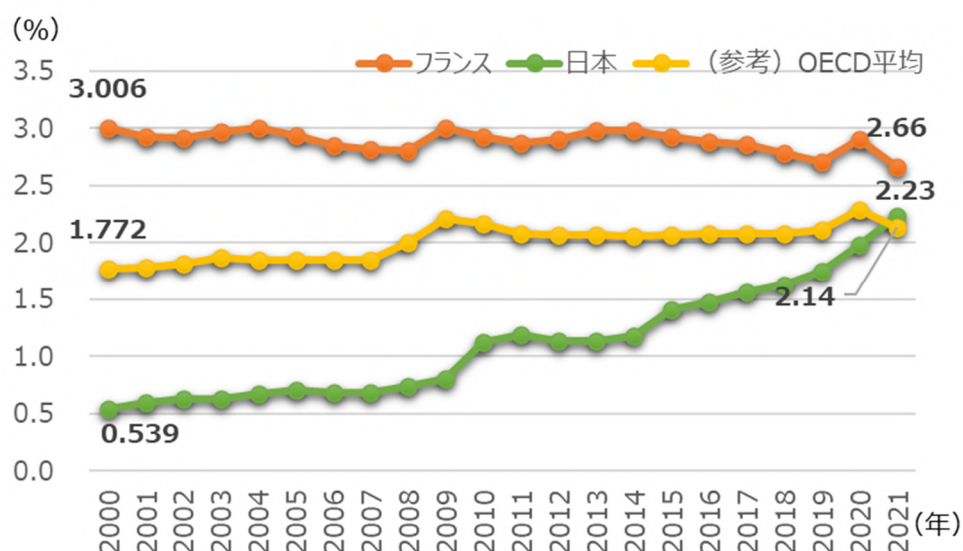


出典：Insee, “Naissances vivantes selon l’âge atteint dans l’année de la mère - Séries depuis 1946 pour la France métropolitaine, 1994 pour la France”

ウ. 家族関係社会支出の状況

フランスは多様な子育て支援策を実施しており、家族関係社会支出の対GDP比は2021年現在で2.66%とOECD平均の2.14%を大きく上回る。続いては、フランスの家族政策について分析していく。

図表5-6 フランス・日本の家族関係社会支出対GDP比



出典：OECD Data, “Family benefits public spending”

(3) フランスの家族政策

フランスの多様な家族政策を「ア．子育て支援に係る給付施策」、「イ．出産・子育てに係る支援施策」、「ウ．婚姻関連制度」に分けて分析していく。

ア．子育て支援に係る給付施策

フランスにおける給付施策の特徴は、目的に応じた給付の種類多様さである。また、多子加算に加え、男女双方の育児参画を促すために、満額を受給するには男女双方が育児休業を取得する必要があるなどの制度上の工夫がされている。

図表 5－7 フランスにおける主な子育て世帯への金銭給付施策

名 称	特 徴
産前産後休暇への給与補填	産前は6週間、産後は10週間、原則として給与の100%を補償する。上限は月額3,400ユーロ（約612,000円 ³⁸⁾ 程度で取得対象は、出産する女性のみである。
出産手当	出生児1人につき、1,066.31ユーロ（約191,000円）支給される。出産手当を受給するには、妊娠中に妊婦健康診査を受診する必要がある、出産3か月前の報告が義務付けられている。なお、受給者もしくはその世帯の所得に上限が設けられている。（共働き世帯の単胎で45,979ユーロ（約8,276,000円））
育児休業手当	子が3歳までの間に、親が子どもの世話をするために仕事を休職または時間短縮する場合に通常24か月受給可能。（最大月額：448.43ユーロ（約80,000円））3人以上の場合、支給額が加算され、月額732.98ユーロ（約131,000円）となる。（満額受給する際の条件：男女双方に最低取得期間を設定。）
保育方法自由選択補助金	施設保育や在宅保育等で6歳以下の子の育児をする親の費用負担の軽減支援を実施。子の親の形態（両親かひとり親）及び子の数、世帯の所得に応じ、3つの支給区分が定められている。支給区分に加え、利用する保育サービスの種類や子どもの年齢に応じて、支給額が変わり、両親で子ども1人を育てる場合最大で月額800.92ユーロ（約144,000円）が支給される。
児童手当	20歳未満の子を2人以上持つ親に支給される。支給額は子の人数、世帯所得により異なる。子が14歳になったり、子どもが増えたりすると支給額も増加。（2人の場合：月額139.84ユーロ（約25,000円））
Basic Allowance （乳幼児受入手当）	子が3歳まで支給。支給額は子の数、世帯所得、又は親の就業や婚姻状況に応じて満額支給又は部分支給、支給なしと決まる。（最大月額182ユーロ（約32,000円））

³⁸⁾ 1ユーロ180円で計算

イ. 出産・子育てに係る支援施策

給付以外の施策では、税額控除としてN分のN乗方式が採用され、多子世帯ほど有利となる設計により、子どもを持つインセンティブ付与と多子世帯の負担軽減を両立している。

不妊治療の支援では、治療の対象者や対象となる治療の範囲が広く、保険適用で最大100%の費用負担を行うなど、子どもを持つハードルを下げる効果がある。

また、父親には出産時に7日間の休暇取得が義務付けられ、男性の育児参加を促進している。

さらには、保育方法の選択肢が多く、就学後も学校前・放課後のケアサービスを提供し、家族のライフスタイルに応じた選択を支援している。

図表5-8 フランスにおける主な子育て世帯への給付以外の施策

制度等の名称	内 容
年少扶養控除 (N分のN乗方式)	多子世帯に有利な家族係数制度を導入。 世帯の課税所得を家族係数で割り(N分)累進税率を適用後、再度家族係数で乗算(N乗)して税額を算出することから、「N分N乗方式」と呼ばれている。 家族係数に含まれる子は扶養されている18歳未満の子である。
不妊治療の支援	性的指向や婚姻状況に関係なく、異性愛者カップル、女性の同性愛者カップル、または独身女性が子どもを持つことを支援している。 人工授精や体外受精、胚移植、胚保存など多様な生殖補助技術の利用が可能。 最大6回の人工授精や4回の体外受精(IVF)の費用が最大100%まで健康保険で支給。
育児休業の取得義務化	パートナーの出産時に25日間の「父親休暇」と3日間の法定休暇を合わせた最長28日間の休暇取得が可能であり、そのうち7日間の取得を義務付けている。
多様な保育・教育サービス	0～6歳までの保育は、保育士が在籍する施設保育式か、国の認定保育士、ベビーシッターを雇うなど在宅保育のいずれかを選択可能。 就学後も、12歳までは、学校前・放課後のケアサービスや長期休暇中のケアサービスを提供。

フランスでは、法的には「未婚」であっても多くの女性が出産を選択している点が特徴的である。続いては、その背景にある婚姻関連制度と多様な家族のあり方を支える制度の観点から分析していく。

ウ. 婚姻関連制度

EU 域内では、家族のあり方が EU 人権条約により長らく規定され、1980 年代後半以降、各国において同性婚を認めるよう争訟が続いた。2000 年に EU 基本権憲章が制定され、多くの国で婚姻・家族形成の権利が国内法により保障され、同性婚も排除されない内容となった³⁹。

フランスでは、社会の変化により同性カップルや非嫡出子が増加し、家族の多様化が進展していた。こうした状況と前記の争訟を踏まえ、1999 年に異性・同性カップル向けのパートナーシップ制度として民事連帯協約 (PACS) が創設された。2013 年には同性婚が法律婚として認められ、同棲カップルも民法上で定義されることで、証明が可能となり、「法律婚」「PACS」「同棲」の 3 形態が民法上明文化された⁴⁰。

PACS は法律婚と同程度の税制優遇・社会保障が適用される一方で、締結・解消が簡便であり、活用が進んでいる。また、PACS カップル間に生まれた子どもは、父に認知されれば共同親権の対象となり、特別な手続なしに相続を受けられるなど、法律婚の親から生まれた子どもと同等の法的保護が用意されている。

³⁹ 渡邊泰彦. ”ヨーロッパ人権条約における同性婚と登録パートナーシップ”. 産大法学. 201347(1). p51-100

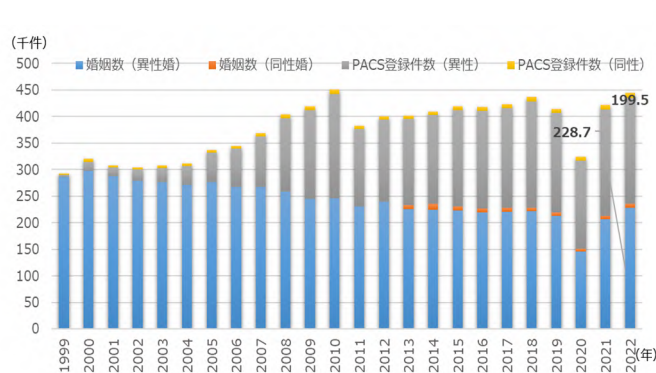
⁴⁰ 大島梨沙. ”フランスにおける非婚カップルの法的保護 (2・完): パックスとコンキュビナージュの研究”. 北大法学論集. 2007. 58(1). p210-167

図表５－９ フランスにおける婚姻制度比較

	法律婚	PACS	同棲
個人の義務	夫婦及びその家族における相互扶助の義務を規定 ・ 援助（経済的や住居等） ・ 共同生活 ・ 貞操 ・ 家庭の運営（子の養育や生活） ・ 配偶者の近親者における経済的扶助	パートナー間でのみ発生する相互扶助の義務を規定 ・ 援助（家賃、食費等） ・ 共同生活 ・ 誠実な態度	義務の規定はない。
手続	挙式前の公告後、役所で身分吏による公開の挙式、離婚は原則裁判	契約締結後、役所の身分吏に届出、一方による解消可	不要（法的効力は有しないが、市役所で内縁関係の証明書を発行）
配偶者の相続権	あり	なし （財産を承継させたい場合は、遺言が必要。）	なし
相続税の配偶者の税額軽減	あり	あり （婚姻より高税率）	なし
所得税	共同課税		分離課税
父子関係の成立	嫡出推定	父親による認知	
養子縁組	可能	可能（縁組をした養親の単独親権）	
社会保障	遺族年金等の支給あり 社会保険、家族手当等の受給可能	遺族年金等の支給なし 社会保険、家族手当等の受給可能	遺族年金等の支給なし 社会保険、家族手当等は原則受給不可

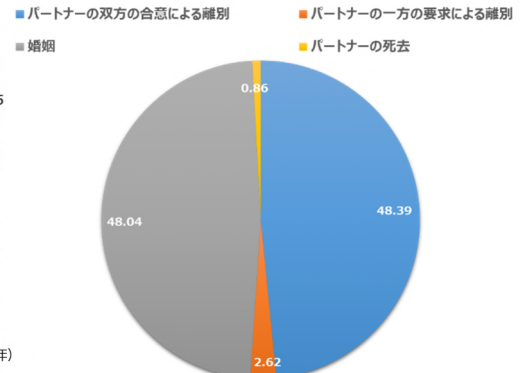
PACS は導入後徐々に浸透し、2022 年における異性・同性の PACS 登録件数の合計は 209,827 件と、婚姻と概ね同程度で選ばれている。また、2016 年の PACS 解消理由の約半数が「婚姻」であることから、PACS がお試し婚として機能していることが示唆される。

図表５－１０ 婚姻及び PACS 件数



出典：Insee, "Mariages et Pacs Données annuelles de 1990 à 2023"

図表５－１１ PACS の解消理由



出典：Ministère de la Justice, "Pacts civils de solidarité"

フランスでは子どもの利益が最も優先されるべきという考え方のもと、離別⁴¹後に別居する親には養育費の支払いが義務付けられる。未払いの場合、裁判所への申し立てにより強制執行が可能であり、条件を満たすと、国から給付を受けることも可能である。

図表５－１２ フランスにおける養育費関係制度一覧

制度等の名称	内 容
養育費の義務化	離別後、別居している親には養育費の支払いが義務付けられている。養育費が未払いの場合、受け取る親が裁判所に申し立てを行い、強制執行をすることが可能である。
養育支援手当	養育費が月額 195.85 ユーロ (約 35,000 円) を下回っている場合、下回っている分の差額が支給される。

このように、法律婚に拠らずとも、安心して子を持つことができる制度が整っていることが、法律婚を出産の前提とすることのない社会を実現している。これにより、それぞれに希望する家族の形を取りながらも、結果として子を持ちたいと願う人々の想いを叶える社会の実現につながっているものと考えられる。

⁴¹ 離婚、PACS の解消、事実婚の解消など親の婚姻状況を問わない。(ただし、婚姻以外の場合は父親からの認知を要する。)

(4) スウェーデンの現状

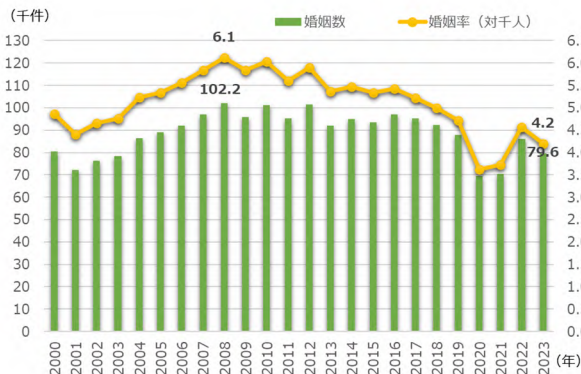
続いては、スウェーデンの現状について考察を行っていく。まずは、婚姻・出産に係る統計を見ていく。

ア. 婚姻及び出生の推移

スウェーデンでは、婚姻数・婚姻率は2008年までは上昇傾向であったが、その後は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、直近15年で婚姻数は約22%減、婚姻率は1.9ポイント低下している。どちらもコロナ禍で大幅に減少したものの、現在はコロナ禍前に近い水準までに回復している。

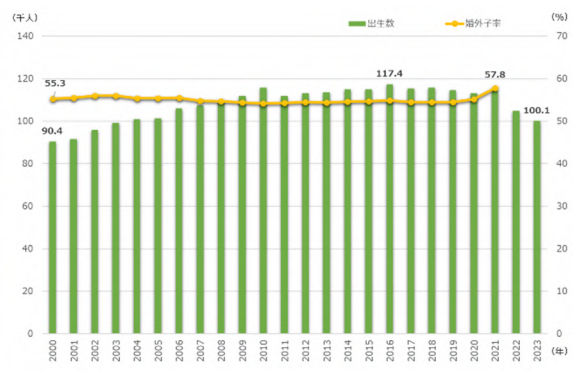
出生数について見てみると、2023年は2000年比で約11%増加した。また、直近のピークである2016年からは減少傾向にあるものの、約14%減に留まっている。また、婚外子率は2021年に57.8%で、直近20年程度は概ね横ばいであり、生まれる子どもの過半数が婚外子である。

図表5-13 スウェーデンにおける
婚姻数及び婚姻率



出典: Statistics Sweden, “Newly married, divorced and widowed by region, marital status, type of couple, age and sex. Year 2000 - 2023”

図表5-14 スウェーデンにおける
出生数及び婚外子率



出典: 出生数: Statistics Sweden, “Birth by region, Mother’s age and child’s sex. Year 1968-2023”, 婚外子率 (2020 まで): OECD Data “Share of births outside of marriage”, 婚外子率 (2021): Eurostat, “Live births outside marriage, selected years, 1960-2022”

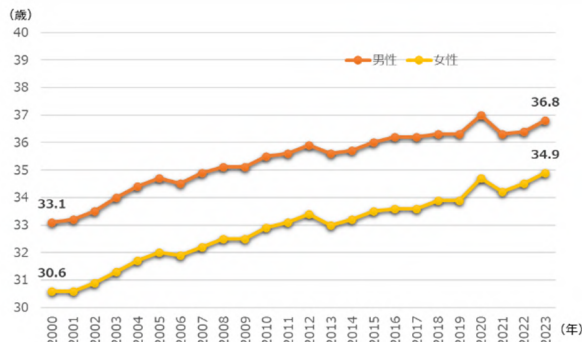
イ. 年齢動向

スウェーデンの平均初婚年齢は上昇傾向にあり、2023年現在、男性36.8歳、女性34.9歳となっている。直近20年程度で男性は3.7歳、女性は4.3歳上昇し、こちらも日本以上に晩婚化が進んでいる。

一方で、第1子の母の平均年齢は2022年現在30.4歳であり、直近20年程度の

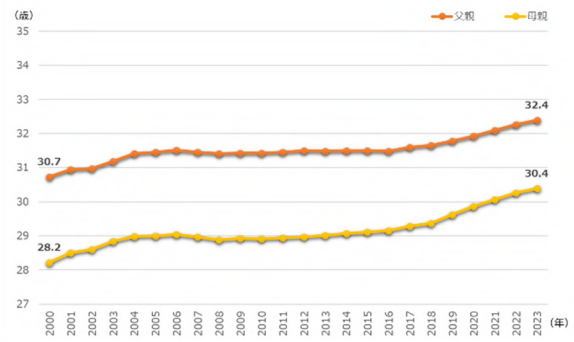
上昇は2.2歳と上昇は緩やかである。女性の平均初婚年齢と第1子出産年齢との差は拡大しており、フランス同様、結婚の前に第1子を出産するケースが主流となっていることがうかがえる。

図表5－15 スウェーデンにおける
平均初婚年齢



出典：Statistics Sweden, “Mean age at birth of child by live-birth order, region and sex. Year 2000-2023”

図表5－16 スウェーデンにおける
第1子出生時の両親の
平均年齢

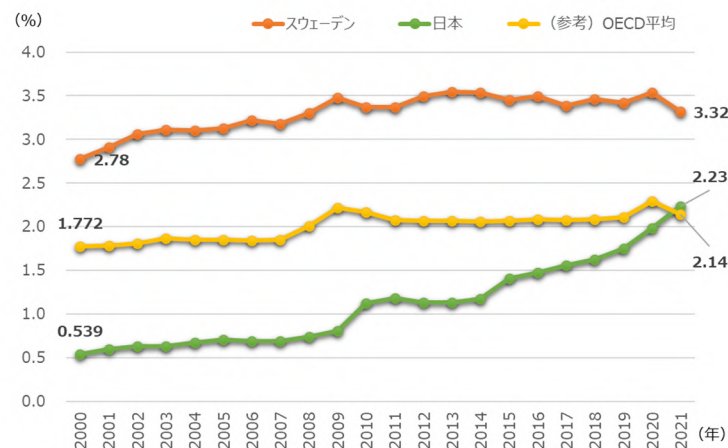


出典：Statistics Sweden, “Average age at marriage by sex. Year 1871-2023”

ウ．家族関係社会支出の状況

スウェーデンは家族関係社会支出が充実し、対GDP比は3.32%とOECD平均2.14%を大きく上回る。続いては、スウェーデンの具体的な家族政策を示す。

図表5－17 スウェーデン・日本の家族関係社会支出対GDP比



出典：OECD Data, “Family benefits public spending”

(5) スウェーデンの家族政策

スウェーデンについても、「ア．子育て世帯や若者への支援に係る給付施策」、「イ．出産・子育てに係る支援施策」、「ウ．婚姻関連制度」に分けて分析していく。

ア. 子育て世帯や若者への支援に係る給付施策

直接的な現金給付施策が特徴で、子育て世帯や若者への給付を幅広く実施している。育児休暇時に給付される両親給付では、両親双方に最低取得期間を義務付けることで、男性の育児参加を促し、金銭的なインセンティブによる行動変容を図っている。

図表５－１８ スウェーデンの主な子育て世帯や若者への経済支援策

制度等の名称	内 容
若者向け住宅手当	収入が少ない 18 歳以上 29 歳以下の若者または子育て世帯に支給。(平均月額:2,450 クローナ (約 39,000 円 ⁴²))
両親保険	妊娠中の休暇の手当として妊娠手当、出産のための手当として両親手当、子どもの看病や通院のための一時的両親手当などがある。通常、所得の 80%を給付。
児童手当	16 歳未満の子を養育する親に、1 人当たり月額 1,250 クローナ(約 20,000 円)を給付。子どもが増えると、追加で支給。
両親給付	合計 480 日分の育児休暇中に受給可能。両親それぞれに最低 90 日の育児休暇を義務付け。最初の 390 日は収入の約 80%、残りの 90 日は一律の手当として日額 180 クローナ (約 2,800 円)を支給。

イ. 出産・子育てに係る支援施策

給付の他に、幅広い治療方法を対象とした不妊治療の全額保険適用や、妊婦健診を含む出産費用の無償化で、子どもを望む世帯への経済的な支援を充実させている。

また、1 歳以上のすべての子どもに就学前教育を受ける場を設けることを義務付け、教育費用は多子世帯が有利な制度設計を行い、負担軽減に取り組んでいる。

図表５－１９ スウェーデンの主な出産・子育て支援策

制度等の名称	内 容
不妊治療の保険適用	・ 公的な医療機関で不妊治療を受診する場合、不妊検査、人工授精、体外受精、凍結保存（受精卵、卵子及び卵巣/精巣組織）は全額保険適用。 ・ 適用年齢は、女性は 40 歳未満、男性の場合は 56 歳未満。
出産費用の無償化	妊婦検診等を含む出産関連費用は無料。ただし、助産院入院については少額の個人負担。

⁴² 1 クローナ 16 円で計算

就学前教育を受ける権利の保障	・すべての子どもに就学前教育（幼児教育）を提供。 ・1歳以上のすべての子どもに就学前教育の申し込みから3か月以内に、自治体は就学前教育の場を提供することが義務付けられている。 ・就学前教育の費用は保護者の所得と子の数に応じて算出され、1～3歳の第1子は世帯収入の3%、第2子は2%、第3子は1%、第4子以降は無償。
----------------	---

スウェーデンでも、法的には「未婚」でも多くの女性が出産を選択している。続いては、その背景にある婚姻関連制度と代表的な家族制度について分析していく。

ウ. 婚姻関連制度

スウェーデンでは、同棲カップルがサムボと呼ばれ、ライフスタイルの一形態として社会的に承認されている。1987年に同棲カップルの財産分割に関する同性向け・異性向けの二種の法律を制定し、2003年には未婚で永続的共同生活を営むカップル向けの同棲法（通称サムボ法）を制定した。サムボ法の特徴は条件該当時に手続不要で自動適用される点である。

1995年には性別不問の登録制事実婚である登録パートナーシップ制度を施行したが、2009年の同性婚法制化に伴い新規登録を停止した⁴³。

スウェーデンの法律婚には2人以上の証人立会いの結婚式を要し、離婚時は6か月の待機期間を設けるなど、法律婚の開始・解消のハードルは高く設定されている。

サムボ法は同棲終了時の最低限の経済的保護を付与し、共同親権（父の認知が必要）を認めている。また、法令上「嫡出子」「非嫡出子」の用語は削除され、非嫡出子を差別する規定は全面的に廃止済みである。

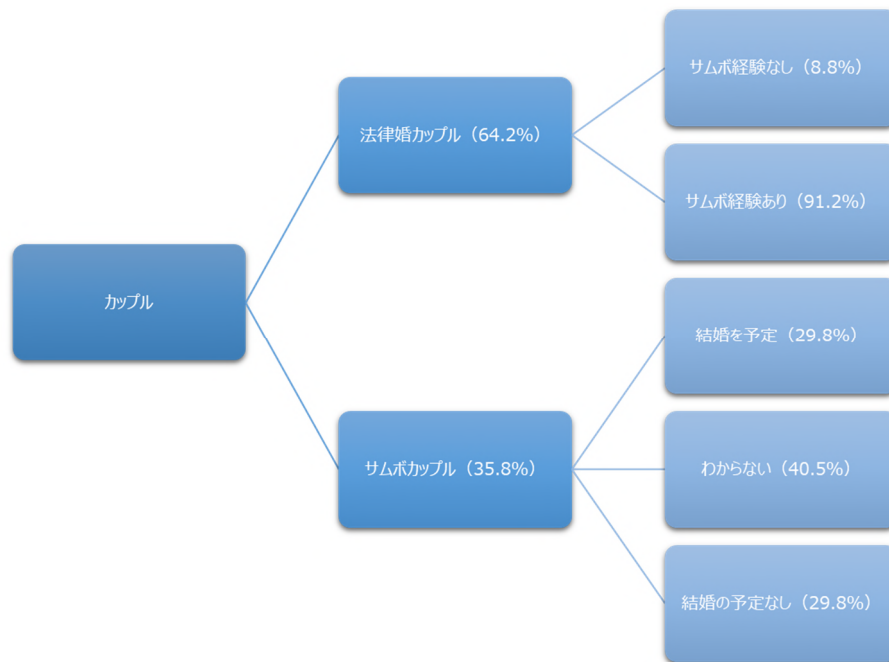
⁴³ Cambridge University. "Registered Partnerships in Sweden from Part I - Registered Partnerships as a Functional Equivalent to Marriage". 2017. The Future of Registered Partnerships Family Recognition Beyond Marriage?, p71-100

図表 5－20 法律婚とサムボの比較

	法律婚	サムボ
対象	・18 歳以上の独身者 ・結婚に自由意志で同意 ・近親者（親子、直系の兄弟姉妹）同士は禁止 ・性別は問わない	・永続的に同居し、共同の世帯を有する 2 人 ・婚姻関係と同様の関係で同居する者、または類似する表現が使用される同棲カップル ・同棲カップルかつ、いずれも婚姻していない ・登録パートナーシップ制度を利用しているカップル
手続	・婚姻届証明書の申請書一式を税務局に申請。 ・婚姻届出証明書の発行後、通常 4 か月以内に最低 2 名の証人の元、結婚式を行う。	なし
義務	配偶者への扶養、人権尊重の義務	なし
関係の解消	・離婚を希望する者は、家庭裁判所に離婚申請を提出。 ・離婚申請後に 6 か月の待機期間が設けられる。	手続不要
共有財産	婚姻後に得た全財産は、基本的に共有財産で離婚時に分配。	共同で購入した住宅と家財のみに適用。
共同親権	あり	あり（認知が必要）
嫡出の区別	なし	
子の相続権	あり	あり（認知が必要）
配偶者の相続権	あり	なし（遺言書が必要）

2004 年の調査によれば、同年に法律婚したカップルの約 9 割はサムボを経験しており、サムボ利用者の約 3 割が結婚を予定していることからサムボが結婚の試行期間として機能していると考えられる。

図表 5－2 1 スウェーデンのカップル状況調査



出典：内閣府経済社会総合研究所「スウェーデンの家族と少子化対策への含意—スウェーデン家庭生活調査から—」
※四捨五入の関係で、割合の合計が 100% とならない場合がある。

さらに、スウェーデンにおいてもフランスと同様、子どもの利益を最も優先すべきという考え方のもと、未婚を含むカップルの出生児に対し父親確定制度を義務付け、さらに養育費保障制度により婚姻関係にかかわらず子どもへの経済支援を確保している。これらの制度は、親にとっても、婚姻前でも出産の不安を軽減し、出産しやすい環境を形成するものと考えられる。

図表 5－2 2 スウェーデンの養育費関連制度

制度等の名称	内 容
父親確定制度	結婚以外のカップルの場合、父親を法的に確定するために、出生後 14 日以内に、父親は地方自治体の社会福祉委員会に必要書類を提出するとともに、母親が承認することで共同親権が成立する。なお、母親が父親を特定できない、または父親が自ら名乗り出ない場合には、社会福祉事務所が出生後 15 日以降に父親を特定するための調査を行い、父子関係を確立する義務が定められている。また、特別な理由を除き、1 年以内に調査を完了しなければならない。
養育費保障制度	両親の離婚後、養育費を支払う義務のある親が経済的保障を放棄した場合、養育費補助として最高で月額 1,273 クローナ（約 20,000 円）が給付される。原則として支給額相当額を返済しなければならない。

(6) 家族政策及び婚姻制度の比較

ここまでの制度分析で分かるとおり、フランス・スウェーデンともに、養育費保障制度が整っており、仮に出産後の離縁など、諸般の事情によりひとり親になったとしても、養育費を受け取ることができない心理的な不安を制度的に排除している点が特徴的である。

また、フランスにおける税額控除制度「N分N乗方式」、スウェーデンにおける「父親確定制度」など、特徴的な政策が取り入れられ、子どもを持つことへのインセンティブの付与や未婚での出産のハードルを大幅に低下させる仕組みが組み込まれている。

我が国においても、2026年4月に施行された改正民法により、法定養育費制度が取り入れられるとともに、父母の協議により、共同親権が認められるようになるなど、制度の改善も行われているが、フランス・スウェーデンの両国の制度と比較すると、多様な家族形態を想定した社会設計になっているとはいづらい。

図表 5－23 3か国の事実婚制度の比較

	事実婚（日本）	PACS（フランス）	サムボ（スウェーデン）
開始及び解消時の手続	どちらも不要	開始時：必要（カップル双方による締結書も必要） 解消時：必要（原則カップル双方による書類が必要だが、一方のみによる申請でも可）	どちらも不要
共同財産	共同で築いた財産については、財産分与の対象	原則、個人財産（締結書で共同財産制を選択することも可能）	共同で購入した住宅と家財のみに適用（家具、家電製品、その他の生活用品）
パートナーへの相続権	なし（財産を承継させたい場合は、贈与や遺言が必要）	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要。税率の優遇あり）	なし（財産を承継させたい場合は、遺言が必要）
税控除	なし	あり（法律婚と同等）	なし（法律婚の場合もなし）
社会保障における扶養等	結婚と同等		なし（法律婚の場合もなし）
子どもの認知	父親の認知手続が必要		父親の認知手続が必要（父親確定制度あり）
共同親権	原則母親の単独親権 ⁴⁴	父親の認知がある場合は原則共同親権	
養育費を保証又は保障する制度	あり ⁴⁵	あり	

なお、家族形態の多様化は法律婚の減少につながるものの指摘もあるが、フランスでは PACS 導入後、法律婚の件数は減少したものの、法律婚と PACS を合算した件数は大きな減少はみられず、家族形態の多様化が進展している。また、スウェーデンでは 2003 年のサムボ法導入後も法律婚の件数の減少は見られなかった。

⁴⁴ 2026 年 4 月の改正民法施行後は父母の協議により共同親権が可能となる。

⁴⁵ 2026 年 4 月の改正民法施行により、離婚時に養育費の取決めをしていない場合であっても、離婚後も引き続き子どもの監護を主として行う父母は、他方の父母に対して法定養育費（20,000 円）を請求できるようになる。さらに、法定養育費が支払われない場合には、差押えの申立てが可能となる。また、養育費債権には「先取特権」と呼ばれる優先権が付与されるため、公正証書や調停調書、審判書といった「債務名義」がなくても、離婚時に父母間で作成した文書に基づき差押えを申し立てることができるようになった。また、養育費を請求するための民事執行の手続においては、地方裁判所に対する 1 回の申立てで、一連の手続を申請することができるなど取決めの実効性の向上が期待される。しかしながら、フランスやスウェーデンのように、養育費が支払われない場合に公的機関が立替給付を行う制度は存在しない。

(7) 両国の現状及び結婚・少子化に係る制度分析から得られる我が国への示唆

フランス・スウェーデンの両国では婚姻数が減少し、晩婚化・晩産化が進んでいるものの、晩婚化の進行に比べて晩産化の進行は緩やかで、第1子の平均出産年齢⁴⁶は30歳前後にとどまっている。

また、平均初婚年齢⁴⁷と第1子出生時の母親の平均年齢の差は拡大傾向にあり、婚外子率の上昇も加味すると、結婚と出産の関連性は著しく低下していると考えられる。

加えて、両国の家族関係社会支出はOECD平均を大幅に上回っている。

これまでの内容を整理すると、両国における制度には次の4点が共通する。

- ① 出産前後の給付に加え、子育て段階でも多様な給付を用意するとともに、多子世帯の優遇や育児休業給付に男性の取得要件を組み込むなど、金銭的インセンティブで行動変容を促している。
- ② 晩産化に対応し、不妊治療の対象拡大や妊婦健診を含む出産費用の無償化など、子どもを持ちたいと強く望む層を確実に支援する施策が充実している。
- ③ 保育や教育の充実により、安心して子どもを預けて働ける環境を整え、多様なライフスタイルを後押ししている。
- ④ 社会情勢の変化に適応した柔軟な家族制度を有し、原則共同親権に加え、養育費保障制度、父親確定制度などにより、未婚での出産に伴う不安を軽減している。

以上を踏まえ、我が国で必要な施策の方向性は次のとおりであると考える。

- ① 児童手当などの既存の給付施策の充実に加え、「育児休業給付の取得条件設計」

⁴⁶ 2023年における各国の第1子出生時の母親の平均年齢を2000年時点と比較すると、フランス：29.6歳⇒31.3歳で1.7歳上昇、スウェーデン：28.2歳⇒30.4歳で2.2歳上昇、日本：28歳⇒31歳で3歳上昇となっている。

⁴⁷ 2023年における平均初婚年齢を2000年と比較すると、フランス：男性33.6歳⇒39.8歳の6.2歳上昇、女性31歳⇒37.5歳の6.5歳上昇、スウェーデン：男性33.1歳⇒36.8歳の3.7歳上昇、女性30.6歳⇒34.9歳の4.3歳上昇、日本：男性28.8歳⇒31.1歳の2.3歳上昇、女性27歳⇒29.7歳の2.7歳上昇となっている。

や、「N分のN乗方式」等の金銭的インセンティブを活用した行動変容を促す仕組みを参考とした制度の充実に向けた検討

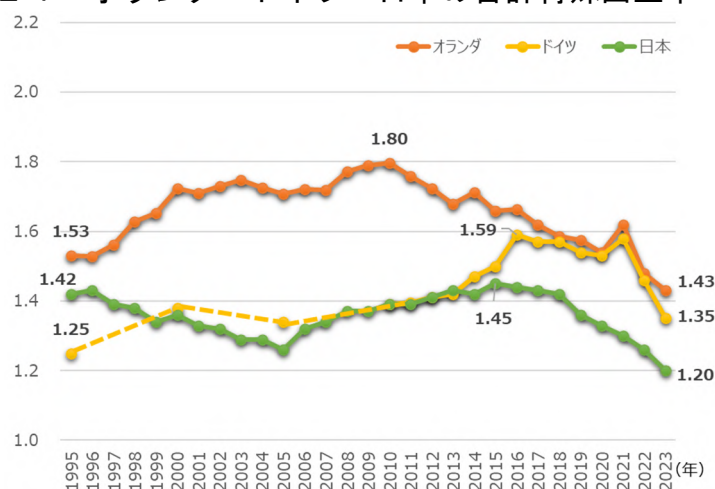
- ② 晩産化の進行や不妊に悩む人の増加に対応した不妊治療の公的保険適用拡大や、妊娠出産に係る費用負担の軽減による子どもを持ちたいと強く望む層への支援
- ③ 若者の共働き志向の広がりを踏まえた子育て支援策のより一層の充実。併せて、子どもを産み育てやすい社会の気運の醸成
- ④ 若者の結婚観の変化⁴⁸を踏まえた、多様な家族のあり方についての議論の深化

フランス及びスウェーデンの先駆的取組を分析してきたが、続いては OECD 加盟国の中で直近 30 年ほどの間に出生率の回復に成功したオランダとドイツの現状を参考として見ていく。

(参考) オランダとドイツの現状と家族政策・婚姻制度

両国の合計特殊出生率は、オランダが 2010 年、ドイツが 2016 年まで増加に成功したが、その後は緩やかな減少に転じ、コロナ禍で減少が加速した。

図表 5－24 オランダ・ドイツ・日本の合計特殊出生率



出典：OECD Family Database※ドイツの 2013 年以前は欠損データあり

⁴⁸ 「結婚していなくても、子どもを持つかまわない」という問いに対して、「まったく賛成」15.9%、「どちらかといえば賛成」32.3%の合計 48.2%の回答があった。(出典：第 16 回出生動向基本調査：2021 年)

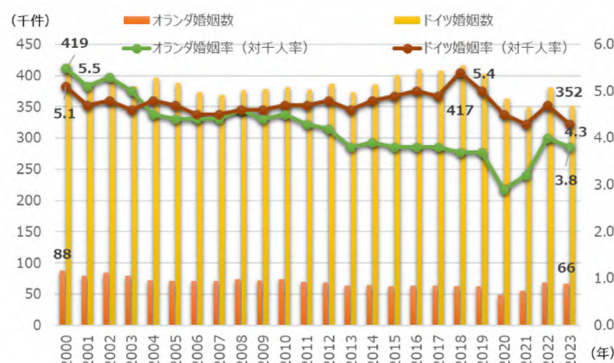
婚姻について見ていくと、オランダでは直近 20 年ほどは緩やかな減少傾向にあり、婚姻数が約 25%減、婚姻率は 1.7 ポイントの低下となった。一方、ドイツは 2018 年まで概ね横ばい傾向であったが、直近 5 年で婚姻数が約 15%減、婚姻率が 1.1 ポイントの低下となった。両国ともコロナ禍で大きく減少し、オランダは回復した一方で、ドイツは依然としてコロナ禍前まで回復していない。

出生について見ていくと、オランダの出生数は直近 20 年ほどで約 19%減である。ドイツは 2010 年以降一旦出生数が増加に転じたが、2021 年をピークに直近 2 年で約 13%減少している。

また、婚外子率について見ると、オランダは直近 20 年ほどで約 30 ポイント上昇した。一方のドイツは 15 年ほどで約 10 ポイント上昇した後、横ばいである。

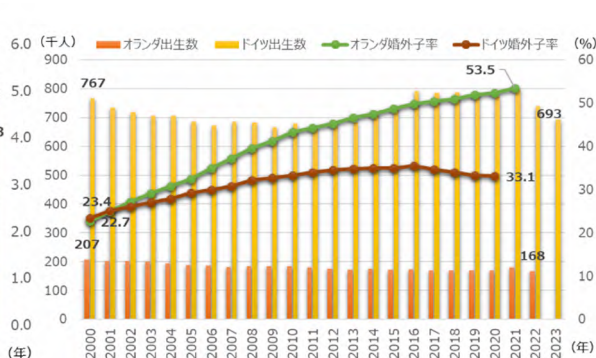
このことから、オランダは結婚と出産の関連性が弱まっていることが分かる一方で、ドイツは婚外子割合が 50%を割っていることから、結婚と出産の関連性が一定程度あることが分かる。

図表 5-25 オランダ・ドイツの婚姻数及び婚姻率



出典：オランダ, Centraal Bureau voor de Statistiek, “Marriages and partnership registrations; key figures” ドイツ, Statistisches Bundesamt, “Marriages according to the couple constellations”

図表 5-26 オランダ・ドイツの出生数及び婚外子率



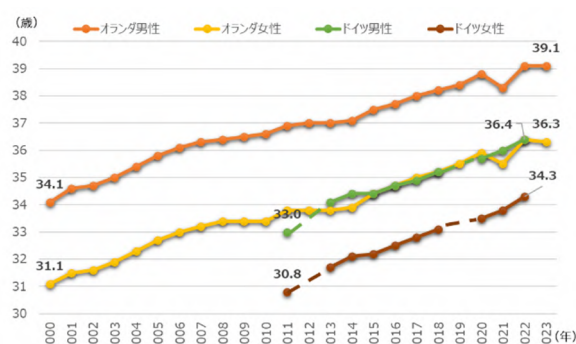
出典：オランダ出生数, Centraal Bureau voor de Statistiek, “Births: key figures” ドイツ出生数, Statistisches Bundesamt, “Maßzahlen zu Geburten, 1990 - 2023”, 婚外子率, OECD, “SF2.4: Share of births outside of marriage”

平均初婚年齢⁴⁹は、オランダは直近 20 年ほどで男性 5.0 歳、女性 5.2 歳上昇し、男性 39.1 歳、女性 36.3 歳になり、ドイツは直近 10 年ほどで男性 3.4 歳、女性 3.5 歳上昇し、男性 36.4 歳、女性 34.3 歳になった。

2023 年における第 1 子出生児の母親の平均年齢⁵⁰はともに 30.3 歳で、オランダは直近 20 年程に 1.2 歳、ドイツは直近 10 年ほどに 1.5 歳上昇した。

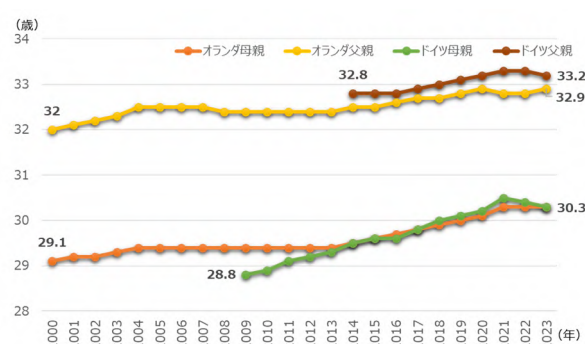
両国とも晩婚化・晩産化が進むとともに、第 1 子出産年齢より平均初婚年齢が高いことから、法律婚前の出産が一般的であることが分かる。

図表 5－27 オランダ・ドイツの
平均初婚年齢



出典：オランダ, Centraal Bureau voor de Statistiek, “Marriages and partnerships registrations; key figures” ドイツ, Statistisches Bundesamt, “12611-03: Durchschnittliches Heiratsalter nach dem bisherigen Familienstand der Ehepartner, 1990-2023”

図表 5－28 オランダ・ドイツの
第 1 子出生時の両親の
平均年齢



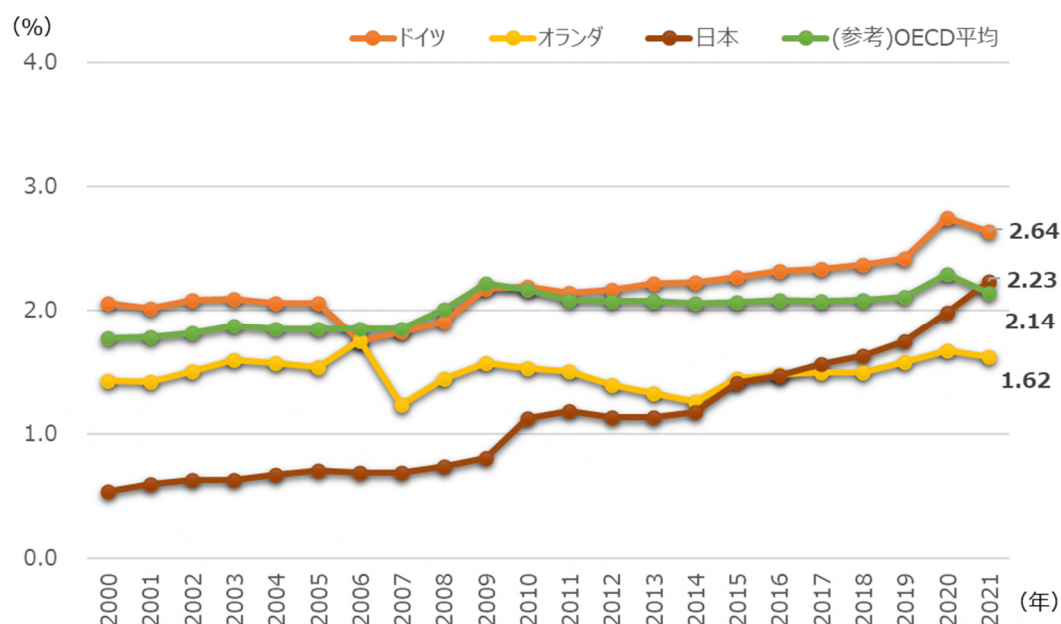
出典：オランダ, Centraal Bureau voor de Statistiek, “Birth, key figures” ドイツ, Statistisches Bundesamt Deutschland, “Durchschnittliches Alter der Mutter bei der Geburt: Deutschland, Jahre, Lebendgeburtenfolge”

家族関係社会支出は、ドイツが対 GDP 比 2.64% で OECD 平均を上回る一方、オランダは 1.62% で平均を下回る。続いては両国の家族政策の特徴について分析を進める。

⁴⁹ 日本における平均初婚年齢は、2024 年に男性 31.1 歳、女性 29.8 歳となっており、2000 年の男性 28.8 歳、女性 27 歳と比較すると、男性 2.3 歳、女性 2.8 歳上昇している。

⁵⁰ 日本の 2024 年における第 1 子出生時の母親の平均年齢は 31 歳と 2000 年の 28 歳と比較して 3 歳上昇している。

図表 5－29 ドイツ・オランダ・日本の家族関係社会支出対 GDP 比



出典：OECD Data, “Family benefits public spending”

オランダは不妊治療や妊娠・出産に対する手厚い保障が特徴である。また、児童手当や年少扶養控除により、子育て世帯への経済的な支援を実施している。

図表 5－30 オランダの主な出産・子育て支援策

制度等の名称	内 容
妊娠・出産休暇 及び育児休業期 間の給付	出産前 6 週間、出産後 12 週間まで休暇を取得でき、給与の 100%を支給。父親やパートナーは、6 週間の休暇を取得でき、最初の 1 週間は給与の 100%、残りは 70%を支給。育児休業は両親ともに取得でき、出生後 1 年以内に取得すると、そのうち 9 週間は給与の 70%を支給される。
児童手当	0～18 歳未満の子どもがいる家庭に対して支給される。0～5 歳は四半期ごとに約 281.69 ユーロ (約 50,000 円) が支給され、子どもの年齢に応じて増額される。
保育補助金	保育サービスの費用を軽減するため支給。金額は、両親の収入、子どもの数、保育の種類に基づく。収入が低いほど補助金の割合が高くなる。
不妊治療の支援	健康保険で不妊治療が適用。女性同士のカップルや独身女性にも適用。
妊娠・出産費用	妊娠中の定期健診や超音波検査及び出産、助産師の費用及び産後の 10 日間のケアなどが健康保険で支払われ、基本的に自己負担が発生しない。
年少扶養控除	低所得及び中所得の家庭に対して追加支給される手当で、金額は子どもの数や家庭の収入に基づく。

一方のドイツは、2000 年代後半に保育施設の充実、育児休業短時間勤務への給付等を拡充し、男女の家事・育児負担の平等化と女性の職場復帰を促している。

図表 5－3 1 ドイツの主な出産・子育て支援策

制度等の名称	内 容
産前・産後休暇 及び育児休暇に おける手当	産前 6 週間前、産後 8 週間休暇が取得可能。健康保険から日額最大 13 ユーロ（約 2,000 円）手当が支給され、平均給与との差額が生じる場合は、雇用主から補填される。育児休暇は子ども 1 人につき最大 3 年間、両親が分割して取得でき、手当は平均月収の 65～67%（月額最大 1,800 ユーロ（約 324,000 円））を支給。
児童手当	18 歳未満が対象で一律月額 250 ユーロ（約 45,000 円）支給される。
不妊治療の支援	不妊治療の治療費用のうち最大 50%を補助。長期間パートナー関係にある未婚のカップルも対象。
出産費用の無償化	公的健康保険で妊娠から出産の医療費（妊婦健診、分娩費用、産後のケア等）は無料で提供。
年少扶養控除	子を養育している家庭に向けた税法上の控除であり、年額親 1 人当たり 4,130 ユーロ（約 743,000 円）を控除。
ひとり親家庭への税控除	ひとり親家庭は、所得税の査定の際に年額 4,260 ユーロ（約 766,000 円）が軽減され、2 人以上の子を養育している場合は、子 1 人当たりの控除額が年額 240 ユーロ（約 43,000）ずつ増額される。

続いては、両国の婚姻制度について分析する。

オランダの登録パートナーシップ間で生まれた子は共同親権となり、このことが婚外子率の高さの一因とみられる。

また、両国は養育費保障制度を整備しており、この制度はひとり親の経済的な不安の軽減に寄与すると考えられる。

図表 5－3 2 オランダ及びドイツの家族制度比較

	オランダ	ドイツ
婚姻制度	婚姻の他に、1998 年に同性カップル向けの登録パートナーシップが導入され、婚姻と同等の法的権利が認められた。2001 年に同性婚が可能になって以降、多くの同性カップルが結婚を選ぶ一方、異性カップルの約 4 分の 1 は登録パートナーシップを選択。 また、同棲契約を公証人に作成してもらうことで法的効力を持たせることも可能。	2001 年、社会の多様化を背景に、同性カップル向けに限定的な権利と義務を持つシビル・パートナーシップ制度を導入。その後、権利が拡大され婚姻とほぼ同等の権利を有することとなったが、2017 年の同性婚の法制化に伴い新規登録を廃止。
共同親権	登録パートナーシップ間に生まれた子は共同親権となり、解消後も継続可能。同棲契約でも、父親の認知により共同親権が認められる。	原則共同親権
養育費保障	養育費の支払いが滞った場合に国が介入し、未払いの養育費を回収する役割を担う。	別居親から適切に養育費を支払わない場合に国は養育費を支給し、別居親から費用を回収するための手続を行う。

オランダ・ドイツの両国から得られた示唆は以下のとおりである。

オランダは 1990 年代後半から 2000 年代にかけて、出生率の向上に成功している。家族関係社会支出は OECD 平均より低い水準であるが、ライフステージに合わせてパートタイムでもフルタイムでも働くことができる柔軟な働き方が可能な社会、ワーク・ライフ・バランスの良い社会と世界的に高く評価されている⁵¹。また、多様な家族のあり方を支える制度が整備されていることが、子どもを産みやすくする要因の一つとして考えられる。

一方、ドイツは、2000 年代後半に採用された家族施策において、両親と子どもが一緒にいられる時間を増やすことを目的として、保育施設の充実に加え、育児休業や時間短縮勤務に対する手当を給付するなど、家族関係社会支出を充実させた。これらの政策は男女の家事育児負担の平等化と女性の職場復帰を促し、これが出生率回復に結び付いているとみられている⁵²。

⁵¹ 善積京子「オランダのワーク・ファミリー・バランスの実践」(2020)

⁵² 内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

（８） 有識者による講演

第４回研究会においては、フランス在住のフリーライター高崎順子氏および大阪大学の高橋美恵子氏から、フランスおよびスウェーデンにおける家族制度と少子化施策の実情について講演が行われた。以下にその主な内容を整理する。

①「フランス社会における家族制度の実情と少子化施策の現状」（講師：フランス在住ライター 高崎順子氏）

フランスの少子化対策には日本のような包括的パッケージは存在しない。代わりに、日本と異なる「法制度」・「社会通念」・「運用実態」がある。特に法制度の運用において、社会通念に基づいた柔軟な仕組みとなっていることが特徴的である。

フランスでは、「出産は個人の選択」という規範の一方、社会保障維持には次の担い手を育てていくことが不可欠との認識から、望む人が産めるよう、産みづらさの原因を多面的に検証し政策を立案している。

フランスで子どもが生まれやすいと考える点は３つある。

１つ目は、多様な家族観の実現である。

家族は血縁や法律関係よりも本人の意思と信頼が基盤として築かれるという認識であり、信頼できなければ別離を選択する。

パリ政治学院が２０２５年に実施した調査によると、家族を信頼する人は１６年連続で９割超であり、家族形態には法律婚のほかPACS・事実婚・同棲・再構築家族など多様であり、PACSや事実婚で小さな家族を形成し、関係が深まると結婚へ移行する傾向がある。また、婚外子の約９割は両親と同居しており、「婚外子＝ひとり親」ではない。

２つ目は、家族を持つ意義が損なわれず、親子の時間を確保する仕組みがある点である。

労働法により、原則残業なしの週 35 時間労働、年間 30 日間の取得義務のある休暇、無期限の正規雇用の保障などが制度化されている。

また、余暇の家族旅行を国が支援する制度があり、学童保育は基礎自治体の公的役務とされる。教育・福祉を市場原理に委ねないという方針が示されている。

上記法制度の組み合わせにより、子育てが親にとっての「労苦」ばかりに終始せず、親子で楽しく過ごす休暇を通して、親自身が「子どもを授かってよかった」と思える機会を確保している。

また親と楽しい休暇を過ごした子が成長し、自分も子を持ち親になりたいと願う好循環が生まれている。

3 つ目は、子どもを持つことへの負担軽減である。

妊産婦と子どもを脆弱な存在として捉え、医療・教育の現物給付を基本とする。無痛分娩は無償で、大学も低額で通学可能である。

また、税制における N 分の N 乗方式や保育料の給付付き税額控除、所得や世帯構成に応じた複数の給付施策により、子育てにおける経済的負担を軽減している。

さらには、「初めの 1000 日間」と題した育児情報の提供など、知識・情報面の支援も整備されている。

フランスでは出生率の低下を社会の問題と捉えて是正しようという考え方である。また、制度は常に発展途上であり、現実には追いつかないという考えから、継続的な検証と改善が図られている。

また、「子どものために親を助ける」という理念のもと、最低保障は国が担い、現物給付を重視した普遍的な子育て支援を提供している。また、必要な人には再分配を強化し、教育・安全・余暇を最低限保障するという理念が根底にある。

②「スウェーデンにおける子育て支援と家族政策—多様な家族を支える仕組みと課題」（講師：大阪大学大学院人文学研究科 教授 高橋美恵子氏）

スウェーデンは子どもの最善の利益を中心に据え、ユニバーサルで強固なセーフティネットを構築し、子育てを支えている。

家族のあり方に標準を設けず、法制度は個人のライフスタイルに中立である。

法律婚・事実婚（サムボ）・同性婚など選択肢が豊富で、多様な家族のあり方を認めているため、どの家族が法律婚か事実婚かは意識されていない。また、婚外子の権利は婚内子と同等であるとともに、サムボは登録不要で社会に広く浸透している。

少子化問題は 1930 年代に国家課題として初めて取り上げられ、家族政策が誕生した。1970 年代以降は男女平等を重視し、1990 年代から子どもの権利を強化、2020 年には国連子どもの権利条約を国内法化した。

共働きが社会規範であり、育児休業における男性の取得日数割合は約 30%である。所定労働時間内で仕事を終え、基本的に残業はせず、家族時間を確保しやすい。

制度面の特徴として、子どもの看護休暇は年間最大 120 日取得可能、児童手当には所得制限がない。子どもの病気で仕事を休んだ場合にも給付があり、住宅政策も重視されている。

公的保育は就学前児童の 86%、学童保育は 6～9 歳児の 84%が利用し、居場所の提供だけでなく、遊びと学びの質を重視している。

親の義務と子どもの権利が明確で、両親からケアを受ける子どもの権利の視点から、離別後であっても実の親の養育責任は継続する。

社会的な基盤、制度、規範の変化を受けて、制度と実態の乖離が少なく、スウェーデンの人たちは自国が子どもを産み育てやすい国だと強く思っている。

ここまでの内容を踏まえたスウェーデン社会の特徴としては、多様な家族の包摂、子どもを含むすべての人のウェルビーイングの実現、制度と実践のギャップ解消、自立と共生の社会構築が挙げられる。

（９）参加者からの意見

本研究会に参加した知事からは、以下のような意見や提案が寄せられた。

- ・ 子育てにおける希望と現実の乖離が課題であり、ワーク・ライフ・バランス、ワーク・ファミリー・バランスが重要である。

- ・ 伝統的価値観・保守的家族観・結婚観の変化が進んでおり、多様化に対応する必要がある。
- ・ 子どもの虐待も年々増加する大きな課題であり、里親制度の支援強化により「子どものころに愛された記憶」を確実に残すべきである。
- ・ 金銭的支援はまだまだ充実させていく必要があるが、それ以上に働き方の問題が大きい。子育て負担が女性に偏っており、意識の変化が必要である。また、金銭的支援に限らない子育て世帯への支援も充実させていくべきであるとする。

【質疑】

質問

初産年齢と初婚年齢が逆転していない国は日本だけと言われるが、「子どもを持つ場合に結婚が前提条件になるか」という問いへの回答は欧米と東アジアで大きく異なる。この意識の差は文化的背景から来るものなのか、それとも制度の変化が意識を変えたのかうかがいたい。

返答（要旨）

フランスもかつては「出産は結婚してから」の意識が強く、日本に近い社会通念であった。カトリック規範が強く、1970年代まで中絶不認可、未婚母は結婚できないなど未婚の母親には厳しい状況にあった。しかし「どのような家庭でも生まれた子どもに罪はない」との考えの下、未婚家庭でも子どもが幸せに暮らせるよう給付等を整備した結果、一人で産む安心感を醸成している。また、公立病院で内密出産が可能で、養子縁組までセットになっていることも女性の安心感につながっていると考えられる。

スウェーデンでも包摂的な制度ができ、大方の人たちの意識が変わっていった。「2対6対2の法則」で説明されるが、当初2割の方が社会を変えたいと考え、もう一方の2割は変えたくないと考えている。そして真ん中の6割は、変わっても、どちらとも言えず、現状を受け入れている。こうした状況が、包摂的な制度

の創設、社会の変化に伴い、真ん中の6割の人たちもどんどん変わっていき、包摂的な制度を支持する人がマジョリティになった。

質疑を踏まえての所見

両国でも家族制度の変化が国民の意識の変化を促したということであり、実情を踏まえた社会制度の変革によって意識が変わっていくという視点は重要であるとわかった。

(10) 講師からの意見

研究会に招聘した講師から、以下のような見解が示された。

- ・ 日本も家族を大切にする国であるが、子ども中心の視点をより重視すべきである。虐待される子どもにも焦点を当て、子どもの育ちを支える取組を都道府県からつくることは心強く、希望が持てる。
- ・ 虐待防止は重要だが、親に対する人間教育も同様に重要である。愛される子どもが生まれ、親になる人が自覚を持てるよう教育・支援の仕組みを整備すべきである。子ども中心に据えつつ、子どもの視点を多場面で取り入れて考える必要がある。

(11) 小括

フランスとスウェーデンはいずれも、充実した子育て支援策や不妊治療への支援とともに、社会情勢の変化に適応した柔軟な家族制度や、両親の婚姻状況に関わらない子どもへの法的保護等を確立することで、社会全体で安心して子どもを産み育てる環境を整備してきたことを確認した。

日本では、結婚と出産の結びつきが強く、結婚制度の柔軟性や若者・子育てへの支援のあり方に改善の余地がある。欧州では制度の変化が国民意識の変化を誘発してきた点も注目すべき点である。里親・養子縁組等による家族の多様性に配慮した社会制度の整備についても考えていく必要がある。

今後は、統計データ等に基づく根拠ある施策検討を行うとともに、各地域の実情や若者のニーズに応じた取組を可能なものから着手していく必要がある。

地方創生の観点からも少子化・人口減少は待ったなしの課題である。

コラム 近隣諸国の現状

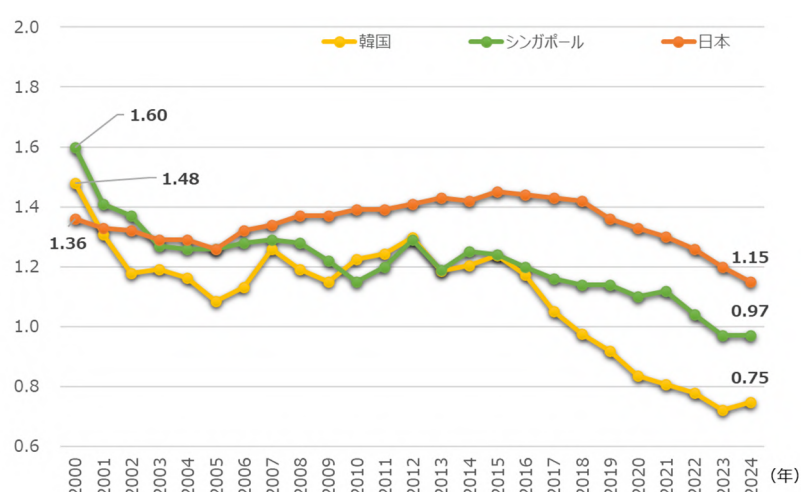
第5章では、諸外国における先駆的な事例の研究として、欧州諸国における結婚・出生動向や家族制度に関する考察を行った。一方で、家族・親族・ジェンダーのあり方については、宗教的背景や社会風俗に強く影響を受ける⁵³。そこで、ここではいわゆる「儒教文化圏」に含まれる国のうち、日本と結婚・家族観が比較的近いとされ、少子化の影響が顕著に現れている韓国と、同様に少子化が進むシンガポールをアジアにおける事例として取り上げ、現状を整理するとともに、その背景にある社会経済事情を考察する。両国の状況と我が国との共通点、そこから得られる示唆について分析する。

(1) 出生及び婚姻の傾向

韓国、シンガポールともに、2000年時点での合計特殊出生率は、我が国の1.36よりも高く、韓国は1.48、シンガポールは1.60であった。その後、両国ともに、急速に低下し、韓国は2001年、シンガポールは2003年に我が国を下回る⁵⁴水準となった。直近では両国とも我が国を大きく下回り、「1」を割り込む状況である。

韓国の合計特殊出生率は、2023年に過去最低の0.72を記録した後、2024年には9年ぶりに上昇に転じたが、0.75と依然として低い数値となっている。また、シンガポールの合計特殊出生率は、0.97であり、過去最低水準にとどまっている。

図表 コ4-1 韓国・シンガポール・日本の合計特殊出生率の推移



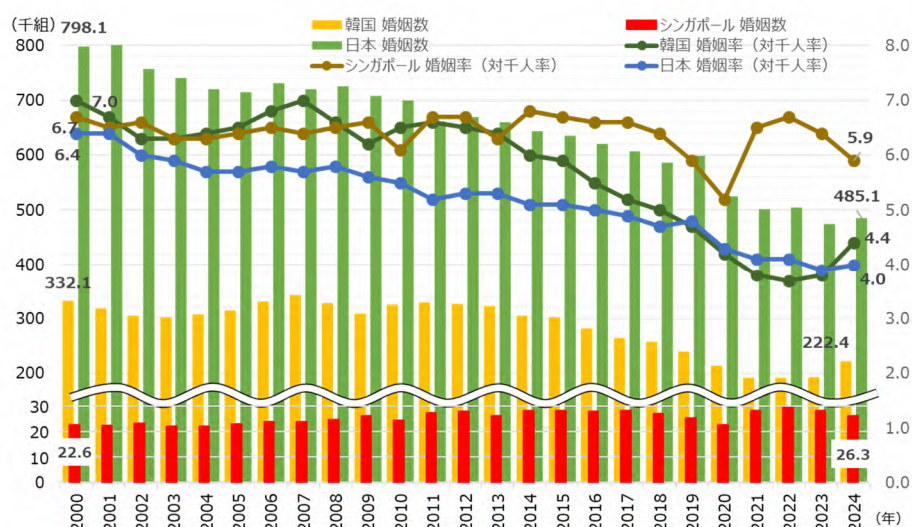
出典：日本及び韓国：OECD Data “Fertility rates”，シンガポール：Singapore Department of Statistics

⁵³ 矢野邦章. 東アジアにおける家族主義と個人化—EASS2006 家族モジュールに基づく日韓中台の比較—. 家族社会学研究. 2018, 30 巻 1 号. p. 121-134

⁵⁴ 2001年の合計特殊出生率は日本の「1.33」に対して、韓国が「1.31」、2003年は日本の「1.29」に対してシンガポールが「1.27」となっている。

合計特殊出生率においては、韓国・シンガポールの両国で同様のトレンドを見せる一方で、婚姻数及び婚姻率についてのトレンドは異なる。韓国では、婚姻数及び婚姻率は、直近 20 年ほど減少傾向が続いていたものの、2023 年以降は反転の兆しが見られ、特に 2024 年は婚姻数が前年比で約 15% 増、婚姻率も 0.6 ポイント上昇している。一方で、シンガポールの婚姻数は直近 20 年ほど緩やかに増加していたが、2023 年以降は減少傾向に転じている。婚姻率は 2017 年頃から減少傾向にあり、コロナ禍明けは回復したものの、2023 年以降再び低下傾向に転じた。

図表 コ 4 - 2 韓国・シンガポール・日本の婚姻数及び婚姻率



出典：日本：厚生労働省「人口動態調査」、韓国：Korean Statistical Information Service, シンガポール：Singapore Department of Statistics

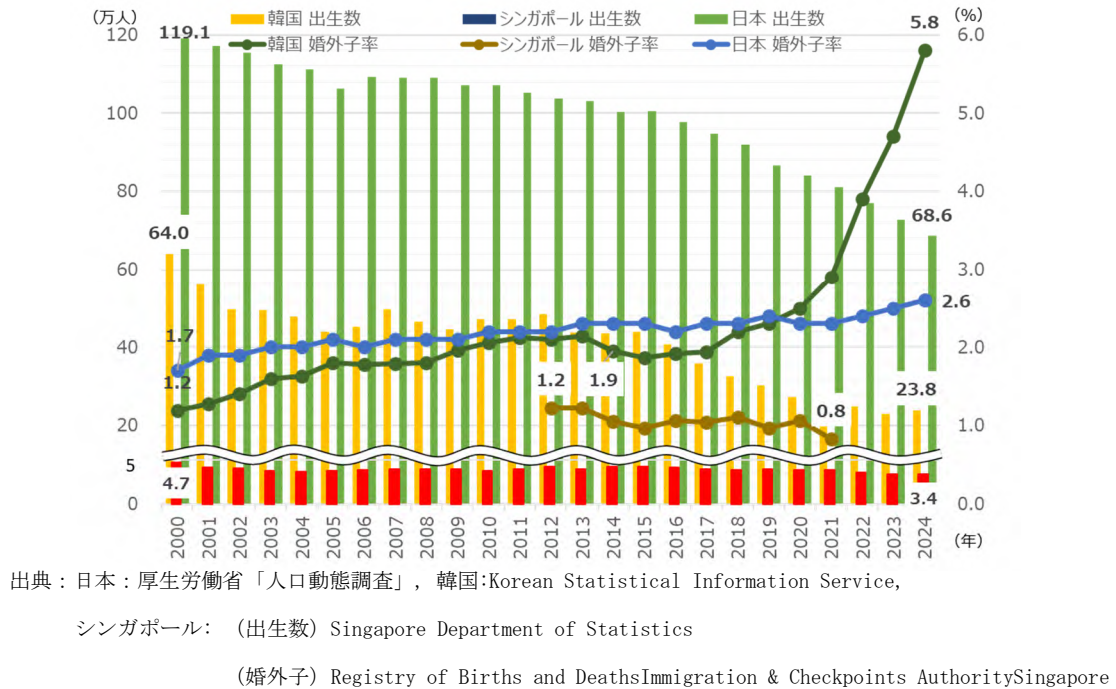
(2) 出産の動向

出生数の推移を見ると、韓国では 2000 年の約 64 万人から 2024 年には約 23 万人と約 64% の大幅減となっている。ただし、2024 年の出生数は、前年比では約 3 % 増となっており、足元で回復の兆しがある。シンガポールでは、2000 年の約 4.7 万から、2024 年の約 3.4 万へと、約 30% 減少しているが、2024 年の出生数は、前年比約 0.4% の増と近年の急速な減少傾向の下げ止まりがうかがえる。

なお、婚外子率は、韓国では長らく日本と同程度であったが、近年上昇が顕著であり、2024 年は 5.8% と過去最高を記録するとともに、直近 10 年間を見ると、2014 年から 3.9 ポイント上昇している。一方、シンガポール⁵⁵は 2012 年の 1.2% から、2021 年には 0.8% と低下傾向にある。

⁵⁵ シンガポールは婚外子に出生証明書に父親の名前が記載されていない場合などを含む。また、取得できた統計データが 2012 年～2021 年であることから、その部分のみ掲載している。

図表 コ 4－3 韓国・シンガポール・日本の出生数及び婚外子率



（３） 初婚年齢と第１子の母親の年齢の関係

初婚年齢⁵⁶の推移を見ると、韓国では 2000 年の平均が男性 28.8 歳・女性 26.5 歳から、2024 年には男性 33.9 歳・女性 31.6 歳へ上昇している。シンガポールでも、指標は中央値⁵⁷であるが、2000 年の男性 28.7 歳・女性 26.2 歳から、2024 年には男性 31.1 歳・女性 29.6 歳まで上昇している。

第１子出生時の母親の年齢⁵⁸は、韓国の平均は 2000 年の 27.7 歳から 2024 年には 33.1 歳へ上昇している。シンガポールでも、中央値⁵⁹で、2000 年の 28.5 歳が 2024 年は 31.9 歳まで上昇している。

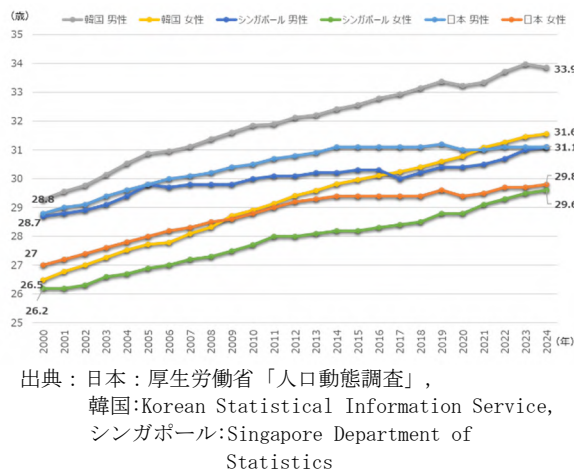
⁵⁶ 日本における平均初婚年齢は、2024 年に男性 31.1 歳、女性 29.8 歳となっており、2000 年の男性 28.8 歳、女性 27 歳と比較すると、男性 2.3 歳、女性 2.8 歳上昇している。

⁵⁷ シンガポールにおける初婚年齢の統計は「平均値」ではなく、「中央値」を用いている。

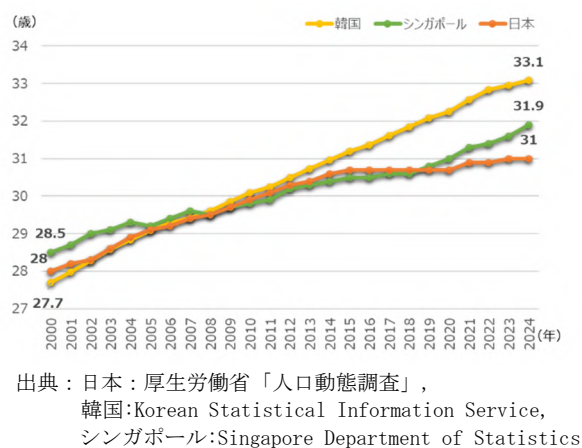
⁵⁸ 日本の 2024 年における第１子出生時の母親の平均年齢は 31 歳と 2000 年の 28 歳と比較して 3 歳上昇している。

⁵⁹ シンガポールにおける第１子出生時の母親の年齢の統計は「平均値」ではなく、「中央値」を用いている。

図表 コ 4 - 4 韓国・シンガポール・
日本の平均初婚年齢



図表 コ 4 - 5 韓国・シンガポール・
日本の第 1 子出生時の
母親の平均年齢



両国の整備する統計において用いられる指標が異なることから、単純な比較はできないものの、両国とも晩婚化と同時に晩産化が並行して進行しているものと見られる。また、両国ともに「第 1 子の母の年齢が女性の平均初婚年齢を上回る」傾向が確認できる。なお、欧米諸国と比較すると依然として低い水準ではあるものの、韓国においては、近年、婚外子率が急激に上昇していることから、結婚後に初産を迎える規範意識の受け止め方への変化の兆しも見受けられる。

以上より、韓国・シンガポールの両国には、結婚及び出産が先送りされる傾向にあることに加え、結婚と出産の強固な結びつきが共通していることが確認できた。一方で、出生数及び婚姻数の減少に反転の兆しが見受けられるとともに、若者の結婚観の変化の可能性がうかがえる韓国の実情については、我が国における政策検討の際の参考となる可能性が高い。そこで、ここからは韓国を対象を絞り、現状を分析するとともに、我が国への示唆を得ていく。

(4) 韓国における少子化の社会的要因と対策

韓国において少子化が進む直接的理由として未婚の増加が指摘されている。例えば、30 代の未婚率は、2000 年の 13%から 2020 年には 42.5%に急伸しており、特に

女性においては4人に一人が結婚そのものに消極的であるとの指摘⁶⁰もある。こうした若者の結婚への消極姿勢は、ジェンダー不平等、苛烈な教育競争、労働市場の競争激化、不動産価格高騰による住宅取得の難しさなどが複合的に作用している⁶¹と言われている。

図表 コ4-6 韓国における30代男女の未婚率

単位：％

性別	年齢階層	2000 年	2020 年
男	30～34 歳	28.1	65.9
	35～39 歳	10.6	37.8
女	30～34 歳	10.7	46.0
	35～39 歳	4.3	23.3

出典：Korean Statistical Information Service

また、少子化は日本・韓国に限らず東アジア全体の共通課題であり、背景として家族主義的規範の強さ、母親に偏りがちな負担、強度の教育競争と教育コストといった構造要因が指摘される⁶²。

韓国では、20～30 代の7割が大卒以上となる高学歴化が進んでおり、高学歴化⁶³に伴う教育費負担の上昇が家計を圧迫している。加えて、教育競争の過熱や就職難は安定した経済的基盤を持つ社会人として自立するまでに必要とされる期間の延長に他ならず、結婚・出産という判断を先送りさせる効果がある。結果として初婚年齢が上昇し、出産に係る時間的制約が強まることで出生数を押し下げ、子どもが「1人」にとどまりやすい状況を形成するとの指摘⁶⁴がある。

加えて、韓国では、就職するまでを子育て期間と捉える傾向が強いことから、高学歴化の進展が、親の時間資源の制約となっている。親世代では専業主婦世帯も多かったのに対し、高学歴となった現代の若年女性はキャリアの断絶を恐れ、結婚や出産に慎重になっている。一方で、男性は人生の一時期を兵役に就くことにより時間資源が奪われている。高学歴化が進み、就職難が解消されない韓国にあって、男

⁶⁰ 春木育美. 韓国の少子化問題とその背景—社会変革を求める若い世代. 都市問題, 2024, 115, p96-104

⁶¹ 春木育美.” 韓国社会の現在—超少子化と社会の分極化”. 東京大学学術機関リポジトリ. 2024-05-14. <https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/records/2013553>, (参照：2025-12-16)

^{62, 64} 聖学院大学 春木育美教授に2026年1月20日愛知県ヒアリング

⁶³ 韓国では、大学院まで進学する割合が日本よりはるかに大きいとされている。(聖学院大学政治経済学部政治経済学科 春木育美教授に2026年1月20日愛知県ヒアリング)

性は女性よりも就職において不利だと感じている。こういった事情からジェンダーの不平等があると男女双方が感じており、相互に不満を持つという課題がある⁶⁵。さらに、儒教文化に由来する家父長制的規範や、親族行事において「嫁役割」を求められるといった慣行上の負担が、女性の結婚忌避につながるとの指摘⁶⁶がある。

結婚慣行にも課題があるとされている。韓国では結婚する際に新しい住居を用意するのが一般的で、伝統的に新郎は家を用意する代わりに新婦は生活用品を用意するという分担がなされてきた。近年では、住宅価格の高騰により、男女が結婚する年齢に達するより前に、住宅を購入することが困難な状況になっている⁶⁷。賃貸住宅の場合でも、チョンセ⁶⁸というシステムがあることにより、まとまったお金がないと住む家を確保できず、結婚生活を始めにくい⁶⁹とされている。

韓国では2000年初頭の保育政策を端緒に、産休・育休制度の整備、不妊治療や出産医療費の負担軽減、住宅政策、児童手当などあらゆる少子化対策が実施された。

その中でも特に力を入れてきたのが住宅政策であり、韓国の少子化予算の半分は住宅政策であった。具体的な住宅政策としては、公営住宅への優先入居や低金利の住宅ローン、条件付きの融資などが実施された。ただし、法律婚をしていないと対象外、賃貸住宅の面積制限、好立地物件の抽選競争など制約が多く、力を入れている割にあまり効果がない⁷⁰との評価もある。

加えて韓国社会は過去数十年の間に急速な変化を遂げ、西洋諸国が2世紀以上かけて経験した近代化をわずか半世紀の間に成し遂げるという「圧縮的近代」を経験した⁷¹とされる。このため、日本よりも急激な速度で物事が変化していくことが多く、社会システムの構築が変化に対応できておらず、少子化対策を難しくしているとの指摘⁷²もある。

65, 69, 70, 72 春木育美. ”韓国社会の現在-超少子化と社会の分極化”. 東京大学学術機関リポジトリ. 2024-05-14.
<https://repository.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/records/2013553>, (参照: 2025-12-16)

66 聖学院大学 春木育美教授に2026年1月20日愛知県ヒアリング

67 菅 桂太・曹 成虎. ”人口政策としての住宅政策: シンガポール・韓国の例”. 「日中韓における少子高齢化の実態と対応に関する研究」令和2年度 総括研究報告書. 2020. p89-120

68 チョンセとは、家主に住宅価格の一定割合の金額を保証金として預けて、1年から2年の賃貸借契約後に返還される制度。

71 笹野美佐恵. ”韓国社会におけるジェンダー革命と少子化—世界最低出生率の背後で何が起こっているのか—”. 人口問題研究 (J. of Population Problems.) 79-2 (2023. 6). p107-132

一方、足元では出生数及び合計特殊出生率の回復が見られる。要因としては、2023年からの婚姻数の増加、政府による経済的支援やワーク・ライフ・バランスを支援する政策、さらに企業や宗教団体による独自の少子化対策などが挙げられている。

具体的な政策としては、出生初期の養育費負担を緩和する「初めての出会い利用券」、生後 18 カ月以内の子どもを養育するために同時に育児休業を取得した父母に対して、最初の 6 カ月間について通常賃金の 100%を支給する「6+6 育休制度」、ワーク・ライフ・バランスの実現に伴う中小企業の負担を軽減するため、中小企業が出産休暇・育児期の労働時間短縮に伴う代替人材を新しく雇用した際の助成金の引き上げなどである。

企業及び宗教団体も出産祝い金の支給などを行っており、韓国政府も「企業が職員に支給する出産支援金は、子どもが 2 歳になるまでは金額にかかわらず全額非課税とする」法案で後押ししている⁷³。もっとも、企業の少子化対策は人材確保やイメージ向上の側面が強く、単独では効果が限定的であるとの指摘⁷⁴もある。

日本、韓国、台湾、香港、シンガポールの近年の人口学的状況を検討すると、欧米圏で第 2 次人口転換⁷⁵と一括されている現象のうち、出生率低下と結婚の不安定化と晩婚化・未婚化は起きているものの、結婚と出産を繋ぐ規範は健在であり、結婚制度そのものが揺らいでいるとは言えない⁷⁶とされている。そんな中、韓国では近年婚外子率の増加が顕著である。

(5) 韓国における婚外子率の上昇と国の対応

韓国における婚外子率上昇の背景には、同棲や未婚での出産に対する若者の意識の変化がある。韓国統計庁によれば、「法的に結婚していなくても同棲できる」との回答は、2014 年の 46.6%から 2024 年には 67.4%と約 20 ポイント上昇している。また、「結婚していなくても子どもを持って構わない」との回答も、2014 年に 22.5%

⁷³ 金 明中. なぜ韓国の出生率は 9 年ぶりに上昇したのか? —2024 年の出生率は 0.75 に上昇—, 日精総合研究所, 2025-02-27. <https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=81254?pno=3&site=nli>, (参照: 2025-12-23)

⁷⁴ 聖学院大学 春木育美教授に 2026 年 1 月 20 日愛知県ヒアリング

⁷⁵ 人口転換とは、高出生率・高死亡率均衡から低出生率・低死亡率均衡への社会の不可逆的転換であり、ヨーロッパにおける「第 2 次人口転換期」とは、1960 年代末からの人口置換水準を下回る出生率の低下を指す。

⁷⁶ 落合恵美子. “近代世界の転換と家族変動の論理——アジアとヨーロッパ” . 社会学評論. 2013, 64 (4), p533-551

であったのが、2024年には37.2%と約15ポイントの上昇となっている⁷⁷。

これに加え、住宅に関する制度設計が非意図的に結婚を忌避する誘因を与えている可能性が指摘される。例えば、住宅購入に際し、結婚カップルよりも単身者⁷⁸2名として融資を受けた方が、融資総額を多くすることが可能な制度が存在するなど、経済的インセンティブの付与方法が世帯形成に影響する場合がある⁷⁹。

こうした動向を踏まえ、政府は、現行制度見直しの検討を進めており、事実婚や未婚の男女が直面している問題点を把握するため関連制度や慣行などの実態調査を行うこととしている。また、多様なパートナー制度のあり方についての検討が進められている⁸⁰とされる。

（6）我が国への示唆

韓国における出生率の反転要因を見ていくと、①婚姻数の増加、②ワーク・ライフ・バランス実現に向けた支援、③企業等の少子化対策が効果をあげているとされる。これらは、本研究会において検討してきた内容とも整合性がある。近隣諸国の実例を踏まえると、我が国でも、結婚のハードルを下げる施策、特に男性の育児休業の取得促進、少子化対策を行う企業等への支援をより一層強化していく必要がある。

その際、韓国の育休制度にみられる所得補償の充実によるインセンティブ付与は参考となり得る。一方で、政策目的と整合するよう、インセンティブを付与することが重要であり、制度設計に不備が判明した際には、速やかに政策を見直す必要がある。

さらに、韓国で指摘される家父長制的規範や親族行事の負担など、制度だけでは捉えにくい社会慣行が結婚忌避に影響し得る点は、我が国の実態把握においても留意すべきである。また、韓国と比較して、我が国は結婚・子育てに関する制度が相対的に整っている一方、若者の結婚意欲が低いとの指摘⁸¹がある。若者の声を政策に反映し、多様性の容認と将来不安の解消を通じ、結婚・子育てを選択し得る環境を

⁷⁷ 出典：Statistics Korea, “2024 Social Survey”

⁷⁸ ひとり親支援の意味合いもあり、夫婦で所得を合算するよりも、未婚の状態で男女それぞれが融資を受けた方が有利になる制度となっている。（聖学院大学政治経済学部政治経済学科 春木育美教授に2026年1月20日愛知県ヒアリング）

^{79, 80, 81} 聖学院大学 春木育美教授に2026年1月20日愛知県ヒアリング

社会全体として形成することが、事態改善に資する可能性がある。

そして、家族のあり方についても、社会情勢の変化を踏まえ、実態調査を行ったうえで、制度の見直しを検討していくという実践的なアプローチは、我が国における政策立案においても参考となる手法なのではないだろうか。

風土や歴史が築いてきた社会風俗は重要ではあるものの、今を生きる我々の実態に即した社会制度を形成し、様々な考え方を持つ人々が自分らしく暮らしていけるような社会の実現が、豊かな社会づくりにつながるのではないだろうか。

6 今後解決していくべき課題

ここまで我が国の少子化の現状と課題を分析するとともに、諸外国の実情や政策分析を通じて、各国が少子化への対応に苦悩しながらも、様々な工夫を行いながら出生率の維持や改善を図っていることが分かった。

これまでの分析を踏まえると、我が国における少子化・結婚を取り巻く政策課題は、次に示す4点に集約できるのではないかと考えられる。

- ① 若者の出会いの機会の不足及び若者が結婚や出産に踏み切るために十分な経済力の確保
- ② 結婚・出産及び子育てにおける身体的・心理的負担の軽減
- ③ 結婚や出産への「積極的な動機」を持てる社会の実現に向けた気運醸成
- ④ 社会情勢の変化に対応した多様な家族のあり方

以下において、課題の背景など、それぞれの詳細について整理をしていくこととする。

(1) 課題が生ずる背景等について

- ① 若者の出会いの機会の不足及び若者が結婚や出産に踏み切るために十分な経済力の確保（課題①）

少子化の大きな要因の一つとして、婚姻数の減少が挙げられる。第3章で言及したとおり⁸²、いずれ結婚するつもりと回答した未婚者（18～34歳）の割合は減少傾向にあるが、男女ともに80%以上がこの回答を選択しているとともに、減少傾向は婚姻数そのものの減少と比べると緩やかである。

一方、同調査で、結婚意思のある未婚者（25～34歳）に「現在独身でいる理由」を尋ねた際、「適当な相手にまだめぐり会わないから」が最も多い。

⁸² 出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

また、結婚意思のある未婚者に対して「1年以内に結婚するとした場合の支障」を問うと、「結婚資金」が最多⁸³である。また、理想の子ども数を持たない理由⁸⁴についても、第4章で言及したとおり、「子育て・教育にお金がかかりすぎるから」の割合は減少傾向にあるものの、最多であり、「家族を養う収入がない」といった回答も上位に位置する。

加えて、若年層の雇用状況を見てみると、20～34歳の男性の就業において、非正規雇用の比率が独身男性で高く、雇用の不安定⁸⁵さが課題である。非正規雇用は「結婚意思の低下」や「出生力の低さ」などに影響を与える⁸⁶とされている。

これらを踏まえると、若者は結婚を希望していないのではなく、出会いの機会の不足が結婚の障壁となっており、男女の出会いの機会の創出が求められる。また、金銭的要因が結婚・出産の意思決定に大きく影響していることから、若者が結婚・出産に踏み切れるような経済的な安心感を持つことも併せて重要になってくる。

② 結婚・出産及び子育てにおける身体的・心理的負担の軽減（課題②）

夫婦が理想の子ども数を持たない理由⁸⁷として、「これ以上、育児の心理的・肉体的負担に耐えられない」を選ぶ割合は、ここ20年ほど大きく変化しておらず、必要な支援が届いていない可能性が示唆される。また、未婚の方を含め子どもを持つことを希望しない理由⁸⁸として、「自分の生き方と子育てが両立できない」、「仕事と子育ての両立ができない」との回答も多く、ライフスタイルと子育ての両立に関わる葛藤が垣間見られる。

直近では、男性と比較して女性の方が結婚や出産に否定的な割合が増加⁸⁹してい

^{83, 84, 87} 出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

⁸⁵ 総務省「令和6年労働力調査」によると、20～34歳の男性の正規・非正規就業率を見ると、どの年齢階層でも未婚男性の方が非正規の割合が高く、平均でも既婚男性5%に比べ、未婚男性は29%である。

⁸⁶ 錦谷まりこ、井上まり子、鶴ヶ野しのぶ．”少子化社会における非正規雇用と結婚、妊娠・出産、育児”．日本衛生学雑誌. 2018. 73(2). p215-224

⁸⁸ 出典：愛知県「少子化の観点から結婚や子どもの法的保護を巡る実情や課題に関する調査に係るパネル調査」（2024年度）

⁸⁹ 結婚：いずれ結婚するつもり」の下落幅（男性：85.7%（2015年）⇒81.4%（2021年）の4.3ポイント減、女性：89.3%（2015年）⇒84.3%（2021年）の5.0ポイント減）で女性の方が大きいこと、また、「一生結婚するつもりはない」の上昇幅（男性：⇒12.0%（2015年）⇒17.3%（2021年）の5.3ポイント増、女性8.0%（2015年）⇒14.6%（2021年）の6.6ポイント増）も女性の方が大きい。出産：未婚男女の希望子ども数の減少幅が男性よりも女性の方が大きく（男性：2.04人（2010年）⇒1.82

る。現代の若者は男女平等意識が高い一方で、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に起因する固定的性別役割分担意識の残存⁹⁰などにより、家事・育児に費やす時間は男性より女性の方が多い状況⁹¹が続いており、女性に負担が偏っている現状は解消されていない。なお、男性が、配偶者の体調に合わせて育休を取得することや、育児休業中の家事・育児への積極的な取組が、追加出生意欲の向上につながる⁹²ことが確認されている。また、「こども未来戦略⁹³」においても、「共働き・共育での推進」が今後3年間集中的に取り組むべき取組として挙げられている。

我が国では結婚と出産の結びつきが強いため、晩婚化の進展に伴い晩産化も進行している。不妊治療の実施件数は2023年には約56万件（2013年は約36万件）、不妊治療による出生児数は約85,000人（2013年は約42,000人）⁹⁴と年々増加している。治療を受けることによる身体的・精神的負担は大きく、また、金銭的負担に関しても、2022年4月より生殖補助医療に対する保険適用は始まっているものの、先進医療は全額自己負担になるといった課題が残されているほか、公的保険の費用対象となる生殖補助医療の選択肢にも制約が存在している。

これらを踏まえると、家事・育児負担の軽減、固定的性別役割分担意識の解消、男性の育児休業の取得促進を含む男女双方への仕事と育児の両立支援、不妊治療への支援拡充といった、結婚・出産・子育てに対する負担軽減策のより一層の充実が求められる。

（2021年）の0.22人減、女性：2.10人（2010年）⇒1.78人（2021年）の0.32人減）、また、「結婚したら子どもを持つべき（賛成）」の減少幅も女性が多い（男性：75.4%（2015年）⇒55.0%（2021年）の19.4ポイント減、女性67.4%（2015年）⇒36.6%（2021年）の30.8ポイント減）（出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所））

⁹⁰ 内閣府が実施した「令和3年度 性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究によると、「夫婦の役割分担に関する項目は、女性でも年代が高くなるほど性別役割意識（「そう思う」傾向）が強くなる。」とされている一方で、「家事・育児は女性がするべきだ」について、「そう思う」または「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合は、20代の男性が23.9%、女性は17.1%で約7ポイントの差がみられる。

⁹¹ 総務省「令和3年社会生活基本調査」によると、「共働き世帯（6歳未満の子どもがいる世帯）の1日当たりの家事・育児時間」は男性が89分であったのに対して女性は349分と大きな差がある。

⁹² 出典：長沼裕介、中村かおり、高村静、石田絢子、「男性の育児休業取得が働き方、家事・育児参画、夫婦関係等に与える影響」、内閣府経済社会総合研究所、2017

⁹³ 令和5（2023）年12月22日閣議決定

⁹⁴ 出典：（公財）日本産科婦人科学会、「2023年 体外受精・胚移植等の臨床実施成績」、2025-08-29。
https://www.jsog.or.jp/activity/art/2023_JSOG-ART.pdf,（参照2025-12-24）

③ 結婚や出産への「積極的な動機」を持てる社会の実現に向けた気運醸成（課題③）

若年層では、結婚に対する価値観の変化が見られ、「男女で暮らすなら結婚」、「結婚したら子どもを持つべき」などといった旧来的な規範への支持は減少傾向⁹⁵である。

一方、「子どもがいると生活が楽しく心が豊かになる」との肯定的な理由は高い割合を維持⁹⁶している。

また、内閣府が 2020 年に実施した調査⁹⁷によると、「こどもを産みやすい国だと思うか」の問いに対して「そう思う」の 4.4%、「どちらかといえばそう思う」の 33.8%を合わせた 38.3%は、フランス（82.0%）、ドイツ（77.0%）、スウェーデン（97.1%）と比較して格段に低く、我が国の経年比較で見ても 2005 年の 47.6%から 9.3 ポイント低下している。

結婚や子どもを持つことへの「積極的な動機」を若者が持てるよう社会全体でこうした雰囲気醸成することが必要である。自治体・企業・地域コミュニティ等が連携し、当事者が「産み育てやすい」と実感できる社会の実現が重要である。

④ 社会情勢の変化に対応した多様な家族のあり方（課題④）

我が国では結婚と出産の結びつきが依然として強く、婚姻数の減少が出生数の減少に直結しやすい。これは従来からの社会通念に加え、未婚の親から生まれた子の法的保護が十分ではない点が影響していると考えられる。

一方で、近年の調査では、結婚や出産に対する旧来的な考え方への支持が趨勢的に下がってきており、若者の結婚や出産に対する価値観の変化もうかがえる。

こうした中、諸外国の状況に目を向けると、韓国では、近年、若者の結婚や出産

^{95, 96} 出典：第 16 回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023 年 8 月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

⁹⁷ 内閣府 子ども・子育て本部：令和 2 年度「少子化社会に関する国際意識調査」報告書（概要版）

に対する価値観の変化に伴う婚外子率の上昇が顕著であることから、社会情勢の変化を踏まえ結婚制度の見直しを視野に入れた調査が、国の主導的な取組により行われようとしている。

また、フランスやスウェーデンでは、国民的な議論のもと、多様な家族のあり方を制度として用意し、多様性を社会が容認することで、「産みたい」という意思を持つ人が希望を実現できる社会の構築が目指されている。

こうしたことを踏まえると、我が国においても結婚に対する価値観の変化を踏まえた多様な家族のあり方について検討を深める必要がある。

（２） 課題に対応する施策例

ここからは、上記４課題に対応する施策の例を示す。現在の国と地方の役割分担等も踏まえ、現時点で法改正が必要なものや、全国統一的な制度により対応することが望ましいと考えられるものは「国として取り組むべき施策」、地域の実情に応じて対応することが望ましいと考えられるものは「各地方の実情に合わせて取り組むべき施策」として整理する。

ア． 国として取り組むべき施策（対応課題番号を併記）

（ア）若年層の雇用・賃金の安定化（①）

若者が結婚・出産をためらう主要因は依然として金銭的理由である。景気動向に過度に左右されない安定的な就労環境を整備し、若年層が早期から結婚・出産を選択できる基盤を強化する必要がある。

（イ）出産に係る費用の負担軽減（①）

妊婦健診に対する経費の助成や分娩への公的保険適用などを含む自己負担額の軽減などを通じて、妊娠・出産に係る費用負担のより一層の軽減を図り、安心して出産に臨める環境を整える必要がある。

(ウ) 今まで以上に育児を積極的に支援する給付設計 (①)

完結出生数が2を割り込む状況を踏まえ、現在は第3子以降に付与される児童手当の第3子加算や、3歳児未満の保育料の無償化などの対象を第2子以降にも拡充を検討する必要がある。

(エ) 税制面での対応 (年少扶養控除など) (①)

フランスのN分のN乗方式などを参考に、子どもの数が多いほど税負担が軽くなる設計を検討し、子どもを持つことへのインセンティブを一層強化する方向で検討を進める必要がある。

(オ) 教育費用の負担軽減 (①)

高等学校授業料の無償化や給食費の抜本的負担軽減など、初等・中等教育段階の支援は拡充されてきていることから、今後は、依然として家計に対して重い負担となっている大学など高等教育の授業料負担の一層の軽減、大学入学料の重複納入の解消などについても検討を進めていく必要がある。

(カ) 企業等による子育て支援施策への支援 (①、③)

企業等が独自に従業員等に対し金銭面を始めとした子育て支援施策を実施している場合に給付や税制で支援するなど、若者の経済的負担の軽減と企業による子育て支援の拡大を促し、社会全体で子育てをする気運の醸成につなげる必要がある。

(キ) 家事・育児負担の一層の軽減 (②)

家事代行サービスの利用に際しての助成などによる家事負担の軽減に加え、ベビーシッターの利用に際しての助成、こども誰でも通園制度の利用時間制限⁹⁸の緩和、障害児保育の充実など保育・教育環境の整備により、子育て世帯の育児

⁹⁸ 現行の制度では、月10時間までとなっている。(実施する市町村により異なる場合あり)

負担のより一層の軽減を図る必要がある。

(ク) 長時間労働の是正と柔軟な働き方の推進 (②)

生産性の向上や勤務間インターバル制度の導入などにより、労働者の長時間労働の是正と労働者がそれぞれのライフスタイルに応じて時間や場所を問わない柔軟な働き方を実現できるよう企業等に対して支援を行うことなどにより、男女ともに家事・育児へ参画し、子を授かり育てることの労苦だけでなく喜びや楽しさを実感できるよう、身体的・精神的ゆとりを確保する方向で検討する必要がある。

(ケ) 男性の育児休業の促進 (②)

配偶者の体調や家庭状況に合わせた育児休業取得のより一層の促進や両親ともに取得した際の給付率の引き上げ期間を延長するなど、インセンティブの設計を検討する必要がある。なお、制度の検討にあたっては、中小企業等の置かれる実情にも配慮しつつ、企業等に対する適切な支援についても併せて検討する必要がある。

(コ) 固定的性別役割意識の解消に向けた啓発の強化 (②)

共働き志向の広がりを踏まえ、固定的性別役割意識の解消に向けた広報・教育・事業者向けガイドラインの推進などを実施する必要がある。

(サ) 生殖補助治療の対象拡大 (②)

現状、43歳未満とされている年齢制限の見直しや、保険適用となる治療方法の拡充を検討することで、子どもを産み育てたい方の希望に寄り添う必要がある。

(シ) プレコンセプションケアの拡充 (②・③)

将来の妊娠・出産を見据え、健康管理・ライフプラン・栄養・感染症予防など

の知識を若いうちから身につける取組を拡充し、若者が自らの人生を主体的に設計し、必要なケアを理解・準備できるようにする必要がある。

(ス) 結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成 (①・②・③)

子育て世帯を社会全体で支える価値観を共有し、地域・企業・学校の連携による支援を広げることを目的とした広報・啓発活動の実施や、地方自治体や企業等が実施する結婚・子育て支援事業に対する支援をより一層行う必要がある。

(セ) 養育費立替制度等の検討 (④)

2026年4月の改正民法施行に伴い、法定養育費が設定されるとともに、養育費の取決めに基づく民事執行手続が容易になることで、実効性が向上したところである。しかしながら、支払いが滞ってから実際に養育費が支払われるまでには地方裁判所等による手続に相当の時間を要することが想定されるため、その間ひとり親は経済的に不安定な状況にさらされることとなる。経済基盤の安定は、安心して子どもを産み育てる前提であることから、地方裁判所等における執行期間の短縮と、その間の養育費を行政等が養育費支払い義務者に代位し、立替払いを行う制度の導入を検討するなど、ひとり親家庭の子育て環境が経済的に脅かされることのないよう、環境を整備する必要がある。

なお、フランスやスウェーデンでは、親の婚姻関係や子どもの置かれている状況にかかわらず、父親に養育義務がある制度となっていることから、父親としての子育て責任を明確化するという視点に立ち、制度を検討する必要がある。

(ソ) 多様な家族のあり方を支える法制度の検討 (④)

第5章において、有識者講師から指摘のあった「制度の変化が国民意識の変化を促した」ことを踏まえ、フランスのPACSやスウェーデンのサムボなども参考としながら、社会全体の価値観の変化に対応した多様な家族のあり方を支える法制度として、事実婚カップルであることを公的に示すことができる仕組みづくりや一定の法的保護を与える制度の創設を国民世論の動向も踏まえつつ、検討する必要がある。

なお、改氏により職業生活上や日常生活上の不便・不利益、アイデンティティの喪失など様々な不便・不利益が指摘されてきたことなどを背景に、選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見もある。

選択的夫婦別氏制度の導入については、1996年2月に法制審議会が国へ答申を行い、国は、1996年及び2010年にそれぞれ改正法案を準備したものの、国民各層に様々な意見があること等から、いずれも国会に提出されていなかった⁹⁹。

こうした中、2025年の第217回通常国会には、複数の政党から夫婦別姓を導入する法案¹⁰⁰が提出されたことに加え、旧姓の通称使用を法制化する法案¹⁰¹も議員提案され、審議入りしたものの、採決には至っていない。

(タ) 多様な家族のあり方に対する理解促進と啓発 (④)

生命保険の受取人、住宅ローンの収入合算といった民間の社会慣行についても、多様な家族のあり方を反映したものとなるよう、関係者の理解促進と啓発を進めていく必要がある。

(チ) 出生届における「嫡出子」「非嫡出子」記載区分の廃止 (④)

2013年の民法改正で相続における差は撤廃済みであり、記載区分の実質的意義は薄く、差別の対象となっているとの指摘¹⁰²もあることから、記載区分の廃止を検討する必要がある。

なお、上記において、国として取り組むべき施策をまとめてきたが、この中には、国と地方が連携して取り組むことによって、より効果が期待できる多い。そのため、必要に応じ、国と地方が、相互に連携して取り組んでいく必要がある。

⁹⁹ 法務省。"選択的夫婦別氏制度（いわゆる選択的夫婦別姓制度）について" 法務省。
<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji36.html>, (参照：2026-01-22)

¹⁰⁰ 立憲民主党及び国民民主党が法案を提出した。両党案の相違点は、子の氏の決定方法が、「法制審の答申に沿い、子の氏を婚姻時に決定する」（立憲）と「婚姻時に戸籍筆頭者を決め、子の氏は筆頭者の氏に統一する」（国民）という点である。

¹⁰¹ 日本維新の会が法案を提出した。「戸籍に「通称として使用する婚姻前の氏」を記載する制度を設け、国・自治体・事業者等に必要な措置を講ずるよう努める。」ことが明記されている。

¹⁰² 中曾久雄。"出生届における嫡出の有無の記載と憲法14条"。地域創成研究年報. 2015. 10. p99-109

イ. 各地方の実情に合わせて取り組むべき施策の例

各地域では、地域の実情や多様化した住民ニーズに応じたきめ細かな事業や国の事業に先んじた先導的な取組が期待される。

(ア) 若者の出会い支援 (①)

結婚課題としての「男女のマッチング機会の不足」に対応し、自治体主導で出会いイベント、マッチング支援、相談・伴走支援などを強化する必要がある。

(イ) 若者への経済的援助 (①)

新生活費・住居費等の助成により、結婚初期や子育て期の経済負担を軽減し、結婚や出産に対するハードルを下げる必要がある。

(ウ) 地域の実情に応じた子育て支援 (①・②)

保育・教育費の補助といった経済的負担の軽減策と保健師による新生児訪問などのサービス給付による育児負担の軽減策を、地域特性に合わせて設計する必要がある。

(エ) 保育の充実 (②・③)

自宅保育など多様な保育方法への支援、保育施設や放課後児童クラブにおける待機児童の解消、病児保育の拡充、保育士の加配など、質・量の両面で強化する必要がある。

(オ) 困難な状況にある親子への支援 (②・④)

困難な状況にある親子の子育てへの負担感や不安感を軽減することで、安心して子どもを産むことができる社会に繋げる必要がある。具体的には、不登校の状態にある子どもに対する教育機会の提供や居場所づくり、離婚後の親子に対する伴走型支援などが挙げられる。

(カ) 若者へのライフプラン作成支援 (③)

若いうちから結婚・出産も含めた人生設計を描けるよう、学校・企業などと連携したキャリア教育・出張講座などのライフデザイン支援を実施する必要がある。

(キ) 乳幼児とのふれあい体験 (③)

未婚者が「赤ちゃんや小さい子どもとふれあう機会がよくあった」と回答する割合は男女ともに4割程度と低い。また、子どもと触れ合う機会が多い未婚者ほど結婚意思が高いことも分かっている¹⁰³ことを踏まえ、若者が子どもを持つことに対して前向きなイメージを持ってもらえるように乳幼児やその親との交流を行う必要がある。

(ク) 企業等と連携した子育て支援事業 (③)

子育て支援パスポート等の子育て家庭の優待やこどもファスト・トラックなどで、地域の店舗・事業者が割引・優待・託児支援などを提供し、社会で子どもを育てる気運の醸成につなげる必要がある。

(ケ) パートナーシップ・ファミリーシップ制度の拡充 (④)

法的拘束力はないが、自治体の宣誓・証明書交付により、社会生活上のパートナー等としての関係性を公的に示す機能を持たせるとともに、公営住宅の入居、生命保険の受取人指定といった行政・民間サービスの受益拡大を進めることで、多様な家族のあり方の社会的認知につながる取組を推し進めていく必要がある。なお、同制度の全国的な普及により、広い社会的認知と転居時の宣誓不要などの利便性向上が期待される。

国に先んじて行われるこうした取組のうち、特に効果が認められるものについては、国の事業として、全国的に展開されることが望ましい。

¹⁰³ 出典：第16回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）調査結果報告書（2023年8月公表）（国立社会保障・人口問題研究所）

7 結び

我が国の出生数は国の推計を大幅に上回る速度で 70 万人を下回った。少子化の進行は深刻な社会課題として、もはや一部の領域にとどまらず、国家全体の持続可能性に直結する問題である。このような強い危機感のもと、本研究会を立ち上げ、現状の分析と今後の対応策について多角的な検討を重ねてきた。

少子化の要因は複合的であり、若者の出会いの機会の不足、経済的な不安定さ、育児・教育環境の不十分さ、働き方の多様化といった社会構造の変化に加え、個人の価値観やライフスタイルの多様化も影響している。加えて、若者の結婚や出産に対する意欲は低下傾向にあり、この変化を踏まえた対応が不可欠である。すなわち、単に現行の支援制度を拡充するだけでなく、若者が家族を持つ人生をイメージすることができ、その上で安心して家族形成を選択できる環境を整えることが求められる。したがって、単一の施策では十分な効果を期待することは困難であり、出会いの機会の創出、経済的支援の充実、子育て支援体制の強化、働き方改革の推進、教育・保育の質の向上など、あらゆる分野において総合的かつ継続的な対策を講じる必要がある。

また、子どもを社会全体で育てるという意識の醸成とともに、個人の選択を尊重し、多様な家族のあり方を受容する社会が求められる。結婚や出産に対する価値観が多様化する中で、すべての人々が自ら望む人生設計を実現できるよう、制度面・意識面の両面から必要な支援を行うことが重要であり、特に個人の価値観に大きく関わる問題については、社会に多様な価値観が存在することを前提としたうえで、共生を可能とするような制度設計をすべきである。

各自治体においては、多様化する住民のニーズに応じ、地域の実情に即した施策を着実に推進することが求められる。一方で、全国的に共通する課題については、国が責任を持って制度設計や財政支援を行い、自治体との連携を強化する必要がある。併せて、子育て支援策は子どもや子育て世帯にのみ利益が帰属するものではなく、次世代への人的資本投資として社会全体に広く還元されるものとして、幅広い理解と合意形成を図ることが重要である。

さらに、どのような状況にある子どもであっても、安心して健やかに成長できる社

会の実現は、我が国の未来を担う基盤として極めて重要である。子どもの権利を保障し、教育・福祉・医療などの各分野において切れ目のない支援体制を構築することが不可欠である。

前提として、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、これらに関する多様な価値観・考え方が尊重されるべきである。この前提のもと、個人の選択を支援した結果として少子化のトレンド反転を目指すべきである。

今後も、少子化の問題が国家全体の持続可能性に直結するという深刻な危機感のもと、これまでの先入観や既存の枠組みにとらわれることなく、科学的根拠に基づいた政策立案を行い、実効性のある施策の実施に向けて不断の努力を続けていくことが求められる。

(参考) 研究会の開催状況

開催日	開催概要	
第1回 2024年 10月21日	研 究 テ ー マ	結婚子どもを巡る実情や課題について
	講 師	国立社会保障・人口問題研究所 岩澤 美帆氏
	講 演 タ イ ト ル	「結婚や子どもを巡る実情や課題について」
	参 加 知 事	愛知県 大村知事（座長）、滋賀県 三日月知事、 奈良県 山下知事
第2回 2025年 3月21日	研 究 テ ー マ	子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて① （婚姻事実婚の実情や課題の分析検討）
	講 師	慶應義塾大学文学部 阪井 裕一郎氏
	講 演 タ イ ト ル	「婚姻事実婚を巡る実情や課題について」
	参 加 知 事	愛知県 大村知事（座長）、滋賀県 三日月知事
第3回 2025年 6月20日	研 究 テ ー マ	子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて② （子育て施策についての実情や課題の分析検討）
	講 師	東京大学大学院経済学研究科 山口 慎太郎氏
	講 演 タ イ ト ル	「子ども子育て支援は次世代への投資」
	参 加 知 事	愛知県 大村知事（座長）、石川県 馳知事
第4回 2025年 10月23日	研 究 テ ー マ	「諸外国における家族政策について」
	講 師	①フランス在住ライター 高崎 順子氏 ②大阪大学大学院人文学研究科 高橋 美恵子氏
	講 演 タ イ ト ル	①フランス社会における家族制度の実情と少子化施策の現状について ②「スウェーデンにおける子育て支援と家族政策 —多様な家族を支える仕組みと課題」
	参 加 知 事	愛知県 大村知事（座長）、千葉県 熊谷知事、 徳島県 後藤田知事
第5回 2026年 2月24日	テ ー マ	「研究会での議論を踏まえた課題・論点の整理」
	有 識 者	国立社会保障・人口問題研究所 岩澤 美帆氏
第6回 2026年 6月11日	テ ー マ	「第1～5回までの議論の整理、報告書のとりまとめ」
	参 加 知 事	愛知県 大村知事（座長）、

本報告書作成にあたりご協力いただいた有識者

国立社会保障・人口問題研究所 人口動向研究部長 岩澤 美帆氏

慶應義塾大学 文学部 准教授 阪井 裕一郎氏

東京大学 大学院 経済学研究科 教授 山口 慎太郎氏

フランス在住ライター 高崎 順子氏

大阪大学 大学院 人文学研究科 教授 高橋 美恵子氏

聖学院大学 政治経済学部 政治経済学科 教授 春木 育美氏